

平成14年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成14年3月5日

午後8時59分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	小野美枝子	係長	上埜幸弘
--------	-------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	浦口隆	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	阪野輝男

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 5番 松田議員

- 1、市町村合併問題をめぐる論議を深めるため、当面の課題とその取り組みについてどう考えているのか。
- 2、公共下水道事業の財政状況とその展望、供用開始に向けての取り組みと、その対応についてどのように考えられているのか。
- 3、斑鳩町公共墓園開発基本構想をめぐる具体的な計画策定について、どのような作業の流れが考えられているのか。

〔2〕 4番 山本議員

- 1、母子家庭の児童扶養手当制度の削減案について、どのように考えるか。
- 2、妻も国保の世帯主になることができる（通達2001.12月15日厚生労働省）という考え方について。

〔3〕 13番 喜多議員

- 1、斑鳩町商業協同組合が発行する商品券について

①斑鳩町商業協同組合は平成4年に設立して、額面500円の商品券事業をされております。これは商工会とは別途組織に結成されており、現在の加盟店は106店舗、1店舗につき会費として年間3,000円、出資金として1万円。

又、この事業の補助金として町から30万円、商工会から30万円を受け運営をされております。

しかし新年度予算では、この30万円の町補助金を全面カットされております。昨年まで補助金対象とされた趣旨、新年度からカットされた主な理由をお聞かせ下さい。

②商品券事業の今後のあり方についてどのように考えているのか、又行政としてどのような指導、助成をしていくか、その方策をお聞かせいただきたい。

2、商業実態調査について

①調査結果はどのように分析されたか？

②商業活性化計画の策定は出来るのかお聞かせ下さい。

3、町は合併に向けてどのように進めていくのか？

4、少子化対策としての子育て支援について

〔4〕 11番 萬里川議員

・今年4月から小・中学校で新学習指導要領が実施され「学校週5日制」がスタートする。その中で多くの自治体では土曜休日の受け皿づくりが進んでいる。当町としてどのような受け皿を考えておられるのか。

・21世紀の日本を文化芸術大国と位置づけ文化芸術振興基本法が成立し、斑鳩町としても期待する中で、10年も続いた斑鳩小学校の金管クラブの廃部は子どもや親にとってたいへんショックを受けておられます。廃部に至った経緯と今後の考え方についてお伺い致します。

・読書の素晴らしさを子どもたちに伝えるため読み聞かせ運動や朝の読書運動の推進が全国で広がりをみせています。当町としての実態をお聞かせ下さい。

又、東京杉並区で2000年11月から始められたブックスタート事業は、本との出会いを早める運動として行われ、効果が出ていますが、当町として、ブックスタートは進んでいるのかお伺い致します。

・学校図書館の図書整備が進んでいる地域ほど読書量が多いとのデータが出ている中で、当町の各学校での目標冊数は達していますか？

・斑鳩町立図書館が開館されて5年目になり、単独行事においても随分充実してきていることに喜びを感じているひとりです。しかし町民の登録者数は地区によってばらつきがあり、50%をきっている所が多い。町民の方の利用を高める施策があれば、その考えをお聞きしたい。又、なぜ大和郡山市がずば抜けて多いのか。

・奈良市が財源難の中、高齢者優遇3点セットを見直しすることで、約1億

4、000万円の負担軽減になるとしています。私自身、当初奈良市の老春手帳の例を出し、当町としても無料の循環バスを走らしてほしいと要望する中で、70歳以上の方を対象にバスチケットの配布がされる中、現在では当町独自の循環バスを走らせています。バスチケットの利用者と今後の考え方をお聞かせ下さい。

・ちょっとおかしいのでは・・・？

ごみ有料化の中で、可燃ごみ袋や不燃物ごみ袋に45円、65円等お金を出して購入しています。資源ごみの袋配布については無料で配布されていますが、その袋代にいくらのコストがかかっていますか。

1年間で24回の分としておりながら、10枚単位でお願いするとして、我が自治会の班の方の申し込みを見ますと30枚の世帯が多かったが、私自身の判断からしてもビン、カン・ペットボトルとも1ヶ月に1回出せたら良い所で、月によっては2ヶ月に1回の時もある。どのような考え方で10枚単位なのかお聞かせ下さい。

〔5〕7番 野呂議員

1、ペイオフに伴う町資金の管理運用について問う。

万一、大損失を起こした時は、三役は具体的に、同町民に責任をとるのか。弁済するのもしないのか、又弁済できるのか聞いておきたい。

2、部課長を始め、職員の能力を引き出す、人事についてどう考えているか。

3、ムネオハウス等鈴木宗男議員問題や外務省問題について

①町長は考えているか。

②町職員が町民の利益に照らして行政の誤りや不合理性、不正について、内部告発した場合、正しく町民の利益に大局的に見てかなうなら、容認するのもしないのか伺いたい。

③国や地方自治体の仕事を政治家、官僚と結びついた企業を取り、その見返りが政治家に企業献金や賄賂として還流する。私ども共産党は、企業献金は企業の利益のための、政治家への合法化した賄賂と考えており、企業献金の廃止を訴えています。

この際町長に聞いておきたいと思います。

(イ) 町長は政治家が企業献金を受け取るのを良いとするのか、ダメだという立場をとるのか聞いておきたいと思います。

(ロ) さらに町長は町の公共工事、補助工事をしている請負業者から政治献金を、過去もらったことがあるのか。又、現在までもらっているのか、今後はどうするのか伺いたい。(後援会等、あらゆる町長の関係する政治資金団体について)

〔6〕 8番 里川議員

1、JRが経営合理化計画を推進するなかで、本日3月1日より法隆寺駅北口の駅員無配置時間の拡大は、斑鳩町にとっても大きな問題と考えられるが、どのように受け止めているか。

- ・事前協議などはあったのか
- ・交通バリアフリー法からみてどうか
- ・今後の駅橋上化を協議していくJRの姿勢としてどうか
- ・観光行政からみてどうか

2、介護保険について

- ・「介護保険サービス利用実態調査」の集計結果から、以前から主張している保険料の軽減はもちろん今も要望していますが、今回は利用料、特に在宅サービスについての軽減についてを聞きたい。
- ・国・県からの補助がある「ケアマネジメントリーダー活動促進事業」という新規事業について斑鳩町の取り組みを聞きたい。

3、国の緊急雇用対策について

- ・14年度は該当事業なしということですが、16年まで続くこの事業に対しての町の考え方を示してほしい。

4、学校教育について

- ・4月からいよいよスタートする総合学習と完全週5日制についての各小・中学校の準備状況について
- ・学校LAN構築については最大限の活用と大きなメリットを期待しますが、各学校のホームページと情報公開、学校間や教育委員会との情報交換についての可能性について

〔7〕 10番 西谷議員

- 1、峨瀬自治会集会所建設契約不履行に伴う町長の責任と今後の対処について問う。
 - 2、町村合併に伴う、今後の町長の具体的な取り組みについて問う。
 - 3、白石畑地区の電波障害による地元住民の人体への影響について問う。
 - 4、町道401号線（通称服部道）の用水路について問う。
-

- 1、本日の会議に付した事件
議事日程に同じ
-

(午前8時59分 開議)

○議長(小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、会議は成立いたします。

一般質問をお受けいたします前に、本会議初日に代表監査委員から、会議録作成につき、そご、誤字等のないように作成をつとめられたいとのご指摘を受けました。早急に整理をし、正誤表の配付をもって訂正させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、5番、松田議員の一般質問をお受けいたします。5番、松田議員。

○5番(松田 正君) 私は、この議会が始まりました初日に、特に施政方針の中で町長が、合併問題について議会も活発な論議を行ってくれということでございますので、その要請にこたえる立場からも、まず冒頭合併問題について若干見解を申し上げながら議論に参画をしてみたい、このように考えております。

効率的な行政サービスをするためには、国と地方の仕事と財源の検討だけではなくて地方の合併が必要だと政府は言うておりますが、そのために期限付の合併特例法によりまして自治体合併の促進を促そうといたしています。これを受けて自治体は、大きくて力のある都市がいいのか、小さくても一体感のある共同体がいいのか確信が持てないままに、何となく合併は避けられないのではないかという感覚で受けとめられているのではないのでしょうか。その確信の持てない言葉の裏返しとして、「住民の意向を慎重に見極めながら検討をする」という表現で、合併問題に正面から向き合って具体的に実態的な議論に踏み込もうとしていないのではないかと、ある意味では模様眺めの様相を示しているのではないかと、こういうふうを感じる向きがあるんですが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長(小野隆雄君) 小城町長。

○町長(小城利重君) 市町村合併について論議を深めるためには、合併パターンによりませんが、合併による町の将来像を住民に明確に示す必要があると考えております。ただ、現下の状況は、合併については、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化していく中で、広域7町では、共通認識はあるものの、特に進展している状況にはありません。しかし、将来に批判を残さないためにも、今こそ「将来のまち」を大きな視点に立って考えていく

必要に迫られている時期に来ていると考えております。

市町村合併は、将来のまちづくりにとって、住民の皆さんとともに考えていく一つの大きな選択肢です。住民の皆様方に対しても、深く議論をしていただくために、具体的な情報提供が必要であります。合併問題は、住民の将来にかかわることなので、合併するとどうなるかという情報が十分でなければ、住民も判断できません。

したがって、客観的なデータや具体的な将来像などを提供する必要もあると考えております。つまり、住民への情報提供や説明会を行うには、各町が独自の資料ではなく、共通の資料により行い、その上で住民の意向を把握し、斑鳩町の進む方向性を決めていくべきと考えております。

現在は、広域7カ町の広域圏協議会で議論を行っておりますが、具体的に協議する機関の設置が必要であります。そのためには、任意の合併協議会の設置が必要であると考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 町長は、昨年12月の議会でも施政方針として合併推進の方向を示して、この議会でもまたその立場を強調して、住民の意識の形成を図るために議会に積極的に対応を求めておいでになります。

しかし、町長は、「住民の動向を慎重に見極めながら合併を推進していく」というふうに言われているわけでありますけれども、合併特例法の有効期限内の合併ということ視野に置いておいでなのかどうかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 合併特例法の適用の期限が平成17年3月31日であることは、皆様もご承知のとおりであると思います。特例法の適用の期間に合併しますと、財政面を初めとする数多くの特例措置が講じられることとなっております。このことは、質問者もご承知のとおりであると思います。

このことから、一般的には、合併するならば、特例法の適用期間内の合併が財政面で得策であると言われております。しかしながら、合併協議に要する時間が2年かかると予想されることから、残された時間は残り少ないと思っております。本来合併には、対象となる自治体に合併への申し入れを行い協議していくという流れになるわけですが、現在のところ、県により示されました合併パターンの中の自治体からも申し出がありません。もちろん当町も行っておりません。

私は、合併については必要であると申し上げてきたところではありますが、これから合併に向け、議会の議員皆様方と調べ、行動を起こしてもよいのではないかと考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 初めに私申し上げましたように、今の答弁をお聞きをいたしておりまして、行政に携わる人々自身が模様眺めの姿勢をとっているというふうに言ってもいいのではないかと。いみじくも今、そのようなお答えであったのかという印象を強く持ったわけではありますが、問題はやはり、この合併問題について、関係住民がどのような意識を持っているかどうか、これをどう判断するかということが極めて大切な内容になってくるというふうに私は思います。

したがいまして、合併問題について、現状における住民の動向というものをどういうふうに分析、判断をされているのかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今日まで、合併についてのアンケート調査があったわけございまして、一番新しいものとしては、今年の9月議会の一般質問におきまして、質問者より、法隆寺青年会議所が行ったアンケート調査結果について述べられております。

アンケート調査の結果としては、当町では、合併せず協力や連携を進めていったほうがよいと考える方が半数以上を占めておられます。何ゆえ半数以上の方が合併に積極的ではないのかと考えますと、1つには、当町は大阪のベットタウン的な特性があり、住民としては、どちらでもよい、余り関心がないということ、2つには、合併を議論する情報の公開が不十分であるため判断しにくいということ、3つには、斑鳩という名前に対しやはり愛着があるということが根底にあるのではないかと考えております。

しかし、その後から、現在の合併に対する全国の動き、地方分権の議論、社会経済情勢などについては、大きく変わってきています。そうしたことから、今の住民動向はどうかと尋ねられますと、以前と同じであると言いきれない状況であります。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、さきに行われました「王寺周辺7カ町の21世紀のまちづくりを考える集い」について、どのように総括をされているでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 亡くなられた武安上牧町長が提唱されて以来、合併に向けてのこ

ういった動きはなく、今回のシンポジウムは、合併に向け前進したとは言いがたいですが、問題提起をしたという点では評価をしたいと思います。

ただ1つだけ心配があります。というのは、パネリストを含め会場に来ておられた方が、賛成かもしくはそれに近い考えの方が多数を占めておられたことであります。もちろん合併を推進していこうという趣旨のシンポジウムでありましたので、当然といえば当然であります。欲を言えば、合併に否定的な方の意見もお聞きしたかったと思っております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 私もこの集いに参加をしたんですが、そして感じましたのが、いわゆる首長自身が、そのときにご発言をなさっている状態を聞きましても、合併は避けられないだろう、しかし、合併してどうなるんやろ、それがいいのか悪いのかという関係については、判断がやっぱり尽きかねると。これは極めて大事な今後の市町村のあり方について非常に難しい問題であると、だから慎重にしなければならん、こういうことで、確信を持って進めようという意思の表明ということではなかったように思うんです。そういう印象を強くしたということが第1。これは、いわゆるそれぞれ行政に携わる人々自身が今まだ確信が持てない状況にあるという印象を強く受けたということが1つ。

2つ目には、一般住民の立場から言いますと、まさにどういうふうに判断をしたらいいのかどうかということについて全くわからない。そのままに何かかけ声だけが、合併、合併というふうに聞こえてくるというように、いわゆる確信が持てないという意識が非常に強く出ていたのではないのかな。

したがいまして、8人のパネリストの中を見ましても、首長さんお2人が、積極的に進めるということではなくてやっぱり慎重にという表現をとられておる。議会の関係で出ておいでになりました皆さんも慎重にということで、一般の学識者と言われる人々の関係では、積極的に進めるというのはお1人だけだった。あとのお2人については、わからんという表現だったと思う。このことから見て、一体何が不足しているのかということをも十分に検討し総括し、この事実を総括し検討し今後の対応策を考えていかなければ、こうしたシンポジウムといえますか、こういう集いを何回重ねても空回りばかりしていく状態になっていくのではないかなというような印象を強く持ったところであります。

そこで、私は、昨年12月議会では、都市基盤整備のおくれを指摘をしながら、特に斑鳩町として今最も重要なこととして重点5項目というふうに取り上げさせていただきま

した。この中身については省略いたしますが、この重点5項目の実行こそが、斑鳩町の将来を展望し、市町村合併の道筋を定める重要な分岐点になるのではないかとことを申し上げ、その取り組みの強化を要請をいたしました。

今日合併問題を考えていきますときに、これらの斑鳩町が掲げる重点施策、都市基盤の遅れを取り戻すための重要な課題について、一体合併問題とあわせて考えるときにどうしていくんだらうか、どういうふうに位置づけをしていくんだらうか、置き去りにされてしまうような状態がないのかどうなのかというような関係で、いろいろな面でやっぱり不安がありますし疑問が残ります。こういった点について、一体どのように位置づけをされようとしているのか。このような考え方というのは、私だけではなくて、一体どうなっていくんかなという関係での答えが今出てないし示されてもない状況でありますから、かなり不安があるのではないのかなというふうに思うんですが、この辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 松田議員から、昨年の12月議会において、5項目にわたる施策について要請がされたことに対し、私は5期目に対する考え方を決意として答弁をさせていただきます。

合併問題を考える上で、当然質問者が要請されている5項目はもちろんのこと、他の分野においても、この地域のまちづくりを行っていく上では、当然考えていかなければならないことであると考えております。また、仮に合併するからといって、これらの施策の実施が後回しにされたりするようなことがあってはならないことでもありますし、この地域が発展する上では必要な施策ばかりであります。

私は、基本的には、合併しようがしまいが、これらの施策を着実に推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 先ほども申し上げましたが、王寺周辺7カ町主催の合併問題をめぐるシンポジウムでも、住民に対する情報の提供というものが非常に不足しているという指摘がされておりました。このことは私も、昨年6月議会においてこの場所でも、いわゆるそのことを指摘をいたしております。いわゆる合併することによって地域の特性をどのように効率的にいかすことができるのかどうかという確信の持てる情報の発進というものが必要だということを痛感をいたしましたし、またそういう意見も述べられておりました。

具体的にどういうふうに対応していこうとするのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 国の立場から見た合併は、財政的な危機管理、地方分権という観点からは役所の機能強化であると言えます。しかし、それはあくまで組織の内向きの話であって、本当の目的は、やはりまちづくりの体制を整えることにあります。この基本を見失えば、住民無視の組織の論理という批判を受けかねません。

私は、まちづくりとは、本来は地域の価値観を形にしていこうとすることであると考えております。そのためには、利害を一にしている地域でまずまとまっているといったことが必要になるわけでありますが、現下の状況を見ますと、住民の皆様方にとっては、合併のパターンは示されたけれども、もうひとつまちの将来像がはっきりしない、実感ができないという感覚ではなかろうかと思っております。つまり、合併すると、私たちの暮らしや身の回りにどのような変化が起こるのかというような生活に密着した情報が十分でなければ、住民の皆様方も判断できません。住民一人一人が合併について正しく理解し、住民みずから自分たちの将来のあり方を決めるためにも、客観的な情報や将来像などの情報を十分提供していく必要があると思っております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 先ほどの質問と同じような意味合いになるのかなあというふうには思いますが、斑鳩町のまちづくりの指針として第3次総合計画なるものがございます。これは10カ年計画を展望したものでありまして、昨年からの第3次総合計画が具体化をされていく状況になっています。現在の今の町長の任期中に、いわゆるこの総合計画による前期の事業になるというふうには私は思います。斑鳩町が目指し斑鳩町民が期待をしている状況というのは、この第3次総合計画の具体的な推進である。また、そのことを斑鳩町のまちづくりとして形成されていくことを期待しているんだと思うんです。

そういたしますと、この第3次総合計画といわゆる合併問題などを考えていくときに、一体どういうふう調整されていくことになるんだろうかというようなことについて、今日まで具体的に説明をされていません。したがって、私は、この場所において、そういった関係についてどういうふう位置づけ、どう調整されていくのか。合併問題を議論するときこういう問題がどのように意見調整を図られていくことになるのかということについてお尋ねをしておきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 一般的に、合併する場合、合併法定協議会の中で市町村建設計画を策定いたしますときに、各町の総合計画も参考に協議されます。また、合併時に、関係市町村の現計画をもとに新たな総合計画を策定するという事になってまいります。その策定に際しましては、それぞれの地域が育んできた歴史、風土を大切にしながら、それぞれの地域の特色を反映した計画を策定する必要があると考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 合併特例法が平成17年3月までの時限立法になっているわけがありますけれども、この期限内合併というものを視野に置いておるのかどうかというふうに先ほどお尋ねをいたしましたけれども、お答えとしてはどうとっていいのかなということがあつた。はっきりしていなかつたように思ひますし、2年かかるねんど、準備だけでも。そうすると、日がないでというふうになつてゐるんですけど、残り少ないということが難しいというふうにお考えになつてゐるのか、だから急いでやらないかんとということになつてゐるのか、その辺はちょっと受けとめ方として私ははっきりしていなかつたという感じがしてゐるんですけども、例えばこの期限内合併というものを視野に置いていくとするならば、一般的になつてゐることは、ことし中に決断しなかつたかんと。そうしないと、やはり順調にいったとしても問題が残るであらうと、こういうふうになつてゐるわけですね。

そういうことなどを考えていきますと同時に、じゃそれらに対処していくための条件として一体どういふことがあるのかなということなどを考えてみますと、ことしは三郷と安堵町の町長選挙が行われるわけですね。そして、議会は来年の4月に改選期を迎えることになつてゐます。ちょうど、いわゆる議論を進めていくにしましても対処をとるにしましてもちょっと間になつてくる、時期が。こういうことを考えますと、どうしても先送り、先送りということになつていくのかなという感じもするんですけど、この辺のところを考えながら期限内合併ということ視野に置くとそういうこと出してくるし、可能なのかどうか。そういうことを配慮するんだということではなくて何か先送りをするよふな印象になつたりします。この辺についてどういふふうにお考えになつてゐるんでしょう。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 合併特例法の期限内に合併に向けて決断を迫られてゐることは、私も同感であります。また、ことしの5月は三郷町、7月には安堵町の町長選挙があり、

また来年の1月には平群町の町長選挙、そして4月の統一地方選挙には河合町の町長選挙並びに議会の改選が各7カ町でございます。現在、広域7カ町で合併に向け、各町首長、各町議長間で協議を進めているところでありますが、現在の協議状況では、特例法期限内の合併は、残された時間からいって急ぐ必要があると考えております。

そこで、私は具体的な議論を行うためには、任意の合併協議会設置に向け検討する時期に来ておるのではないかと考えております。まず、任意の合併協議会を設置し、合併するにしても、また結果として合併しないにしても、各町内で議論を深めるべきであると考えております。まず、任意の合併協議会が必要であると考えます。王寺周辺広域市町村圏協議会で方向が決まりましたら、議員皆さんのご協力をよろしくお願いを申し上げたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 任意の合併協議会と法定合併協議会との違いという関係について一体どうなるのか。そして、今広域7カ町による協議会を持っています。そこで任意であるとか、あるいは法定でありましても、多少協議会を設置するということになりますと人員が拡大されるのかな。要するにそのことだけの違いだというふうに思うんですけども、現時点では、そのことを考えていく云々というよりもむしろ、広域協議会で十分その体制をとりながら法定協議会という方向になってもいいのかなというふうに思うんですが、まず法定が実は私自身がどうなっていくのかなということが定かでないと思いますので、任意の合併協議会と法定の合併協議会との違いという関係についてお聞かせをいただきたいと思っています。

さらに、続けてまいりたいと思いますけれども、市町村の合併によって何がどう変わるのかが具体的に示されていないと思います、今。住民の関心事としては、市の名称がどうなるのか、あるいは本庁舎の所在地はどこになるのか、あるいは合併後のまちづくりはどのように考えられていくのか、地域住民が最も知りたいということが説明されていないままに抽象的に合併、合併というふうに叫ばれているというふうに思います。

これまでに、町長あるいは議長とによって構成される広域圏協議会も何回か、合併問題について先進地の視察を行っておいでになっているというふうに理解をしています。しかし、その結果についてどういうふうに話し合われているのか、あるいはその結果についてどう取り組もうとしているのかということなどについて、あるいは合併を考える上で何が問題で何が課題なのか、何をどうしようとしているのかということについてのいわゆる情

報などが提起をされていません。そういったことの提起がない限りにおいて、なおさら地域住民の納得が得られませんし、機運を盛り上げるということには到底なり得ないのではないか、こういうように私は思います。

したがって、当面の合併問題を考える調整の場としては、やっぱり私は広域圏協議会であろうというふうに思われる。現在、その広域圏協議会がその役割を果たさなければならぬといういわゆる認識に立っているのかどうかということから見ますと、極めて体制をとっているというふうには言えない状況だというふうに私は思うんです。

したがって、やはり広域圏協議会が問題、課題というものを整理をして、その方向性と議論の結果を広くやはり住民に広報していくことから取り組んでいくべきだというふうに思うんです。そうしないと、変わった組織を幾らつくってみても、結局同じところを空回りばかりしているだけだと、一步踏み込んだ対応というものを考えていくということが必要ではないのかというふうに思うんです。

私は、そういう意味でその土台を、きっかけをつくっていくのが広域圏協議会の当面の役割ではないのかなというふうに思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 法定と任意の関係でございますけれども、法定の合併協議会の設置に至る過程には、その地域の抱える事情によってさまざまな形があると思います。地域的に見て、合併関係市町村が多い地域や、その地域においてクリアすべき課題が多い地域ほど法定協議会設置まで準備調整機関として任意の協議会を設けられるのが一般的であると思っております。

このことから、本地域に当てますと、合併対象自治体が7つと多く、また郡域もまたがることなどから、事前に任意の協議会等などで基本的な取り決めを行う方法が、結果としてはスムーズに法定協議会へ移行できるのではないかと考えておるわけでございます。

それとまた次に、この合併問題については、広域圏協議会において種々協議を行うとともに、視察研修を行っているところでもあります。この協議内容や視察内容について、住民に十分な広報を行ってこなかった結果、この問題を複雑にしている要因の一つとなっていることも事実であると思っております。

また、質問者が述べられている合併基本4項目にかかわる事項についても、住民には大きな関心のあるところであります。地域の議論を盛り上げることから言っても、この協議会からの情報提供は必要であると認識しておりますが、現時点では、広域7カ町間での課

題整理ができておらず、その方向性を示す段階に至っていなかったことから、結果として不透明感を住民に与えていることも事実であります。

さきに申しておりますように、残された時はもう余りありませんけれども、私といたしましては、広域圏協議会での議論の内容等について、情報の提供を行うことは、地域の議論を喚起するという点からも必要であると考えております。そして、その延長線上に任意の合併協議会の設置があると考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 合併問題をめぐる議論というのは、現在の状況を見ますと、行政も議会も住民も、3者3すくみの状態にあるのではないかと、こういうふう思うんです。その局面をどう打開していったらいいのかということが、やっぱり今最大の課題ではないのかな、こういうふうに思います。

そこで、いろいろ議論があるだろうし意見も出てくるんだろうとは思いますが、私は合併問題の議論を盛り上げる手段として今考えられることというのは、やっぱり合併協議会の設置に向けて、それが法定であるのか任意であるのかは別にして、とにかく設置に向けて関係町村が具体的な意見調整に入るという方針を明確に打ち出してみてもどうか。慎重に慎重に言ってますけれども、やると言うんかやらんと言うのかどっちかもわからん、やらないかんと言いながらそういうことになっている。ですから、協議会自身がその是非を問うための手だてを具体的につくっていきますという関係をきちっとやっぱり打ち出してしまおう。打ち出していく。そして、そのことによって、いわゆる今日の局面を打開することになるのではないかと。

いよいよ協議会も具体的な議論をし始めたなということが住民に印象づけられるとしますと、住民も身近な問題として合併問題をさまざまな立場において考えていくことになるのではないかと。現時点では、何か自分らに余り関係がないんだというような印象になっているんだと思うんです。だから、それを自分たちのものとして考えるきっかけをそういうことによって引き出していくことが今求められているのではないかと、あるいは必要なんではないかなと、こういうふうに思います。いい例えになるのかどうかわかりませんが、私は、言うならば刺激を与えて論議に火をつけるという役割を今果たすべきではないかと、こういうふうに思うんです。

そうした論議の内容を、具体的に情報化として地域の住民に提供をしていく。その強いリーダーシップというものが今発揮される、その役割を果たすのが広域圏協議会ではない

のかというふうに思うんですけども、特に生駒郡の協議会の会長としての立場を今町長しておいでになるわけですね。であるとするなら、郡の協議会の会長の立場としてのこの種問題について、町長としてはどうお考えになるのかということについてお聞きをしたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほども申しあげましたように、合併の是非について地域の議論を喚起することからも、情報の提供が必要であります。市町村合併を議論する上で私が最も大切であると考えておりますのは、今現時点を論ずるのではなく、過去の市町村合併から今日に至る経緯を見ましても、今後20年、あるいは30年先の将来のまちの姿を見据え、また視野に入れて議論を尽くすことが必要であると思っております。

今後の国における構造改革や地方分権の流れは一層加速し、これまで以上に地方自治体に求められることが多くなると予想されます。少子・高齢化に代表される行政需要の増加、環境対策やごみ対策、バリアフリー、IT社会の構築など今日的課題への対応を考えますと、当町を含め他の自治体においても、単独でそれなりに一定水準を維持していくには、現在のサービスの維持に相当な努力を要し、厳しい状況になることが想定されます。

そうしたことから、私は住民のニーズや地域の課題に的確に対応し、個性豊かなまちづくり、あるいは地域づくりを行っていくために、合併による行財政基盤の安定強化やよりスリムで充実した行政体制を検討、あるいは実現させることは、住民福祉の向上を担う者の責務であると考えております。

今後も国などの動きが目まぐるしく変わっていく中であって、今の時代に多少の痛みは伴いますが、この痛みを地域が分け合い、よりよい地域社会を創造し、次の世代へ引き継いでいくため、合併に向け一層の努力をしてまいる所存であります。

また、生駒郡町村会長としてのリーダーシップということでございますけれども、私はやはりいろいろとご相談申し上げる中では、安堵の島田町長にしても三郷の秋田町長、あるいはまた平群の中筋町長のご意見もいただく中では、まず7カ町の合併を一つの視野として、その中でやっぱり17年3月という一つの目標時点がございますから、その中では生駒郡としての立場というものは、最終的に7カ町がうまくいかないとなれば、やはりそのときの判断をするのが我々の一番大きな問題でなかろうかということもいろいろとご意見を交わしておるところでございます。

いずれにいたしましても、7カ町の合併等についての、先ほど来から言われております

協議会等を設置しながら、やはり広域圏市町村協議会の議長会ともども議論を進めていくことが大事であろうと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 冒頭に言いましたように、議会も積極的に活発な議論をしてくれという提案、そして一緒に歩いていく、進んでいこうやないかというふうにも呼びかけられているんですから、一緒に進んでいこうとすれば、一緒に歩いていこうとすれば、よりこういう問題についての具体的な考え方というのをやっぱり示していただいて、我々がなほほどなあというのが言えるような状態をつくってもらわないと、どうしても一緒に歩いていくことができないしというふうに私は思うんです。

だから、そういった面において、今総括的に私は、求められている状態といいますか、必要なことというのは、住民が合併問題について成熟した判断ができるような情報提供をどうしていくのかということが一番今求められているんだと思うんです。そのことについて十分理解ができるとするなら、そのために今我々が一体何を、どういう体制をつくったらいいのかということが一番課題だと思うんです。そして、何から手をつけていけばいいのか、こういうことについて、やはり今こそ真剣な議論と体制づくりが必要ではないのかというように考えていることを申し上げて次の問題に移っていきたいと思います。

次には、いろいろな関係者のご努力によって公共下水道事業が、16年とも言われてみたり17年とも言われてみているんですけれども、供用開始のめどが立ってきた、こういうことであります。

そこで、現在公共下水道事業についての認可区域 ———— 243ヘクタールの工事の完成目標年次と総事業費の見込み額、あるいは財源の内訳というものはどういうことになっているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） まず、現在の公共下水道事業認可区域であります243ヘクタールにつきましては、平成22年までに整備していきたいと考えております。それに要する総事業費といたしましては、199億1,000万円と推定しております。その主な財源でございますが、国庫補助金で48億2,000万円、地方債で85億8,000万円、一般会計繰入金などで65億1,000万円と推定しています。また、その時点におきます起債償還残高は66億に達するのではないかと推定いたしておるところであります。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、13年度末で78ヘクタールが整備が完了の予定であるということのようでありますから、これは事業着手から78ヘクタールの整備の完了時点までの総事業費の内訳、そしてその財源内容はどうなっているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） 平成13年度末で約78ヘクタールの整備が完了する予定であります。それに要します総事業費といたしましては、82億と見込んでおります。その内訳といたしましては、工事費・測量設計委託費・支障物件移設補償費で49億6,000万円、流域下水道建設負担金で16億6,000万円、公債費で10億2,000万円、人件費ほか経常経費で5億6,000万円と見込んでおります。そして、その主な財源といたしましては、国庫補助金で17億5,000万円、地方債で42億7,000万円、一般会計繰入金等で21億8,000万円となる見込みであります。また、今日までの起債残高につきましては、39億8,000万円になる見込みでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、供用開始に向けての条例等の整備を進めるということをお前議会から言われているんですけれども、その準備作業とこれからの手順について、どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） 供用開始に伴う下水道条例等に関する条例制定につきましては、住民に対する周知期間等及び排水設備指定工事店の指定、研修事務等で最低1年を要するものと考えております。また、17年の供用開始を予測していることから、おそくとも平成15年の12月までには、下水道条例等の関係条例の制定をお願いしたいと考えているところでございます。特に政策的な内容であります下水道の使用料とか受益者負担金の考え方、水洗化促進の助成制度の考え方につきましては、平成14年度から委員会にご審議をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 特に公共下水道事業完成時点で、先ほどのご説明を聞きますと、起債残高が66億になるというふうに推計されるというふうに言われておるわけですが、そういうことを念頭に置きながら、いわゆる供用開始時点に向けての受益者負担金

、あるいは下水道使用料などをどう設定をしていくのかということとは極めて重要なことだろうというふうに私は思うんです。それから、さらに、個人関係から見ますと、いわゆる排水設備工事費など多大な個人費用負担がかかってくる、こういうことになるというふうに思うんですが、こういう問題に対応するためのいろいろ関係条例等整理をしていかなければならんということになるんですけれども、先ほども申しあげましたように、ちょうど来年の4月に議会が改選期を迎える。今からいろいろ審議をお願いすることになるんだというふうに言っているんですけれども、例年と違いまして改選期を迎えるということですから、継続審査ということにはなっていないというふうに思うんです。

そういうことを考えることとあわせて、地域住民の説明会その他の関係の後の具体的な対応を考えていきますと、一体日時的にどう考えていくんだらうかと、作業手順をどうしていくんだらうかということがあるというふうに私は思うんです。

そうしますと、例えばこの6月議会ぐらいに条例その他の関係の関係手順をするための具体的な事項を議会の予算委員会でも協議の場にのせて、そして少なくとも来年3月なら来年3月に、いわゆる15年度の3月なら3月議会では1つの条例、関係条例の姿ができ上がっていくという形をとるということになれば、現議会における責任体制ということで処理をしていくことになります。そうでないとするならば、先ほど言われているように、15年の12月ということで行きますと、いわゆる改選後の議会ということになりましたら、6月議会からということになっていくと思うんです。そういうことを考えますと、果たして今言われているようなことでもいいんだらうかどうだらうか、こういうふうなことについて私はいささか疑問が残るんです。特にその点が慎重に配慮をしないと、準備不足、説明不足のままに供用開始の時期を迎えるということになってしまうのではないのかな、こういうふうに考えますので、その辺は十分慎重に、どう言いますか、具体的にその対応措置にぬかりのないように配慮をする必要がある、こういうふうに思うんですけれども、この点については、今のご説明で十分乗り切っていけるというようにお考えですか。

○議長（小野隆雄君） 辻上下水道部長。

○上下水道部長（辻 善次君） まず、下水道条例等とか受益者負担金に関する条例、それと水洗化トイレの設置補助に関する条例、それと水洗化促進の中で、水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則等直接住民に関するこれらの条例規則等を考えております。その中で特に料金関係、住民の方々に直接負担をお願いする料金関係とか、補助金の対象の範囲とか、それとか融資あつせんの場合はあつせんする金融機関の関係等いろいろ

ろありますので、その辺を平成14年度中に一定の、条例の本文やなしにそういう項目を、他町村の実態をも説明しながら1年かけてお願いしていきたい。その後条例を、平成15年になりますか、その辺ぐらいに条例の正式な案として出していくということで、その行程の中である程度、住民が直接負担するものについて先に、ここ1年ほどかけて審議をお願いしたい。それが早くなれば条例ももう少し早く制定していきたいと考えております。これらの項目がかなり出てきておりますので、その辺を十分にやっばりご審議をお願いしてから本格的な条例案として提出をお願いしたいと。

いずれにいたしましても、住民に直接関係する分につきましては早期に成立をお願いしたいというふうに考えておりますけれども、その辺、今後の、我々としては、平成15年の12月と言ってますけれども、できるだけ早く条例制定に向けて努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 全く何を考えとんのかわからんというふうに思うんです。ですから、条例なしに取り扱いの関係とか金だけ先に決めてんのやとか都合のええことばかり言うても、そういうことになってきますと、議会の責任は持てないわけです。議論だけしといてくれと、そして解散になる、あるいは改選後の関係については、前の議会でいろいろ議論していたことを咀嚼して決めたんやからこれでやってくれというふうに言うというふうに今言っているんですが、そんな取り組みでいいんかどうか。このことについて私は、全く不十分である、問題を残すというふうに思ってますので、この問題については、一遍、何か聞くところによりますと、この議会中に所管の常任委員会で今後のスケジュール的な面を整理をするということのようでありますから、その段階で十分にご議論をいただいております。今のような体制になりますと、私は議会の議員の一員としてとても承知できない取り扱いだというふうに申し上げて次の問題に入りたいと思ひます、時間がありませんので。幾つか用意をしていたんですけれども、省略をさせていただきます。

次の問題は、公園墓地問題であります。

この墓地の問題につきましては、ご承知のように、町は町民の期待にこたえとして墓地公園の開発に取り組むということで、平成12年に斑鳩町公共墓園基本構想なるものを所管の常任委員会に提示したということでありますが、その後どういうふうに対応をされているのか。また、この基本構想は、町として公式的なものというふうに位置づけられて

いるのかどうかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員が申されますように、平成12年3月議会の厚生常任委員会におきまして、斑鳩町公共墓園基本構想を策定をするに際しまして、実施をいたしましたアンケート調査の結果と、それから公共墓園基本構想につきましてご説明をさせていただきますました経緯がございます。

この基本構想は、公共墓地を考えるに当たっての目的とその基本的な姿勢、それから墓地開発地区選定に当たっては、選定の方針とその方法、開発規模の設定、各法的規制などを勘案し、候補地ゾーンの抽出を行ったものでございます。

このことから、斑鳩町公共墓園基本構想は、斑鳩町の墓地計画の基本となるものと、このように位置づけを行っているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 斑鳩町の公共墓園基本構想は、正式なものというふうに説明があったわけですが、現在墓地の基本構想に示している候補選定地外のところでいろいろと接触が行われているというようにお聞きをするわけでありますけれども、そのことは、いわゆる基本構想が示しております開発条件を具備しており、なおかつこの基本構想が示す選定候補地よりも関係地域住民の了解が得やすいというふうに認識をして、ここに言う候補地以外のところに接触をされているというふうに理解をしいいんでしょうか。また、その接触をされているというのは事実なんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ただいま議員よりこの墓地公園の基本構想についての提起をいただきました。今言われたように、基本構想に示す選定候補地以外のところ、現在白石畑地区での計画で、地区とも協議し、地元の意向を確かめておるという状況でございます。

なぜ基本構想に示す選定候補地以外の場所で計画したその理由といたしましては、以前に白石畑におきまして産廃計画がございました。それに併用いたしまして、地元での墓地計画も浮上をしてまいった経緯がございます。こうした関係から、白石畑地区での了承が得られるならばこの場所で墓地計画を行いたいということで、今現在進めておるわけでございます。

指摘の基本構想が示す開発条件を具備しているかどうかということにつきましては、当然具備するような形の造成、もしも了解が得られるならばそういう形の条件で開発をして

まいりたい、このように思っておるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 基本構想ができて、基本構想に外れた行為、選定という動きが平然と行われているということになりますと、基本構想というのは一体何なんかな、どういう意味合いを持つものかなということについて、甚だ私は疑問に思うんです。

ですから、問題は、今言われているような地域があるとするなら、もちろん基本構想の中にそのことが入っていてもよかったのではないかな。入らないままの関係で基本構想として制定されて、そして別のところで事が進められていくということになりますと、一体基本構想というものはどういうことなんじゃろなというふうに私は思うんです。それでもなおかつ別のところのほうがいいんだということになると、それは基本構想の選定候補地として不十分だということからそれを補足をしていくということ、別のところを考えたほうがよりその実現の可能性と、それから条件整備が調うという点がなければいかんのではないかなというふうに思うんです。

ところが、そういったことが、今後ということになりますと、いささか逆転していくのではないかなというふうに私は思いますし、構想を見ますと、幾つかの候補地を複数以上で挙げておいて、しかもそれをなかなか1カ所に絞ることができないということで挙げたというふうになっているんです。ですから、これからどう絞っていくかということについては、庁内であるいは検討委員会のようなものをつくってそこで具体的に絞っていくんです、こういうふうに構想の中では書いているわけですね。ところが、そういう手順が果たしてつくられているかどうか。私が理解する限りにおいては、そういう手順がないままに動いている。それでまた、基本構想にあるような手順を経っていないというふうになっているのではないかなというように思うんですけれども、ここで言う「地域の特定」というのは、庁内とかあるいは検討委員会で協議をした結果を踏まえて基本構想に述べている、どう言うんでしょうかね、具体的に対応していくんやと。しかも選定の段階から検討委員会というものを発足させるような状態になっているというふうに思うんですけれども、そういうことがとられていないんですよね。だから、基本構想で示しているような手順が全く踏まれていないままにこの問題が進められていこうとしているということになっているのかなあというふうに思うんですけれども、それはそういうことでいいんでしょうかな。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 議員のおっしゃること、当然のことと思います。そのとおりでござ

ざいます。町としては、やはりこの基本構想に基づいてそれぞれの方法を考えながら具体化を進めていくと。当然検討委員会も含めた流れの中で整備に向かって前進すると、こういうことになると思うんです。

いずれにいたしましても、先ほど申しあげましたように、現在白石畑地区で協議を進めておるわけでございますので、その具体化するまで少し時間をいただきたい、このように思います。そうした中で、順次基本構想の入るような形での変更といえますか、そういうようなものもこれからしていく必要があるのではないかと、このように思っております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 墓地をめぐる取り扱い、対応というのは、事が事だけに非常に難しい問題があるということは理解をしますし、慎重に取り扱っていかなければならんということもわかります。住民の理解をどう得るかということが一番基本になるわけでありますから、その点も十分理解をします。しかし、それらのことを理解をした上に立ったといたしましても、構想は厳然としてあってこれが公式なものであるとするなら、町の指針であるとするなら、やっぱり墓地問題を開発をしていこうということの基本的な構想から外れた行為が行われていくということについては、私は理解ができないんです。そういうことでは、一体これ何のために構想を出したんやろうか、そして何をもとにして議会と相談をしていくことをなるんだらうかということと言わざるを得ないと思うんです。

しかも、ここで、基本構想策定の流れの関係のところで具体的に書いてるんですけども、どこが進んでいるのかというのはわかりません。いわゆる基本的な調査は一応終わっているはずなんですけれども、調査を行われていないところに今進めようとしているから、また今度は調査から始まるような言い方をされることになりまして、少なくとも12年度以降の関係、おくれるのはやむを得ないんですけども、全くこれの手順になっていないというようなことから、私は再度、所管の委員会でも結構ですけども、十分こういう内容についての手順を軌道に乗せると、正規のルートに乗せた上での議論が進められるようにぜひともしてほしい。この問題についても、時間が来ましたので終わりますが、後刻また機会を見てこの問題については議論をさしていただきたい、こう思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、5番、松田議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、山本議員の一般質問をお受けいたします。4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を通告の順位に従いましてさせていただきます。

早速でございますが、第1点目、「母子家庭の児童扶養手当制度の削減案について、どのようにお考えですか」という質問に入らせていただきたいと思います。

昨年の3月の定例会におきまして、「母子家庭施策の現状と対策について」ということで、当斑鳩町の考え方等につきまして一般質問をさせていただきました。町としての現状の認識と対応策などについて、部長より一定のご答弁をいただいたというふうに理解をいたしております。そのことを前提といたしまして今回の質問を続けさせていただきたいと思っております。

また、今回のこの児童扶養手当制度の削減にかかわる案につきましては、現在国会のほうにおいても議論がされる前の段階というふうに理解をいたしておりますし、現在のところ、政府並びに与党案のほうから案として大綱が示されているというところだというふうに理解をしています。

しかし、伝え聞くところによりますと、平成14年度の12月から段階的にこの案に基づいての実施が予測されているという状況として聞いておりますので、そのことを考えますと、かなり事態は深刻だというふうに思っています。

そういう立場におきまして今回質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

当斑鳩町の母子世帯の世帯数であります。全世帯数の、前回私の質問にお答えをいただいた時点で、1.8%ということでお答えをいただいております。その数字そのものについては、全国の平均が1.2%ということでしたので、私は斑鳩町の数字というのは、全国平均からも高いのではないかという指摘をさせていただいたところでございます。そういうところを勘案をいただきまして、私の一般質問にお答えをいただきたい、こんなふうに思っています。

まず、1点目でございますが、この削減案の内容につきまして、私が現在得ております情報につきましては、一般の新聞によるところの情報案しか持ち合わせておりません。斑鳩町さんのほうで、この児童扶養手当制度の削減案につきましてご理解をいただいている内容がございましたらお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、議員も申されておられますように、我々といたしま

しても情報収集の中でマスコミ報道による情報収集しかしておらない状況で、それをもとにいたしましての現在の改正内容等につきましてのお答えということでご理解をいただきたいと思ひます。

議員も新聞報道でご承知のとおりでありますので、現行におきましては、18歳までという全額支給を5年間と。現行では18歳までとなっております手当の全額支給につきましては、改正では5年間までとなっております。それ以降につきましては、一定率を削減して支給をしていくということでございます。

母子家庭の母親を正社員に雇用した場合の事業主につきましては、仮称ではございますけれども、雇用転換奨励金として約30万円を事業主に支給をいたしまして雇用の促進を図って、そして母子家庭の母親が中心となって起業する場合につきましては、500万円程度の助成をしていくと。そしてまた、能力開発のため指定された教育訓練講座を受講されました母親には、受講料の8割、上限は30万円でございますけれども、それを支給いたします、仮称ではございますけれども自立支援教育訓練給付などを創設をされたり、また看護婦、看護師などの資格を取得した場合には、技能訓練促進費として月額で10万円を支払う等のほか、保育所への優先入所など自立を積極的に支援するというところで考えられているということで新聞報道もされております。そのほか、別れました夫からの養育費につきましても、収入として加えると。非婚家庭との不均等を除外するため、寡婦控除を除外すること等も今現在検討されている、このように新聞報道はされておるということでございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、町のほうでつかんでいただいている情報についてご答弁をいただきました。私のほうで確認をしている内容とそう変わらないというふうに思っています。

ただ、1点つけ加えさせていただくとすれば、見直しの案では、年収130万円未満は現在と変わらないということのようですが、年収130万円以上になると、1万円きざみで段階的に削減をされていくんやということのようです。したがって、現在は児童扶養手当というのは18歳までいただけるということになってはいますが、先ほど部長の答弁にもございましたように、この削減案の中では、5年間という期限が切られている。その後については一定の削減がされる。先ほど私が申しましたように130万円、年収だから13

0万円を超えるごとに、細かくこれはどうも規定があるようですけれども、130万円を超えますと1万円きざみで段階的に削減をされていくというふうに聞いております。

それでは、この件にかかわって2点目お尋ねをさせていただきたいと思うわけですが、こういった削減案が出されてきている背景についてどのようにご理解をしておられるのかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今のこの改正案の出されている関係につきましては、児童扶養手当が社会保障費の抑制の観点ということから削減をされまして、そして母子家庭における自立支援をしていく制度として見直すということで考えられたと、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、背景について一定ご答弁をいただきました。少し補足をするような形になりますが、今部長のほうからご答弁をいただきました社会保障にかかわる削減ということなんですけれども、昨年の12月の24日に閣議決定をされました予算案では、さきに5兆円が削減、2兆円が増額と言われてきたものが、5兆円の削減を大きく上回り6兆円が削減をされてきています。その中で、医療制度改革を初めとします社会保障、社会福祉関係費が大きく削減をされてきているというのが大前提になっております。

今、部長からご答弁がありました社会保障関係費につきましては、2001年度の19兆2,357億円から18兆2,794億へ大きく削減をされています。その中でもとりわけ象徴的なものが児童福祉にかかわる部分で、児童扶養手当の削減であるというふうに言われています。

もう1点であります、部長のほうからご答弁がございました、女性の自立支援ということで、こういう形での削減が出されてきた背景には自立支援というのがあるというふうにおっしゃられております。そのことだけを聞くと、なるほどそうなのかなというふうに思いますが、実は児童扶養手当制度の改正にかかわっては、既にもう自立支援ということについては、この児童扶養手当にかかわる法律の中にきちんと位置づけられております。特に母子家庭の皆さんが自立をしていないかといえば、決してそうではなくて、自立はされておりながら、しかし実態は、母子家庭にとってはその就労の中で不安定就労が大変多くて、自立はするものなかなか経済的な形での賄いが非常に苦しいというのが実態でございます。

なおかつさらに申し上げれば、この背景には、私は離婚が非常にふえてきているということが大きな内容だというふうに思っています。これも統計でございますが、人口動態統計の中で、離婚件数が10年連続で過去最高を更新しているというふうに言われています。したがって、2001年度の人口統計の中での調査であります、離婚は過去最高であり、28万9,000組になっているというふうになっています。そのことから予測されることを政府のほうはお考えをいただいて、ふえ続ける離婚、そしてその離婚の結果多くの母子家庭が生まれてくるという状況の中で先手を打った形で児童扶養手当制度の削減が出されてきているというふうに私は認識をしています。

したがって、先ほど部長からご答弁をいただきました2点につけ加えて、さらに離婚の問題が大きくあるのではないかとこのように思っています。

今、この児童扶養手当制度の削減案の内容とその背景についてご答弁をいただいたわけですが、仮にこの削減案が実行されるとして、どういった影響が予測されるのかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 新聞報道にされておりますような形で改正がされますと、それに伴います影響につきましては、現在の2段階制度の所得が1万円ふえまして、そして手当を2,000円減らすなどなだらかに変化をいたします。このため、所得が90万円前後と190万円前後の人は手当が月1万円から2万円程度減る一方、新たに受給をされる人も出てくるのではないかと、このようにも考えております。1人1人の所得状況を調査をしてみなければ、個々の影響については一概に申し上げられないところではございますけれども、母子家庭で生活保護世帯の方につきましては、制度改正にかかわらず、児童扶養手当と生活保護支給額の合計額は変わらないということでございます。

その他の家庭につきましては、新聞記事のとおり、所得に応じて変更があると考えております。また、現行の所得制限で全額支給となっておられます世帯におきましても、新たに受給される世帯も出てくるのではないかとこのように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、部長のほうから、仮に実行されるとしてということで、どの程度どういう影響が予測されるのかということについてご答弁をいただきました。

もう1つ重ねてお尋ねをさせていただきたいと思っておりますが、私ども斑鳩町の母子家庭の

世帯数については、昨年3月議会で私は一般質問をさせていただきました、福祉世帯としてつかんでいる世帯ということで限定はされていますが、175世帯というふうに理解をしているところでございます。

そこで重ねてお尋ねをさせていただきたいと思いますが、私ども斑鳩町の母子家庭の平均年収について部長のほうは幾らというふうにデータをつかんでおられるのか、ご存じであれば伺いたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） さきのご質問の中でもお答えをさせていただいておりますように、1人1人の所得状況というものを完全に把握しているということではございませんので、今ご質問いただいていることにつきましては、この場で幾らというような形でのお答えを申し上げられないということをご理解をいただきたいといたします。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 1人1人それぞれのご家庭が違うということですので、それはそれで理解をさせていただきます。

それでは、全国の平均、母子家庭の年収ということについて、部長は頭の中に今データをお持ちでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） これも新聞等のマスコミによります報道で、私が確実にそれを間違いない数字であるということではお答えを申し上げられないんですけれども、マスコミによりますと、平均年収は約230万円前後だということ報道されているということで記憶をさせていただいております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 今、マスコミさんの数字を使っていただきまして、全国の母子家庭の平均の年収についての数字についてご答弁いただきました。どうもいろんな数字といますか、いろんな調査があるので、一概になかなか言えないなというふうに私も思ったわけですが、今私のところに持っている数字であります、これはシングルマザーズフォーラムというところが調査をしました結果でございますが、2001年度末に行われた調査であります。それでいきますと、平均年収が158万円というふうに出ています。そういうデータがあるということと、それから昨年3月に私が一般質問をさせていただいたときにこれも理解をした数字であります、当斑鳩町の中で生活保護と抱き合わせで受

給をされている世帯というのは、7世帯というふうに理解をしたところなんです、その数字はそれで間違いありませんか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 3月のときに7世帯ということでお答えをさせていただいておりますけれども、今現在の数値としては、その数値よりも増加になっていると。確定した数字というのは、ちょっと今手元にはございませんのでお答えできないんですけれども、以前よりはふえているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） 数はふえているけれども、昨年3月の一般質問のときには7世帯ということでお答えをいただいたかというふうに思います。

先ほど部長のほうでご答弁をいただきましたが、生活保護世帯にかかわっていえば、児童扶養手当制度の削減についてはそうなることはないのではないかなというニュアンスでお話をいただいたかと思いますが、私どもの斑鳩町にかかわって言えば、全体の母子世帯数の中の7世帯プラスアルファは、その数、確かにそうなります。しかし、先ほど申し上げました、あるいは部長のほうからご答弁がありました平均年収というところから理解をすれば、今回の児童扶養手当制度の削減に伴って、確かにこれで確定やという数字ではありませんが、ボーダーのライン、要するに削減の対象になっていく世帯というのは、私はかなりの世帯数がそこに当てはまってくるのではないのかなというふうに思っています。

ただ、これも確定された数字ではございませんし、今まだ仮の仮の話でさせていただいている議論ですので、なかなかそうだというふうに申し上げるつもりはありませんが、私は最終的に何が申し上げたいかと言いますと、斑鳩町の世帯数の1.8%を占める母子家庭にとって、この削減がこういう形で通るとすれば、あるいはこういう形でいくとすれば、これはかなり深刻な問題になってくるのではないかなということを申し上げたいというふうに理解をしていただきたいと思います。斑鳩町の母子家庭に与える影響はというふうにお尋ねを先ほどもさせていただきましたが、なかなか確定した数字は出てこないということでございますが、私は今現在そんなふうに理解をさせていただいているところであります。

昨年3月の時点でも、私は考え方についていろいろな形で申し上げさせていただいたところであります。特に女性の支援策について、あるいは母子家庭政策について、どういっ

たことを考えておられるのか、どんな認識ですかというふうにお尋ねをさせていただいたときの部長の昨年3月時点の答弁では、なかなか斑鳩町の母子施策というところに踏み込んでのご答弁はなかったというふうに思います。全体的なところでということでご答弁をいただきました。母子家庭に特定するんじゃなしに全体的なことに取り組んでおりますけれどもということでご答弁をいただきました。なおかつ、いただいたご答弁というのは、県並びに国との連携の中で、出てきている事業についてご答弁をいただいております。私は、今の状況の中で、斑鳩町が女と男が輝く未来計画の中にもありますように、特に1人親家庭、その中でも母子家庭政策について、今の状況を理解をいただき、母子家庭に対する支援策を当町として私はきちんと議論をすべきときに来ているのではないのかなというふうに思っているということについてご理解をいただきたいというふうに思います。

この件につきまして、最後に1点だけ申し上げて終わらせていただきたいと思います。

この児童扶養手当の削減案を聞かれた方が、実はこんなふうに意見を発表をされています。これは、特に昨年の10月にドメスティックバイオレンスにかかわって、DVの防止法が10月に施行をされています。そのこととのかかわりの中で、超党派で誠実に取り組んだ直後、今何で児童扶養手当の削減なんやということの怒りの意見でありました。政策が一貫していないのではないかということをおっしゃっています。それを具体的な形で申し上げたいというふうに思います。

結婚直後から夫の暴力が始まったが、頼れる親、きょうだいもいなくて、5年間暴力に甘んじてきた。離婚は常に頭にあったが、自立が難しいと思ってきた。夫は、女に何ができる、子どもをかかえてやっていけるはずがないと言いながら私を殴りました。社会が夫の暴力を容認しているというふうにそのとき思いました。離婚後の生活の希望は、児童扶養手当があるということでした。離婚後、生活保護を受け、職業訓練校にも通い、子ども2人を保育園に預けてパートで働いていますが、賃金は1カ月10万円、児童扶養手当制度がなければ生活ができませんというふうに訴えておられます。

そして、なおかつ先ほどの部長の理解されているところのご答弁をかりて申し上げれば、養育費がこの中に算入をされるというふうに新しい児童扶養手当制度の削減案の中には出てきているということでありました。しかし、養育費を現在きちんと受けておられる家庭が平均でたった14%であるというのは実態のとおりであります。児童扶養手当の中に養育費が算入はされるということではありますけれども、現実から申し上げれば、たったの14%しか別れた夫から養育費が受けられていない。しかもそのことについて、妻の

側にのみ養育費の取り立ての責務が負わされる、形として養育費は払わなくても一方では罪に問われないということの中で、とてもこれは不公平ではないのかなと、こんなふうに思っています。

さまざまなことを申し上げましたが、私は婚姻の解消というのも、女性の側の生き方の問題であるというふうに理解をすれば、一方で母子家庭を選ぶというのも女性の側の生き方の問題であるというふうに思っています。3月にも申し上げましたが、どんな生き方を選んでも、女性にとってきちんと生きられる制度。なおかつ申し上げれば、どのようなところで生活をしようとも、すべてのお子さんが健やかに生きる権利という意味で、この児童扶養手当の削減に対して、私はダンボのような耳をして情報を集めていただいて、そしてこのことに対して斑鳩町としてのきちんとした対応策をとっていただきたいということをお願いをしまして、この1点目の質問については終わらせていただきたいというふうに思います。

次に、2点目でございますが、これは簡単に、教えていただきたいという立場からの質問でございます。

妻も国民健康保険の世帯主になることができるという通達が2001年の12月15日、厚生労働省から出されたというふうに理解をしています。

まず、どういう内容のものと理解をされているのかということについて1点お尋ねをしたいと思います。

そして2点目、これを出されてきた背景についてお尋ねをしたいと思います。

そして3点目でございますが、このことにかかわって理解をしていただいたということの上で、当斑鳩町の窓口対応についてはどのような配慮がなされてきたのか、あるいはどのように配慮をされるのかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員も申されてますように、厚生労働省から平成13年の12月の25日に、国民健康保険の擬制世帯主について、届け出によりその世帯うちの国民健康保険被保険者を国民健康保険法上での世帯主に変更することができるという保険局長通知が示されております。

この国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯のことを擬制世帯と申し上げるわけでございます。その世帯主を擬制世帯主と申します。

擬制世帯主制度に対しましては、国民健康保険の被保険者ではないのに納付義務者とな

っておりまして、保険税を納付しながら被保険者証の世帯主になっていないなど従来からの不満がございました。被保険者の納付意欲を阻害する要因とも言われております。このことから改善要望も強く出されておまして、平成13年の3月だったと思うんですけども、衆議院の予算委員会でも取り上げられたことがございます。

これを受けまして、今回の見直しでは、擬制世帯主の変更につきまして、具体的には、まず、新たに世帯主となることを希望されます擬制世帯の他の被保険者は、擬制世帯主の同意を得て国民健康保険法上の世帯主となる旨の変更届を提出をしていただきました。国民健康保険の運営上支障がなく、市町村長が適当と判断した場合には、妻も世帯主としての変更を認めるとの手順を示された通達でございます。

なお、既に擬制世帯となっておられる世帯につきましては、被保険者証の送付時に個別に周知を図っていきたい。その他につきましては、新規の加入届をされますときに、今回の通達に沿った手続を行ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 4番、山本議員。

○4番（山本直子君） ありがとうございます。以上で私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、4番、山本議員の一般質問は終わりました。

午前10時50分まで休憩いたします。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、13番、喜多議員の一般質問をお受けいたします。13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） あらかじめ通告いたしております4点について質問をさせていただきますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

まず1点目の「斑鳩町商業協同組合が発行する商品券について」をお伺いしていききたいと思っております。

斑鳩町商業協同組合は、平成4年に設立されておまして、共通の商品券を発行される事業をされております。この斑鳩町商業協同組合は、斑鳩町商工会とは別個の組織となっております。斑鳩町内の加盟店が106店の組合組織であると聞いております。これは

、斑鳩町内の消費者の利便性と大型店対策と消費流失防止施策の一助として斑鳩町の商業振興に資することを目的としておられるそうでございます。

加盟店の出資金が各1万円、年間の会費が3,000円、町からの補助金が30万円と商工会からの補助金30万円が事業運営費となっております。奈良県下においては、当斑鳩町商業組合の商品券発行と、それから吉野町、それから山添村、3団体が地域の活性化を目的として商品券の発行をされているということでございます。

この商品券の額面でございますが、一応500円というふうになっております。斑鳩町内の組合に加盟している店舗のみが有効です。年間の売上高といいますと、1万4,000枚、金額にいたしまして700万円が斑鳩町内を流通しているということでございます。地元商店では、この不況の中、700万円の総売上高は決して商店の経営を豊かにするものではありませんけれども、ささやかな下支えとなっているということは事実でございます。長引く不況と、それから大型量販店の進出により、斑鳩町地元商店街の活力を失わせているのが現在の実情であります。

先行き不透明な経済状態で政府が打ち出しましたデフレ対策ももう一つパンチがきかないと、このような状況の中でこの商品券事業を脅かす運営費の削減ということで、30万円の補助金が全面カットされているわけでございます。この事業に対して、町が補助金対象とされた当初の趣旨は何であったのか、そして今回新予算案に全面カットされたその理由は何であったのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 斑鳩町の商業協同組合は、今質問者もお述べになりましたように、町内業者による商品の流通活性化を図る目的として平成4年度に設立されたわけございまして、町内の共通商品券発行業務を中心といたしました事業展開を行っておられるところでございます。町としましては、大型店の当町への算入等により、町内中小企業者にとっては厳しい状況であるということを受けまして、町内商業活動の振興ということで、平成5年度から商業協同組合の運営に対しまして補助してきたものでございます。

それと、補助金をカットされた理由ということでございます。町といたしましても、近年町財政も厳しい状況にございまして、町としても以前から組合員に補助金のカットをお願いしたいという形で申し入れをしていたところの経過でございます。ことし

平成14年度の予算編成に当たりまして、団体運営補助金などの精査をする中に共通商品

券発行事業が一応10年を経過いたしましたして、売上高も一定の推移、今おっしゃられました700万程度の収入があるという形の推移を示しております。これで一応所期の目的を達成したといえますか、一定の成果が見られたということをごさいます、ことし1月に私のほうからも補助金カットをさせていただきたいという旨を商業協同組合のほうに出向いてお願いをしたところをごさいます。そういった経過を踏まえまして今回補助金カットに踏み切らせていただいたものでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 部長から、その趣旨といえますか理由を聞かせていただいたんですが、10年の推移を見て一定の定着率があったと。これ以上運営に対する補助は出ないということはあらかじめ大体組合のほうへ申し出てあるというようなことをごさいます、ただ私がこういう質問をしますのは、今のやはり不況というのは10年来続いているわけをごさいます。その中で、斑鳩町の中の商品券の発行をされている事業に対する補助ということをカットされたということに対して、少し不人情ではないのかなというふうに思っております。諸事情があるにせよ、町内の活性化ということをどういうところへ持っていくのかということを考えますと、やはりこの商品券のあり方については、もっと慎重に取り組んでいくべしであろうというふうに思いますので、今後の商品券についてのお尋ねをしてみますけれども、十分にそのようなことを勘案されるようお願いをして、今後のあり方についてはどのように考えておられるのかをお尋ねをしておきたいと思します。

その前に、少し私なりに町外の商品券発行について調査をしてみましたので、その一例として聞いていただけたらと思します。

京都府の園部町は、人口が約1万6,000人の古い城下町でございます。園部町の町長さんは、ご存じの自民党の野中広務さんの実弟ということであるそうです。1997年に地元商店街の活性化を目的に、園部町、町自体が商品券の発行、販売をしております。商品券の額面は、500円券とそれから1,000円券、3,000円券と3種類ございます。園部町商工会の加盟店というのが365店舗あります。それに加えて、スーパーマーケット、レストラン等幅広くこの商品券は利用することができるそうでございます。

使用期限は、商品券の発行の翌月から3カ月間と限定され、受け取った事業者は、町役

場で換金してもらえらという仕組みになっております。額面と同額の商品券は、大して消費者に対してメリットはないのですが、町が主催する記念行事とか、そのときの記念品として使っている。それからまた、町民は冠婚葬祭などに利用をしているということで、消費不振にあえぐ商店街の売り上げを少しでもふやす協力をしているということでございます。

商品券の販売状況は、斑鳩町と違いまして、2, 250万円の年間売り上げをしております。自治体の発行は全国でも初めてのケースでございます、この園部町の場合は、商品券発行の特別条例が制定をされまして、特別会計として管理されております。

このように商品券を自治体が発行するということで、その後東京都の板橋区を初め全国で7つの自治体が商品券発行をしております。そして消費の流出を少しでも食い止めようとする地元商店街の活性化に力を入れており、売り上げアップに協力をしています。

例えば、東京都板橋区の場合、商品券の額面は500円でございます。消費者は450円で購入ができます。板橋区以外の住民の方でも購入はできるということで大変好評であるそうでございます。この発売をされましてわずか10日間で、板橋区という環境もございましてしょうけれども、1億円分が売り切れたという大反響であったというふうに聞き及んでおります。その差額の50円は、商店連合会と、それから板橋区が折半をしたということなんです。

斑鳩町の場合は、世界遺産という大きな資産を先人から受け継いでまいりました。環境保全とともに、やはり町の活性化は重要だと考えております。どのような創意工夫が必要であるのか、知恵を出し合わなければ、この平成の大不況は乗り越えることができないでしょう。商品券発行という一つの事業から見る商店街の活性化の方策をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 議員がお述べになりましたとおりでございますけれども、私のほうでも一応園部町とかいう形で、園部町のほうでは特別会計を設置されてやっておられるというふうな情報もつかんでおります。

当町の商業活動におきまして、確かに厳しい状況が続く中でございます。いかに商業の振興を図っていくべきかということで、平成15年度において商業活性化計画の策定を行ってまいりたいと、そういうふうに考えております。この策定に向けまして、来年度以降、商工会、それから事業者の方と協議をいろいろと進めてまいりたいと、そういうふうに

考えております。

その中でも、商品券の発行事業の今後のあり方につきまして、先ほど質問者もお述べになりました、他町の例もいろいろ調査させていただいて種々協議を重ねてまいりたい、その方向を探ってまいりたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 答弁をいただきました。次に、関連すると思うので、感想は後で述べますけれども、2番目の「商業実態調査について」という項目に移っていきたく思うんですが、昨年の12月議会で、不況対策としてどういうことを考えているかという私質問をさせていただきました。その中で、商業実態調査の調査中であるというふうに答弁をいただいております。その作業が、調査をされた結果といいますか、内容が今現時点でどのように把握されて作業が進んでいるのかをまずお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 調査結果はどのように分析されているかというご質問でございますけれども、一応実態調査につきましては、町内の卸売、それから小売業、飲食店、サービス業等の事業者292店の方を対象といたしまして調査票を送付させていただきました。142店舗より回答が返ってきております。現在、集計作業、分析作業を進めて取りまとめている段階でございます。

また、この分析結果につきましては、担当委員会のほうにも報告させていただきたいと考えておりますので、現在のところでは、こういう結果でございますという報告の材料はございませんので、申しわけございません。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） まだ今作業中ということで、分析というような細かなことはされてないということをお聞かせいただいたんですが、先ほど部長の答弁の中に、今後の商品券のあり方についてどう考えているかという私の質問に対しまして、商業活性化計画を策定をしながら方向づけをしていきたいというようなご答弁でございましたので、時期的なことは、いつになるかということもお聞かせいただきましたので、斑鳩町の商業に関してやっぱり真剣に取り組んでいただきたいというふうに思っております。去年は、斑鳩町の商工会の中で産業フェスティバルの中で龍田市を開催されました。それは奈良街道時代の龍田市という市が龍田神社を中心に沿道にお店が立ち並んで大変にぎわいを見せたとい

うことがございまして、その復活ということで龍田市を実施されたわけなんです、第1回目ということで反省点もあろうというふうに会長さんもおっしゃっております。こういうことがぜひ継続をされて、斑鳩町に定着をして少しでも斑鳩町商業の活性化の一役を担っていただきたいと、そういった意味で商売繁盛を願っております。

それと、町が認識している商工会のあり方は今どのように考えておられるのかということもお聞かせいただきたいんですが、商工会自身も新たな商品開発とか、それから魅力あるやはり商店街をいかに形成していくかという課題を抱えているのではなかろうかというふうに私も理解をしております。その辺についてももう一度ご答弁をいただけますか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 当町は、一応観光面、歴史、それから文化資源や豊かな自然環境、そういう回遊型、散策型の観光面もかなり特色のあるところございまして、一応商業面と観光面の両方合わせて何かそういう方策が考えられないかというふうな意味も含めまして活性化方策のほうでまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 部長の答弁でございます。日本は高度成長下に伴い、家族や地域といったコミュニティが希薄化して、地域を支えてきた共存という言葉が少し薄れてきております。人、物、金が地域内を循環しなくなった今日、相互扶助の機能を高め活発化しようとする動きがまちおこしのボランティア等でその輪を広げております。

地元の商店で買い物をする運動というのがございます。特に今高齢社会のまっただ中に我々は生活をしているわけでございますが、車を持たない高齢者は、日常の買い物にも不便な状況であります。特に昨年スーパー万代が移動いたしまして、龍田周辺のお年寄りの方々は大変買い物が不便になったという苦情を聞いております。じゃ、今どういうふうにして日常の買い物をするのかといたら、バスで王寺まで行って、そこで買い物をして帰ってくるというふうに聞いております。高齢者にとっては大変に苦痛な日常生活を強いることになり、また消費の流出ということもなってくるわけでございます。

地域経済の地盤沈下は、町全体の活力を奪うことにもなります。商品券の活用を、地域通貨として導入して、商店と住民のコミュニケーションを図ることはできないでしょうか。これは私の理想論でございます。こうした取り組み方が、地域の力を高めるという意味で、人、物、金が循環して共存を可能にするのではないかと考えておりますので、今後の策定をされます商業活性化計画に織り込んで、十分に活用されるように、商業の発展と、

それから商工会との話し合いの中で町の活性化に取り組んでいただけたらと思います。この項はこれで終わらせていただきます。

次、3番目の「町は合併に向けてどのように進めていくのか？」というテーマでございますけれども、先ほどの質問者の中と重複する部分もたくさんありますので、どうしようかなというふうに少し迷っているんですが、ことしに入りましてにわかには合併問題が活発になってきました。先ほどから出ております、2月16日に王寺周辺7カ町のまちづくりを考える会が開催されました。いろんな意見が交わされておりまして、先ほどの町長の答弁の中でも聞いておりましたら、推進者の方々の意見ばかりで反対者の意見は聞けなかったというようなこともおっしゃっていたようでございますが、合併を視野に入れた推進のフォーラムといいますか、講演会であったなというふうに私もそのように思っております。

また、2月22日には生駒郡の議員研修がございまして、それもやはり合併についてでございました。

合併推進論と言えば、町長は以前からいかるが市構想というものも打ち出されておりました、講演会等では広域圏の7カ町を視野に入れた合併であるというふうに限定された内容で進んでいったように私は理解しております。

昨年の12月議会では、町長は、地域住民や議会の意識形成や意思の統一が重要であり、今後は住民の動向を慎重に見極めながら合併を推進していきたいと、そのように言っておられます。また、今定例議会の施政方針の演説の中では、市町村合併に消極的になる理由はない、地域の発展は必要である、この考え方を示して議会にも同等の歩みをするように要請をされております。

1点まずお聞かせいただきたいのは、町長が以前からお持ちでございましたいかるが市構想のいかるが市はどうするのかということと、それから先ほどの質問者の答弁の中にもございましたけれども、7カ町の町村合併については、話し合いがつかなければまた4町でも考えていくというような、2兎を追うような答弁だったように私は感じたんですけれども、まずいかるが市構想はどうするのかということをお聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） いずれにいたしましても、基本的には広域7カ町で合併するということは、以前亡くなられた武安会長からもご提案がございました。そういう関係等についてやっぱり精査をしてきたわけでございますし、私の申し上げているいかるが市構想と

いうのは、当然7カ町が合併し、そういういろんな意向で、あるいは住民の方々のお考え等が、あるいは住民投票をされるのか、あるいはそういう形でそういう名前になっていくのか、そこらの関係等についてやっぱりご理解を深めていくことが大事であろうと。

私はやっぱり、こういう世界遺産のある法隆寺を抱えてますまちでありますから、この間もシンポジウムのパネラーの方も、王寺の西川先生等が、やはり法隆寺のある隣の町の王寺やと、王寺はどこですかと言われてわからんというようなこともはっきりと明確に申されている方もございますし、そういうことも踏まえた中で、私は斑鳩町の立場、斑鳩町の方々のご意見、意向を考えていくなれば、あるいはそういう趣旨の関係のことを申し上げてきておるわけでございますし、当然またやっぱりそういう展開が進んでいくんではないか。私はやっぱり斑鳩町の町民の方々が、そういう理解、認識を持っていただいて、住民運動をおこしていくことが一番大事であろう。

先ほど松田議員のご質問の中にも、まずやっぱり基本は7カ町の合併を考えていっておるわけでございますし、時期的に17年3月31日という一つの設定の中で、時期的に、私はいつも申し上げますように、14年度中が一つの大きな山ではないか。17年3月を合併としたら、この14年度が一番重要な時期であるということを申し上げておりますし、そういう関係等については、今新たに新庄、当麻が合併をしたいというような意向が出てまいりましたように、そういう関係等も、3万人の期限内合併というのを政府が認めますから、16年末で3万人合併というのはあり得るわけですから、そういうことも踏まえる中で、いずれにしたって私はこの7カ町が基本であって、後はまた、うまくいかなかった場合は4カ町で考える、生駒郡で考えることも視野に入れなかつたらいけないなどは思っております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 先ほどの質問者の中の答弁と余り変わりはないので、そういった統一した町長の見解ではなかろうかなと思うんですが、その7カ町を前提として合併論を進めていくと、それが基本である。しかし、生駒郡の4町もまだ捨ててはいない。私は理解に苦しむんですけども、まず、それでは、7カ町を合併の対象にして論議を進めていくということを絞って、任意の合併協議会を設置するというようなことをおっしゃっておられました。先ほどの質問の中でそのように私は聞かせていただいたんですが、それでは法期限17年の3月。2年間ございます。その間に議員の改選もあるというふうにおっしゃっておられまし

た。もちろんそうでございます。そうすれば、その2年間で、申しわけないんですが、町長にとりまして、2年間しかないのか、2年間もあるのか、その辺はどのように思っておりますか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私はいつも申し上げてますように、この17年3月31日に合併を7カ町がしていこうとするならば、もう14年度が一つの大きな山であると。統一地方選挙というのは、15年の4月というのは見えてますから、私はやっぱり、先ほど来から申し上げてますように、議会の皆様方もこういうことについては真剣に議論をしなかったらなかなかそう簡単にはいきませんよと。だから、法定協議会、あるいはまた任意の協議会とかいう関係等あるけれども、そういうことも早く立ち上がりをしていかなかったら、なかなかそう簡単にはいかないなということを申し上げておるわけでありまして、やはり斑鳩町の中でも、先ほど松田議員からご質問があったように、町民の喚起というのか、町民の方々に資料をお示しして、そして住民がご理解いただく、そういうことも十二分にしていくことが大事であろうと。その期間というのは、今現在平成14年の初頭でございますから、4月からは新年度でございますけれども、あっという間に1年間というのは過ぎ去るわけでございますから、そういうことも考えますと、今一番大事な時期ではないかということを申し上げておるわけで、17年3月というのは、その期間にできなかったらいかんというのは、17年3月というのは、実質的に16年度で終わってしまうわけですから、ことし14年度ですから、実質14年度が本当の一つの大きな山ではないかと私は思っております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 2年間あるという期間の中で精査しながら進めていく、論議を深めていく。私は、少し任意協議会を設置するのは遅いのじゃないかなと思っております。平成14年度が山場であろうというふうにおっしゃいました。もちろん17年までにやろうと思えばそれしかないように思うんですが、ただ任意合併という法的な裏付けが余りございません。じゃ、法定合併の協議会はどうなのかと言えば、それは結構拘束力がありまして、合併論を深めていくには、そちらのほうがより有意義に事が進むのではないかなあというふうに私は理解をしているわけなんですけど、町長がお考えになっていらっしゃるのと、我々が考えていることが少しかみ合わないなあと。先ほどの質問者の中にも、そのような感じもしました。

ですから、任意の合併協議会を設置するのは、もっと以前からやってきて、それが法定に変わって、今の時期だったらもう法定合併があって、合併の中身をどうするかという協議をされるべきの2年間であろうと私は思って、過去のことをごちゃごちゃ言ってもしょうがないんですが、2年間で間に合うように作業をすれば、すぐにとりかかっているかいないとそれは間に合わないと、私も時間的なことでそのように思います。そうすると、6月議会には何とかその目鼻をつけた形で提案をされるべきであって、7カ町の広域圏の町長さんたちの話も聞かしていただきました。シンポジウムですか、あの中で聞かしていただいたんですが、本当に7カ町ということ視野に入れるのであれば、もう少し協議をされて深味をされて、各町に持っておかえりになった段階で議会は受けとめて真剣に論議をするべきであろうと私は思っております。

町長が本定例会の施政方針で、議会もともに歩んでほしいというふうにおっしゃっておられましたので、今議会の中でも3名が合併についての質問をして、私たちは熱心に論議をしよう、議論をしようという気持ちの上で質問をさせていただいているというふうに理解していただきたいと思うんです。

ですから、これから、時間的なこともありますけれども、生駒郡の議長会のこともございますでしょうし、合併についての論議が深まっていくという2年間が、私は住民に果たして十分に合意できるのであろうかというふうに思っております。私も最近よく街角で住民の方々に、斑鳩町は合併はどうするのというふうに聞かれると、どうするんですかねというあいまいな返事しかできないんですよ。やりますとも言えませんし、やりませんとも言えませんし、その辺をやっぱり意思としては明確にしておいたほうがいいと思います。ですから、今町長が7カ町を視野に入れた合併ということを進めていくということは、町民の皆さんに合併は進みますよというふうに申し上げてもいいのではないかなというふうに思います。

それから、同じことの繰り返しになりますので、私もくどくどと言いませんけれども、任意の合併では少し不十分じゃないかなというふうに思っておるということでご理解をいただきたいと思います。21世紀の地域社会の構築について、若い人たちが子どもを育てるのにより環境を整備しながら、高齢者が安心して暮らせる施策のまちづくりということが前提にあって、私たちは今合併論を最大限の努力をしてなすべきではないかというふうに感想を申し上げておきます。

次に、似通ったテーマですが、4番目の「少子化対策としての子育て支援について」を

お伺いしてまいりたいと思います。

厚生労働省は、先般、将来推定人口を公表しました。女性1人が生涯に出産する子どもの数が1.39人となっております。女性が自分の意志で子どもを生まなくなっているという明確な意志を確認したとしております。少子・高齢化が一段と加速する見通しになったことについて、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少いたしまして、高齢者の増加は、経済社会の活力を低下するものになるとして、状況の深刻さを懸念しております。

何が女性にそう決断させているのか。女性の意識の変革と言えばそれまでですが、特に女性は独身時代に比べまして、結婚をいたしますと、結婚、出産という一変する身体的不自由さや生活レベルの変化が出産をためらう傾向にあるという分析もございます。また、女性自身も高額収入で、結婚や出産を仕事やそれから収入との兼ね合いで選択するようになったと言われております。少子化が進むのは、社会的条件の影響と指摘さえされております。企業で働く場合、働きながら子どもを育てられないのが現状。保育所や住宅が未整備のために子どもを出産できないとも分析をされております。

小泉首相は、先般の施政方針演説で、「子どもたちの夢と希望を育む社会」として構造改革の5つの目標として掲げた「社会に向けて明るい未来を力強く切り開く担い手は、人であり、子どもたちの夢と希望を育む社会を実現し、豊かな個性と能力を持った人間に育つように全力を尽くしたい」と述べています。そして、少子化に的確に対応していくために、保健、福祉、雇用、教育、住宅などの幅広い分野にわたる総合的な対策を推進し、保育所の待機児童ゼロ作戦や放課後の児童クラブの拡充などに力を入れて子育て支援をしていこうとしております。

そこで、奈良県においても、地域全体で子どもを育てて支援する体制づくりを積極的に進めようとしております。本定例議会で、斑鳩町も新たに子育てサポーター養成講座の開催や支援ネットワーク体制を整備していくということですが、その内容といたしますか、具体的にお示しをしていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、子育て支援といたしまして、保健、福祉、教育の各セクションが連携を図りながらそれぞれ取り組んでいるところでございます。

ご質問をいただいております新年度事業の子育てサポーター養成講座の具体的な内容ということでございますけれども、地域におけます子育て支援といたしまして、いかるがホールなどにおきまして、受講者約20名を予定をいたしまして、1回2時間程度の講習会

を年7回開講をしていきたい、このように考えております。

講師の方々につきましては、学識経験者や小児科の先生、そして現場の保育士等を考えているところでございます。

地域におけます子育てサポーターとして活躍をしていただくための基礎的な保育方法や子どもの健康と安全に関します知識など、活動するための知識を習得していただくための基本的な研修を行いまして、町が実施をいたします講座とかイベント時に実施をさせていただいております託児ボランティアとして登録をしていただくほか、自主グループを組織していただきまして、今後の子育て支援に向けた子育て支援ネットワーク体制の中心となって活動をしていただくための人材を育てていきたいと、このように考えましてこの講座を開講することとしたところでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） サポーターのボランティアの活躍ということに期待をします。

子育てが終わりました主婦は、やはりその経験を生かして若い母親へアドバイスや援助の手を差し延べるということは非常に大切なことであろうと私も思います。こういうきめ細かな、やはり子育て支援の施策が浸透をしていく中で、女性たちが子どもをもうけても仕事と両立ができるなというような社会構造というものがあれば、もっと子どもは産めるんじゃないかなというふうにも私も思っております。

ただ、1つ懸念されるのは、もちろん結婚とかそういった個人的な考え方もありますが、学校教育の中で結婚とかそういった社会の倫理とかいうような授業が今あるんだろうかというふうに、ちょっと私は考えております。私たちが学生時代といいますか、一応授業の中で結婚、出産、それから社会に対する倫理というのを受けたような記憶がありまして、余計なことですが、私は結婚をするときに母から言われたことがあります。子ども2人はきちんと産みなさい。2人産まないと社会に恩返しができないというふうに母に言われました。2人というのは、夫の分と自分の分身を世の中に返して、世の中に恩を返すという意味であるというふうに篤と言われまして、少なからず2人は産みまして責任は果たしたかなというふうに思っておりますが、今そういった教育が家庭の中であるのかなのかちょっと私もわからないんですが、女性が社会進出しまして職業が専門的になりますと、どうしても仕事のほうがおもしろくなって、結婚とか家庭とかというものが余り目の前に見えなくなってくるということで、女性が子どもを産まなくなった理由はそれでもあるかなあというふうに思うんですが、ただ私は、子どもを産むことがやはり人としての務め

、当然のことであろう、そういうふうな教育の中で育ってきましたので、今女の方々が子どもを産まないということに大変不信に思っているところでございます。これは、私の個人的な勝手な所感でございますけれども、やはり子育てはもっぱら家族の中で、とりわけ母親によって行われるべきといった考え方が、長年日本の中では、社会通念上浸透しております。

私は、かねがね子どもは国の宝と申し上げてきております。むろん個人のライフサイクルの中で出産するか否かの選択の自由はありますが、高齢社会イコール少子化という現実には、子育ての社会化というテーマがクローズアップされるべきではないかというふうに思っております。

我が国においては、諸外国に比べて子育ての社会化という発想がおくれた背景には、保育関係や児童手当等の不十分さがあります。日本の社会保障の給付構造において、国際的に見て子どもに対する給付の比重が非常に小さいという基本的な事実がございます。多くのヨーロッパ諸国に比べて日本の場合、家族手当、いわゆる児童手当の支給水準が極めて低いというデータがあります。

ちなみに、児童手当普及費の対GDPは、対比は、フランスで1.31%、スウェーデンで1.03%、ドイツで0.98%、イギリスで0.94%、我が日本は0.03%となっております。これは2000年6月の数値でありまして、先ほどの質問者の中にも、母子家庭の扶養家族の制度云々がございましたが、非常に日本は子どもに対する社会保障の確立というものがおけているというふうに私も思っております。子育ての支援の目先の対策ではなくて、基本的な国家の社会保障としての政策が今最も必要ではないのかと感想を述べまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、13番、喜多議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時35分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

続いて、11番、萬里川議員の一般質問をお受けいたします。11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 議長の許可を得ましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

1番目でございますが、ことし4月から小中学校で新学習指導要領が実施され、学校週

5日制がスタートをいたします。ゆとりある教育の実現で、子どもたちの自由な時間をふやし、さまざまな体験や活動を通しながら、自立した人格の育成を目的とした学校週5日制の試みには、大きな期待が寄せられています。しかし、一方で子どもたちの学力低下に対する懸念の声があるのも事実です。

その中で、多くの自治体では、土曜休日の受け皿づくりが進んでいます。当町としては、どのような受け皿を考えておられるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 完全週5日制に伴います子どもたちの土曜日の行政としての受け皿づくりをどうするのかと、こういうお尋ねでございます。

これは、幼稚園、小中学校、高等学校まで一斉に実施されるわけございまして、週5日制につきましては、子どもたちを学校から家庭や地域に帰すと、こういうことが第一義的な目的でございます。子どもの生活全体を見直しまして、家庭や地域社会における生活時間の比重をふやして行って、子どもたちが自主的に活動できるようにしていきたいと、こういうことでございます。そうした中で、ゆとりの時間を確保するよい機会であるというふうに考えております。そうした中で、家庭、地域社会におきまして、子どもたちが小さなときから社会性を身につけるための多様な体験を積むことが重要でございます。こういうことを側面から支援いたしますために、生涯学習の基盤整備を進めていくことも必要であるというふうに考えております。

平成10年に当時の文部省が ――今の文部科学省でございますが ――行いました学校教育に関する意識調査によりますと、土曜日の休みには子どもたちのほとんどが、楽しいとか、あるいは有意義であるという答えを出しています。そのパーセンテージを言いますと、小学生で89%、中学生で71.8%、高校生では73.9%が選んでおります。

また、13年度の文部科学省の地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査によりますと、中高生では、ゆっくり眠りたいというような意見が多かったというふうに聞いています。その一方で、小学生の場合は、屋外で活動したいという答えが非常に多かったというふうに出ています。また、同時に大人の方の調査をいたしますと、子どもの体験活動に積極的にかかわりたいと考えておられる方が多うございます。そうしたボランティアをしていきたいというふうな結果も出ております。

こうしたことを踏まえまして、町がその活動を側面から支援いたしますために、まず小学校の施設の開放でございます。これにつきましては、土曜日の午前中につきまして申し

込みによりまして、保護者、あるいはまた指導者の付き添いのあるグループ、あるいは団体に開放していきたいというふうに考えております。

それから、ホリディ学園の内容でございますが、もう既にホリディ学園も歴史を積んでいるわけでございますが、そうした内容で、ホリディ学園では集団での役割分担、あるいはチームワークを育むための学習や自然の中での体験、あるいは遊びを通して物事に積極的に取り組む姿勢や社会性を身につけるための活動を実施いたしております。そして活動は、現在月1回実施しているところでございます。今後につきましては、できるだけ親子で過ごす時間をふやしていただくことが目的でもございますので、こうしたホリディ学園の中で親子がともに参加できるメニューを取り入れてまいりたいというふうに考えております。

また、スポーツ活動におきましては、子どもたちに各種スポーツを通しまして、スポーツのルール、あるいは地域のマナーなどを身につけるためのスポーツ活動の充実も図ってまいりたいというふうに思っています。現在、体育協会に登録しているいろんなスポーツクラブがございますが、現在においても、小中学生を対象にした多数のサークル、団体に活動をしていただいております。その内容につきましては、バレーボールとか、あるいはバスケットボール、少年野球、レスリング、剣道、少林寺拳法、空手道、サッカー、体操、合気道がございます。こうした多くの子どもさんの活動がされているところでございます。

また、文化活動におきましては、公民館教室といたしまして、将棋、あるいは囲碁、親子料理教室等開いているところでございます。

また、図書館におきましては、現在お話し会といたしまして、絵本の読み聞かせや中高校生のための映画上映会を開催しております。これらの内容をさらに今後充実してまいりたいというふうに考えております。

最後になりましたけれども、保護者等の留守家庭児童対策といたしましては、各小学校で学童保育室を福祉課のほうで開設いたしておりますが、新年度から全土曜日につきましては、午前9時から午後6時30分まで開設していただくことになってございます。そうしたことも活用しながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。

こういうメニューの中から、地域、あるいは家庭、そして子どもたちが自主的にそうした事業を活用していただいて、ゆとりの時間を有効に過ごしていただけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 今の調査の中では、斑鳩町は、13年度のかかわりの中では、中学生、高校生がゆっくり寝てみたいというような形の中で、親は子どもに体験を積極的にやらせたいということがきちっと出ているわけですね。

東京武蔵野市でもそのような、現在小中学生を対象に体育学習をする土曜学校が開かれております。これは、土曜日の自由な時間を有効に活用して、子どもたちの個性や豊かな感性を育むことを目的に昨年4月からスタートしております。興味ある講座を自主的に選び、体験し、学ぶ力を身につけるために、市は朗読やスポーツ、郷土芸能、森林体験などの5つのテーマで講座を開設し、学校や市の広報を使って参加者を募集し、行政がプログラムを提供する試みが好評を得ています。

また、和歌山市では、学校週5日制の対応策として、今後市内の52のすべての小学校区に子どもセンターを設置し、子どもたちの活動を地域のボランティアによって支援する準備を進めています。これは、地域の自治会やボーイスカウト、サッカークラブなどからのイベント情報を集め、子どもセンターのインターネットを通じてその情報を提供し体験学習などに大いに活用してもらおうというもので、各小学校の空き教室に開設し、ネットワーク化を進めるようであります。

一方、東京台東区では、懸念される学力低下への対応策として、新たに休みになる第1、第3の土曜日に、区内の中学生を対象に、国語、数学、英語の補習指導を実施する方針を明らかにいたしました。土曜スクールという名前のもとで、希望者を対象に3科目それぞれ50分を中心にして午前中に行う予定になっております。

きょうの新聞にも、完全学校週5日制が4月から実施される中で、私立の小中学、高校での実施予定は、全体の55%にとどまることが4日の文部科学省の調査で明らかになっております。また、大都市圏では、私立の中高とも実施が2割から3割強にすぎないということもございまして、完全週5日制の実施は学力低下などの課題を抱える一方で、先ほど述べましたように、各自治体の地域社会のかかわり方で、教育力の充実や体験学習を通し、個性豊かな子どもたちに成長してくれるのではないかとというふうに思います。

完全週5日制は4月からずっと続くわけでございますし、ゆとりある教育で生きる力を育成する趣旨を踏まえまして、当町としては一定の答弁を聞いたわけでございますけれども、子どもや保護者の意見、有識者の意見を参考にして、なお一層の土曜休日の受け皿づくりをお願いをいたしまして、子どもたちの可能性を生かして大いに伸ばしていただきたい

いというふうに思うわけでございます。

県の教育長のほうでも、新聞の切り抜きでございますが、「親は子の最初の教師」ということで、先ほども教育長が、この完全週5日制は家庭や地域に帰すんだと、地域社会に帰すんだということがあります。家庭は家庭なりの教育という方針は続ける中で、やはり地域社会として私たち行政側が充実した基盤整備を行っていかなくてはならないというふうに思っておるわけでございますが、そういった行政だけの指導ではなくて、保護者の意見や有識者、また子どもの意見を参考に、もう一度この受け皿として考える余地はないかということを一問聞かせておいていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 週5日制の実施につきまして、今日までも週5日制の実施推進委員会を設けましていろいろご意見を伺ってまいりました。今後もその委員会は存続をさせていただいて、機会あるごとにそういった方々のご意見を承りながら内容の充実を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） その委員会のメンバーの構成は、どういう構成だったか、教えていただけますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） すべてではないかも知れませんが、議長さん、それから各小学校、中学校の校長、あるいはPTA、そして少年団体の代表者の方等でございます。それで私もその委員の中に一緒に入れていただいて、協議をさせていただいております。詳しく必要であれば、また後ほど名簿を提出させていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 受け皿の中で、先ほど台東区のような形の中で、私立の小中学、高校生に至っては、2割、3割しか完全週5日制がとられない中で、やはり学力の低下などが心配されるということもあろうというふうに思うんですが、そういう話というのは、その委員会の中では出なかったんでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学力の低下というよりも、子どもたちの土曜日の地域での過ごし方ということについていろいろご意見を伺っております。この学力低下ということについては、いろいろ世間でも言われているわけでございますが、本年4月から学習指導要領

が変わりまして、教育学習内容も項目が削減されてきています。そうした中で、やはり基礎、基本をしっかりと教えていくと、こういうことが今回の改正の大きなねらいでございます。そうした中で、小学校で国語、算数、理科、社会ですか、あるいは中学ではそうしたものに英語を含めた教科について特にしっかりと教えていくと、こういうことになってございます。そうした中で、少人数クラスとして、それぞれの学校の取り組みは違いますけれども、あるいはその中で数学をとられたり英語をとられたり、あるいは小学校では算数や国語をとられたりということで、基礎、基本をしっかりと教えていくと、こういうことに国としても努力されて、少人数学級といたしますか、少人数指導といたしますか、そういうことの充実を15年度までにすべて図っていると、こういうことで昨年度から実施されているところでございます。

斑鳩町といたしましても、既にTTという活動で今日まで来ているわけでございますが、それにプラス少人数学級をふやしていただくと、複数の配置を県のほうにも要請をしていって、その基礎学習の充実を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 今後の学習時間の配当表とかいうので、各小学校などに任せられてされていくというふうに思うんですが、小人数学級を中心にそれのおくれを埋めようとするならば、どういう曜日、日にち、時間にかかわってされようとするのか、教えていただけますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学習時間数というのは、国のほうでは示されています。その中で、小学校1年生では782時間——これは年間でございます。あるいは6年生では945時間と、大体70時間程度13年度よりも時間数が少なくなっております。そうしたことでそれぞれ学校のほうで、小学校では文部省で決められた学習時間数がございまして、そのとおりになっております。ただし中学校では、教科のほかに選択教科というものがございます。これは弾力性を持っておりまして、中学校1年生ではゼロから30時間、1年生でも持ちなさいと。あるいは2年生では50から85時間、3年生では105から165時間を持ちなさい、こういう指導がございまして。

もう一方、総合的な学習、今度取り入れる時間数でございますが、この総合的な学習につきましても、1年生では70から100時間、そして2年生では70から105時間、そして3年生では70から130時間という弾力を持ってございます。

そういった時間数を、それぞれ学校の取り組み方によって、選択教科をふやして総合学習を減らす場合、あるいは総合学習をふやして選択教科を減らす学年、そういうものもございまして、それぞれその学校の経営といいますか運営といいますか、そういうものを考慮してそれぞれの時間数をとることになってございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 今のは質問に対してちょっと外れているというふうに思うんですが、少人数学級でそれを埋めていくというような形だったから、そこそれぞれ違うんでしょうけど、ちょっとニュアンスが違うように思います。

ただ、本当にそういったことにかかわってしっかりと、公立高校であっても安心して学力が伸ばせるように、わからない子をどうやってわかるようにさすかということの努力、そして心豊かに、いろんなことにゆとりある教育の中で体験を生かせるように、もっともっと研究をしていただきたいということを要望いたします。

次の2点目に入らせていただきたいというふうに思います。

21世紀の日本を文化芸術大国と位置づけて、昨年11月30日に文化芸術振興基本法が成立いたしました。我が国の文化芸術の憲法ともいえるべきもので、その前文に、「文化芸術は心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」と宣言しています。斑鳩町にも縁のある世界の文化に精通する平山郁夫画伯が、文化交流でいけば政治の壁は越えられると語るように、文化芸術は人間に勇気と感動を呼び起こすのみならず、政治や宗教、民族の違いを超えて人々の心をつなぎ、世界の平和創造へ大きく寄与する力を持っています。斑鳩町においても大いに期待する中で、10年も続いた斑鳩小学校の金管クラブの廃止は、子どもや親にとって大変ショックなことであり、残念がられています。廃止に至った経緯と今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今ご質問いただきました件でございます。今も質問者がおっしゃっていただいておりますように、文化芸術振興基本法が制定されておまして、そうした中で、斑鳩町としても文化活動についていろいろ取り組んできているところでございます。特に美術協会とか文化協会等については、いろんな形で努力をいただいているところでございます。

今回、金管バンドを廃止したと、こういうことで初日にも陳情書の要望があったわけでございますが、これは今日までの経緯でございますが、先ほども申し上げましたように、

来年度から新学習指導要領が大きく改正されることになってございます。その中で年間のカリキュラム編制も大幅に変わってまいります。その中で特別活動の時間を見ますと、平成13年度までは年間70時間がございました。ところが、今回の改正によりまして35時間という半分の時間になったわけでございます。そして、例えば70時間の場合でしたら、1週間あたりに換算いたしますと約2時間の特別活動の時間があつたわけでございますが、そのうちの1時間は学級活動、これはホームルームとかそういう内容でございます。そして、残りの時間が1時間で、それぞれの各学校の生徒会の委員会活動、そしてクラブ活動の時間として位置づけられてきておりました。そして、月当たりの約1時間から2時間は委員会活動として、そしてその他の時間はクラブ活動として活用をしてきたというのが現状でございます。

14年度からは、この教育課程の中に組み込まれております活動時間、今も申し上げましたように35時間と、13年度から見ますと2分の1の時間数になってきております。それを1週間に換算いたしますと、1時間しかとれないと、こういう状況でございます。そしてこれに、これまでどおり学級活動の時間として割り当てられているところでございます。

しかし、これまであつた学級活動以外の特別活動の時間、あるいは年間35時間は教育課程外の時間として取り扱われることになっております。教育課程外となりましたが、当町の学校では積極的に取り組むということで、この年間35時間の割り振りにつきましても各小学校で検討を重ねました結果、クラブ活動につきましては年間15時間、あるいは委員会活動に10時間、そして補充授業を含みます学級指導として10時間ということに、調整といいますか計画になってございます。

各年度のクラブ活動につきましては、基本的には年度当初に子どもたちにメニューを示しまして、その希望数を見ながらその年度に活動するクラブを決定するということにいたしておりますけれども、従来から斑鳩小学校の金管クラブにつきましては、対外的な活動を行っておりまして、その活動の有無が学校外等に影響を与えるということから、早期に結論を出す必要があると、こういう考えから、先ほど申し上げました年間15時間での活動について検討をしたということでございます。

その結果、年間15時間では対外的な演奏を行うことが非常に難しいのではないかと、こういうことでございます。技術を向上させることが非常に難しいと、こういう結論を得たということでございます。それを補いますために休日となる土曜日に活動をすることは

、先ほども申し上げましたように、子どもを家庭や地域に帰すということから5日制の趣旨にそぐわないのではないかとというようなことをございます。また、月曜日から金曜日までの授業後、あるいは早朝での活動は、子どもに従来以上の過度な負担を負わせることになるのではないかと、こういう判断から、金管クラブとしての活動は停止しようという結論に達したというふうに聞いております。

この結論につきましては、学校運営上の判断によるものでございまして、それ自体は一定の理解をされるべきものであるというふうに考えております。しかしながら、その結論を、子どもたちや保護者の方々に適切、的確に伝えることができなかつたということにつきましては、私どもといたしましてもまことに残念であるというふうに考えているところでございます。

今後、来年度の取り組みにつきましては、さきに申し上げましたように、クラブの活動時間に制限があります中で、また一方では学校の判断もあるわけでございますけれども、金管クラブという活動は今後も存続していけるように、そうした方向で対応策を模索していきたいというふうに考えているところでございます。学校との、あるいは保護者等との協議、すり合わせというものが非常に大事であるというふうに考えておりますので、十分学校とも協議をしながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 先ほども教育長が述べられたように、開会初日に、子どもたちの夢をつないでいくために、「小学校金管クラブ設立を求める陳情書」が提出されました。この中でも述べられておりますように、金管クラブは、小学校の行事はもちろん、斑鳩町の行事、町民体育大会、敬老会、文化祭などにも参加して演奏を披露されてまいりました。特に敬老会などにおきましては、子どもたちの演奏については大変喜ばれていたという記憶がございます。

廃止の理由としては、今さきもおっしゃったように、新学習要領において、学校週5日制の実施で練習時間が確保できないということでもあります。詳しいことは今お聞きしたわけでございますが、私も以前保護者から相談を受けましたので、校長先生及び教頭先生にお話を聞きに参りました。こういう詳しいことではなくて、保護者の方が陳情書に書かれているような形で練習時間が確保できないということもおっしゃったわけですが、私には、指導者がお1人であると、その中で私的な用事もある中でクラブを続けることは難しいんですというようなことを述べられておりました。そしたら、もう1人指導者に来てい

ただいいんではないかという話もなったことがあるわけですが、そういった土曜日が2回なくなる中で、やはりそこが平日に時間がつぎ込まれて大変な学習時間になるということも考慮されてそういう形になったということも聞いているわけですが、こういった中でもし学校に対してそういう練習時間等が難しいということであるならば、この陳情書にもあるように、この機会に社会教育の一環として、町内の小学生を対象とした金管クラブの設立に向けてご審議いただき、ぜひとも子どもたちに夢を与えてくださいと結ばれております。

この陳情書を出される中で多くの署名を募られました。署名された添付はなかったものの、西小学校及び東小学校の子どもたちや保護者の皆さんの署名も多かったと聞きます。それは、斑鳩小学校しかなかった金管クラブを我が子にも体験させたいとの強い思いもあると聞いております。国の新世紀アーツプランには、文化芸術振興基本法の成立が後押しとなって、2002年度の予算案で192億5,900万円を計上されており、そのうち子どもの文化芸術体験活動の推進には39億1,000万円がついています。

その内容について、1つには、本物の舞台芸術に触れる機会の確保ということで395公演予定されて、予算は19億円ついております。2つ目は、学校の文化芸術の推進。その中には、芸術家等の派遣として、本物に触れるということで1,765人予定されていて1億円ついております。また、文化部活動の発表機会の充実ということで5,000万円の計上があるわけです。3つ目では、新規事業として、文化体験プログラム支援事業。60地域を行う予定として18億6,000万円ついております。

この新規事業は、子どもたちが気楽に気軽にいろいろな文化に触れる機会をつくるため、各自治体が年間を通し文化とふれあいを体験するプログラムを作成、実施する施策をモデル事業として支援するもので、私はこの陳情書にもあるように、町内の小学校金管クラブ設立を行い、この支援事業を受けて子どもの体験活動を推進すべきと思いますが、この考え方についてご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この金管クラブを社会教育の場で活動出来るようにしてはどうかと、こういうご意見でございます。今、社会教育でやる場合に、スポーツもそうでございますけれども、すべてがそのグループ、団体の自主活動として実施していただいております。一部運営費の助成をしているものの、その運営についてはすべてその団体、グループの自主運営ということでございます。そうした中で、今回の場合は楽器の問題、ある

いは運営の指導者のほうの問題、あるいは団の活動の問題等々それぞれ自費でやっていたくというようなことになってくるわけでございます。

一方、今、文部科学省のほうで言われておりますいろんな文化活動の支援策につきましても当町としても十分研究をさしていただいて、そうした社会教育活動としてその金管クラブが運営していくんだということであれば、そうしたことも含めまして町のできる限りの支援はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 斑鳩町の管楽器がトランペットやら小さなトランペットです、アルトフォーンとかチューバとか相当20台を超える素晴らしい楽器があるわけです。これを廃止という形の中でむだにすることなく、これも生かしていただきたいというふうに思っています。

斑鳩シンフォニックバンドの一員であります斑鳩中学校の校長は、アメリカでは5歳から70歳の幅広い年齢で地域バンドがあり活発に行われていると。もし社会教育の一環として行われるのであれば、ボランティアで教えてもよいとのうれしいお言葉を聞いております。町行政の積極的な取り組みによって、斑鳩町より世界に羽ばたく多くの文化芸術家が誕生することを願ってこの分は終わりたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。

読書のすばらしさを子どもたちに伝えるために、読み聞かせ運動や朝の読書運動の推進が全国で広がりを見せております。安堵町でも「ねこじゃらし」というボランティアグループがありまして、毎月1回安堵小学校で読み聞かせを行っているようでございます。それも休憩時間を利用して、15分ぐらいにおさめての読み聞かせでございました。私が2月19日にもあるということで安堵小学校に行かせていただきました。この日は、年に2回、大きな人形劇を通して子どもたちの夢というか、そういう形の中で行われているということで行かせていただきました。休憩時間になりますと、図書室で人形劇の用意をされているんですが、飛んでこられるんですね。本当に、どれだけ来はんのかなと思いましたが、始まると同時に90人の子どもたちがそこに駆け寄ってまいりました。そして、やはり人形劇を本当に注意深く見ながら、それぞれの思いを込めて教室にまた帰っていった。

斑鳩町もこのような読み聞かせ、またそういうこともされておりますのは承知しておりますけれども、こういった全国的な広がりを見せていく中で、斑鳩町の実態をまず聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 斑鳩町の早朝の読書でございます。読み聞かせという話もございました。この読み聞かせにつきましては、図書館から各小学校に年間2回ほどですか、参りまして実施をいたしているところでございます。そうした中で、子どもたちに本に対する興味を持たせていきたいということも実施いたしております。

また、小学校では週2回、朝の会で15分程度読書の時間を設けております。例を申し上げますと、例えば東小学校では、毎週1回昼休みに6年生児童によりますお話し会を行っております。低学年に絵本を読み聞かせております。これに毎回30人以上の子どもたちが参加をいたしまして、1年生や2年生にとっては楽しい行事になっているというふうに聞いております。こうした取り組みによりまして、休み時間に多くの子どもたちが図書室を利用している状況でございます。

また、中学校におきましては、毎学期末に読書週間として毎日15分程度の読書時間として割り当てをいたしまして、本に親しむ運動を展開しているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 昨年の12月5日に子どもの読書活動推進法が成立いたしまして、その主なポイントとしましては、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと定義づけています。また、行政、事業者、保護者の役割を明記し、国だけではなく、地方自治体にも子ども読書活動推進計画の策定を要望しております。子どもの読書活動推進法の成立の以前より、斑鳩町におきましても毎週2回ほどということを知ったわけですが、朝の読書を27年間続けてきた栃木県の今市小学校がでございます。その地道な運動に、昨年7月文部科学大臣賞を受賞しました。朝8時15分、先生の合図とともに20分間の朝の読書がスタートしており、現在では、朝の読書は週5日実施していて、読書量の多い生徒には、直接校長が校長室で表彰すること。毎日の読書の積み重ねによって、読解力や豊かな創造力、物の見方や考え方が深まってきているとのこと。特にここ数年、全国的にも朝の読書の実施校が飛躍的に増加し、7,800校を超えたとの調査が出ています。

現在、奈良県では、小学校246校中61校、中学校108校中12校が読書タイムに取り組んでいるということございまして、この中に斑鳩町が入っているのかなどうなのかなという思いもあるわけですが、やはりもう少し、そういった読書を通して子

どもが集中できる、そしてその読解力を身につけて創造力を豊かにするという、この意義も踏まえましてもう一步充実していただけたらなというふうに思います。

次に、ブックスタート事業についてお伺いしたいというふうに思います。

東京杉並区で2000年11月からモデル事業としてブックスタートを始められました。ブックスタートとは、本を通して、言葉を交わしながら赤ちゃんと一緒に楽しい一時が持てるよう応援するための事業です。杉並区では、保健所での乳幼児健診に絵本や育児支援情報のブックレットが手渡され、その中には、赤ちゃんと一緒に保護者が絵本を介して心の通い合う温かい時間を持ってほしいとのメッセージが添えられています。ブックスタート追跡調査からも、大変よい結果が出ているようですが、当町としてのブックスタートは行われているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ブックスタート事業につきましては、斑鳩町で実施しているのと、こういうことでございます。

この事業につきましては、今質問者もおっしゃっていただいておりますように、ゼロ歳のときから読んで楽しい一時を持ってもらって親子のそうした会話を促進すると、ということで、1992年に英国で始まった運動であるというふうに認識いたしております。日本では、今おっしゃっていただいておりますように、杉並区で取り組みがされているというふうに聞いておりますし、きょうの新聞では奈良県の香芝市が来年度から実施するというようなことも伺っております。

この件につきましては、ゼロ歳の段階から、情操教育といいますか、そういうものをしていくということから、絵本という運動の趣旨から判断いたしますと、図書館、あるいは役場、病院、保健所など各機関の連携が必要であるというふうに考えております。当町でまだ取り組んでおりませんが、今後町立図書館を中心といたしまして関係者と協議、研究を行ってまいりたいというふうに考えております。

なおまた、町立図書館の現在の取り組みといたしまして、おはなし会を毎月2回、第2日曜と第4土曜に本の読み聞かせ、あるいは紙芝居、人形劇をボランティアグループや職員で行っているところでございます。これの対象者は、6歳ぐらいまでのお子さんとお母さんということで、20人程度お集まりいただければ実施するというふうなことでやっております。

また、年1回おはなしフェスティバルとして町内読書グループの皆さん方にご協力いた

だきまして、読み聞かせ、あるいは紙芝居、人形劇などを行っていただいているのが現状でございます。

○議長（小野隆雄君） 11番、万里川議員。

○11番（万里川美代子君） 教育長も先ほど来、完全週5日制に伴って家庭から子育てというか、家庭からの教育が大事であるということをおっしゃってございました。このブックスタートというのは、やはり幼児期から本に親しむことをスタートさせて、いろんな分野に夢膨らませて子どもたちが成長をしていくというふうなことだろうというふうにも思っております。

杉並区のブックスタート、本を与えた人と与えなかった人の調査が行われまして、その追跡調査からは、やはり配布された保護者にとつたら、生後4カ月ぐらいのまだ本当に読んでもわかるかなという時からそれを見せることが好ましいというデータ結果が出ておまして、おそくとも1年前までにはそのブックスタート——本の読み聞かせが大事である。そして、いただいた親からは、やはり親自身が絵本への関心を高めて、子どもが絵本を楽しめる時期を早くせないかなということも意識づけられておりましたし、子どもを今言われた図書館へ連れていきたいという時期が、いただかれてない人より多かったという結果が出ております。そのことから早期導入を強く訴えておきまして次に移りたいというふうに思います。

文部科学省では、先ほどもそうですが、1999年、図書の整備状況を調査した結果、目標とする冊数に達している小学校は29.2%、中学校は19.3%にすぎませんでした。学校図書館の図書整備が進んでいる地域ほど読書量が多いとのデータが出ている中で、当町の各小中学校の学校図書館の図書標準による目標冊数は達しているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校図書館につきましては、児童生徒の知的活動を増進いたしまして、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っているところでございます。特に今日社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒がみずから必要な情報を収集、あるいは選択し、活用する能力を育てることが求められております。

一方で、児童生徒の読書離れが指摘されておまして、各学校でのこのことについての取り組みがなされておりますけれども、その中でも学校図書館の果たす役割は大きなものとなっております。先ほどのブックスタートの中でもおっしゃっていただいたように、そ

うした読書離れということが大きな問題としてこのブックスタートがスタートされたんだというふうに理解いたしております。

また、学校図書館の蔵書の目標と現在の斑鳩町での蔵書冊数のことですが、文部科学省によりまして、学校図書館図書標準というものが示されております。これは学校種、あるいは学級数に応じて設定されているものでございまして、それと比較してご報告を申し上げたいというふうに思います。

斑鳩小学校では、標準蔵書冊数が1万1,160冊、それに対しまして現在蔵書いたしておりますのが8,828冊となっております。整備率にいたしまして79%でございます。

西小学校では、標準蔵書冊数が7,960冊に対しまして、現在蔵書しておりますのが6,907冊となっております。整備率は87%でございます。

次に、東小学校でございますが、標準蔵書冊数が9,560冊に対しまして、蔵書冊数8,229冊となっております。86%の整備率でございます。

斑鳩中学校でございますが、標準蔵書冊数につきましては1万1,200冊に対しまして、蔵書冊数は1万1,532冊となっております。整備率にいたしまして103%でございます。

次に、南中学校でございますが、標準蔵書冊数は1万160冊に対しまして、蔵書冊数1万1,007冊となっております。整備率にいたしまして108%でございます。

しかし、この数字につきましては、2月現在の状況でございまして、これから年度末にかけて蔵書整理が行われますことから、学校ごとの蔵書数は変動するというふうに思われます。

また、15年度からは各学校に司書教諭を置くことになっておりますけれども、現在各学校の教員研さんに努めているところでございます。このこともあわせまして、各学校図書館のさらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） ちょっと私の計算と違っているんですが、斑鳩小学校は22クラスがあるということで、学級数が19から30とすれば、1万360に200を足して、そして学級数から18を引いたものを掛けますと、8,828になるとおっしゃったけど、それ以上もっとふえると思うんですけども、どういう計算になるんですか。——私、すみません、次に行きたいからあれですけど、ちょっと聞かせてください

。計算の方法というのは、今言った分の計算の仕方だと8, 828……

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 計算式は今おっしゃっていただいたとおりでございます、それが標準冊数という数字になります。標準冊数の数字では、斑鳩小学校では1万1, 160冊が必要です、こういう数字になります。現在小学校が持っております本の数が8, 829冊ということでございますので、そうでございますので、その整備率といたしまして79%であるということをおし上げております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） わかりました。次に行きます。

斑鳩町立図書館が開設されて5年目になります。単独行事においても随分充実してきていることに大変喜びを感じている一人でございます。しかし、12年度の斑鳩町立図書館年表を見ますと、町民の登録者数は地区によってばらつきがあり、50%を切っているところが多い。地区別貸し出し冊数を見ると、斑鳩町内貸し出し冊数18万4, 635で51.4%、町外が貸し出し冊数17万4, 795で48.6%と、ほぼ半数の方しか利用していないことになります。地理的なこともあって町外の方の利用度の高いことも理解できますが、町民の方の利用度を高める方法を考えなくてはいけないと思います。その施策があれば、考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、町外の中でなぜ大和郡山市がずば抜けて利用が多いのかも伺いたいというふうに思っております。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 町立図書館が開館されて5年余りになるわけですが、現在14年1月現在の登録者数につきましては2万6, 669人で、うち町内の登録者数が1万4, 659人です。登録率は、14年1月現在で50.4%という数字になってございます。今おっしゃっていただいておりますように、町内でも一部登録率の低い地域があることは承知いたしております。今後、町広報紙、あるいは図書館の発行物を利用いたしまして全国平均にしたいと考えております。

これの登録率の状況でございますが、全国平均で登録率は28%でございます。そのうちの奈良県では35%の登録率となっております。日本図書館協会のこういった公共の図書館で市町村内の登録目標数値というのが定められておりますが、その基準でいきますと60%というのが図書館協会の登録率の目標でございます。当町といたしましても、そ

れに合わせるべく努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、大和郡山市の利用者が多いということですが、13年6月まで蔵書の充実した図書館が大和郡山市になかったと、こういうことと、それから当町とは隣接しているということで利用しやすい面、またいろんなアンケート調査によりまして職員の対応がよいというような結果をいただいております。そうしたことが大和郡山市の利用の多くなっている理由ではないかなというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 14年の1月現在で0.4%アップの50.4%という登録者ができたということでご答弁いただきました。登録がやはり少ないと、登録してても利用はされてない人も多いわけですから、まずは登録を高めながら利便性を図る。その中で、——全国平均が高いとか、そんなじゃないんです。どのようにしたらもっと利用度を高められるのかということ、まずもってポイントを抑えて答弁をしていただかないと困るというふうに思います。それをもう1点はつきりとお答えください。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 14年度の目標として55%を目標にしたいというふうに考えております。そして60%に向ける努力をしていきたい。まず国の目標であります60%に向けて努力していきたいというふうに考えております。

その方法につきましては、今のところ、先ほど申し上げましたように、広報、あるいは図書館の刊行物、いろんなそうしたブックトークとか、あるいは読み聞かせの機会とか、そういったときを利用して登録率の向上を図るように啓発をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 時間がないので次に移らせていただきたいというふうに思いますが、利便性は先ほどの分に関してはコミュニティバスを走らせて何とかという思いがあるわけですが、町民の多額な税金で建てた施設でありますので、なお一層登録だけではなくて、どのようにしたらその図書館の利用があるのかということ踏まえてこれからも日々研究をしていただきたいというふうにお願いをして次に移りたいというふうに思います。

奈良市が財源難の中高齢者優遇3点セットを見直しをする中で、約1億4,000万円の負担軽減になるとしています。私自身当初、奈良市の老春手帳の例を出して、当町とし

でも無料の循環バスを走らせてほしいと要望をする中で、70歳以上の方を対象に無料のバスカードが配布されるようになりました。さらに、現在では、町の一般財源から町独自の巡回バス、コミュニティバスを走らせています。その中でバスカードの利用者はどれぐらいおられるのか、今後もバスカードの発行は続けられるのか。15年後も大丈夫なのか。また、もっと若い人は、30年後、40年後となりますが、継続が可能なのか。障害者の方なんかは福祉タクシーの対象者になるんですが、それで若干利用されておりますが、その対象にならない方で足や腰を悪くされている方が、バス停まで行けなかったなどタクシーを利用されておりますが、バスカードを利用されない方でタクシー割引券などの発行等考えられないのかをお伺いしたいというふうに思います。時間がありませんので、端的にお答えください。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今現在、13年度でご利用をいただいております交付人数でございますが、1,540人の方に交付をさせていただいております。

今後の考え方でございますけれども、一部近隣の市町村でも、高齢者の優待乗車券の関係で、バス以外の交通機関につきましても、その選択肢の一つとして設けられております。今後、こういう形で、バスでの移動が比較的困難な方のための外出支援についても研究をさせていただきたいと、このように思っております。そして、引き続きこの高齢者の優待乗車券については継続をさせていただく考えでおります。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 私、なぜ15年かいうたら、15年たったら70歳になるんです。当初これを出された場合は、循環バス走ってませんでしたから、だんだん高齢者になりますよと、ずっと続けてほしい施策だから、5,000円よりかもう少し安い形でなれへんのかという心配をしておったわけですが、続けていただくということでもありますので、どうか頑張ってくださいという答えしかないわけですが、私は2つも同じように走らすというのは、むだ遣いの一つに入らないのかなというのが懸念されます。一方では健康な方というのは、巡回バスも利用されてますし、またそれを利用されるというのは、郡山に行ったり、多分王寺方面へ出るという形の人なのかなというふうにも思うんですね。そしたら、今言ったように、本当に外出支援という形の中でするならば、もう一歩これを違う形でやっていただいたらどうかなというふうに思います。

徳島県の井川町では、生活支援公共交通システムとして、山間部の高齢者の足として、

65歳以上の方を対象に、一律300円いただくわけですが、その家まで行ってそしてあるバス停まで、また病院にという形で利用されているようでございますので、この辺の部分に関してももう一步研究を進めていただきたいというふうに思います。

最後です。「ちょっとおかしいのでは・・・？」と題して資源袋に関してお伺いいたします。

ごみ有料化の中で、可燃ごみ袋や不燃物ごみ袋に45円、65円とお金を出して購入していますが、資源ごみ袋配布については無料でされております。その袋代に幾らのコストがかかっているのでしょうか。

先日自治会の回覧板で、資源ごみ袋申し込みについて手元に回ってきた中で、1年間で24回として最高24枚が必要となりますと書いておきながら、10枚単位でお願いするとして、我が自治会の班の方の申し込みを見ますと、30枚の世帯が大変多うございました。このことは、ほかの自治会においても同じ現象が見られると思いますが、私自身の判断からしても、ビン、缶、ペットボトルと1カ月に1回出せたらよいところでございます。その時期によっては2カ月に1回というときもある中で、10枚単位となりますと、そんなにたくさん必要ないんじゃないかなと思うわけですが、皆さん多めに用意されているのは、次また有料化になるん違うかなということで手元に置いてはるという可能性はないのかしらという心配がありますが、まずコスト、1枚のコストは幾ら、袋代に幾らかかっているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、ビン、缶類の資源物の袋でございますけれども、平成13年度として8円40銭、そしてペットボトル用として6円30銭という単価になってございます。

それから、ごみ袋の配布の関係でございますけれども、この関係につきましては、当初配布をさしていただきましたときには、今議員も申されましたように、月2回の収集で24枚があれば可能かなということで、30枚をセットという形でご配布をさしていただいております。それを1年経過をする中で、住民の皆さん方からも、そんなに必要がないではないかというようなお声もいただく中で、10枚、そして20枚、30枚という希望をとらしていただく中で配布をさしていただいておりますということでご理解をいただきたいと、思います。

今、議員からもご指摘をいただきましたように、このように申し込みをいただくときに、

袋を有効に使ってもらえるようお願いを申し上げるとともに、環境問題学習会も実施をいたしておりますので、そのときにも十分に住民の方々に啓発をさしていただきたいと、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 11番、萬里川議員。

○11番（萬里川美代子君） 時間が来ましたので一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、11番、萬里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、野呂議員の一般質問をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、質問に入ります。

ご承知のように、4月からペイオフの解禁ということで、今民間でも1,000万円以上のお金を持っている人は、その対応に苦慮をしているというのが実態であります。当町もこれに対応いたしまして、町の基金でありますとか歳計現金、30億から40億という金額が想定されるということでもありますけれども、町の運用基準をつくったところでもあります。

そこで、ペイオフに伴う町資金の管理運用について聞きたいと思います。

万一大損失を起こしたときは、三役は具体的に町民に責任をとれるのかということですね、どうとるのかということでもあります。それから、さらに突き詰めて言えば、弁済するのかしないのか、また弁済できるのか、聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 平成14年4月以降は、当座預金や普通預金等の流動性預金を除いた預金等について、平成15年4月以降はすべての預金等についてペイオフが解禁されることとなっており、地方公共団体の預金等につきましても、一般の個人や法人と同様に取り扱われるものとなっております。

ペイオフ解禁後は、地方公共団体も、みずからの公金預金の管理運用に関して自己責任が前提となるため、各地方公共団体においては、取引金融機関の経営状況を把握した上で、地方自治法の趣旨も踏まえ、確実かつ有利な公金の管理に取り組む必要がございます。

このため、斑鳩町におきましては、歳計現金及び各種基金等の公金について、その保全策を講じるため、斑鳩町資金管理並びに運用基準の策定の検討を行い、担当常任委員会にご相談を申し上げているところでございます。

さらに、公金について、安全で確実かつ効率的に管理を行っていくためには、指定金融

機関や取引金融機関の経営状況の把握、金融機関の経営破綻が懸念される事態における債権の保全など、あらかじめ検討を行っていかねばならない事項もあることから、公金管理に関する庁内検討会議の設置も考えているところでございます。

なお、万一のときにはどう責任をとるかのご質問でございますが、平成13年3月30日付で、総務省において取りまとめられた地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会においても、金融機関の破綻に際して公金預金の一部を失う結果となった場合、職員の賠償責任等の責任が発生する場合があると明記されており、十分そのことの認識をいたしております。

したがいまして、本町におきましては、絶対にこのような事態に陥らないよう万全の対策を講じることを求められていると、そのように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今言われましたように、庁内でのいわゆる運用基準と、こういうことですね。それを総務委員会に提出をしていただいたわけでありますけれども、その中でやはり疑問に思うところもありますので聞いておきたいと思えます。

まずは、一番大変なのは、万一のときに、今言われたように、責任を問われるということですね。ここは大変なことだと思うんですね。ペイオフといいますと、本来考えたら、私はシステム自体が泥棒みたいなものやと思うんですね。皆一生懸命金をかせいで、今まで大体銀行なんて倒れるというようなことは考えられなかったことなんですね。やっぱり安全だと、ここへ預けて管理をしてもらって、そしてそれを銀行が運用をして利子をつけて返すと。そういうことが楽しみで庶民は来たと思うんですね。ところが、それが1,000万円ふえたら、銀行が倒れてしもうたら、そんな何億あろうとそれは没収しますよと、これはまさに私は泥棒よりきつい仕打ちやないかというように思うんですね、システムとしては。それがいわゆる今の資本主義が到達したシステムの最大の欠陥が、こういうシステム上としてもあらわれてきているのではないかと。諸外国においても、いわゆる資本主義国はすべてペイオフを導入していると。もちろんその保護金額はそれぞれ基準は違いますけれども、結局はそういうことが言えるのではないかというように思うんです。

ただ、私はその場合に、これは公共の金ですからね、皆さん方の税金をいただいて町が預かっていると。自分の金ではないわけですね。ですから、これを失うということになれば、斑鳩町の経営自体が揺らぐということでもあります。もちろん町民の皆さん方の福祉や健康を守るということにも、まちづくりにも支障を来すということでもあります。

ですから、私は、今まで公金は1円たりともゆるがせにできないということで皆さん方仕事をさせていただいたと思うんですね。非常に厳しい態度で、1円たりともやっぱりむだに税金は使わないと、こういう毅然たる態度でやっぱり仕事に臨んでいただいたというふうに思うんですね。ところが、今や全くそのことが根底からひっくり返されるということになったわけです。

そこで、町は総務省が示しました地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応の方策研究会の取りまとめというものに基づいてその対応策をしたわけでありすけれども、それは結局この研究会のポイントとしては、ペイオフが解禁されることにより、地方公共団体の公金預金についても、元本1,000万円とその利息を超える部分に保護措置はなく、地方公共団体は自己責任による対応が必要になると、こう書いてあるわけですね。そのために、3つの点において、地方公共団体が自己責任を果たしていただくために必要な方策について理論的な整理を行ったということですね。地方公共団体の参考として提示することとしたと、こういう書き出しで、1つは、どういう点かということ、金融機関について、その破綻の可能性も踏まえた平常時からの経営状況の把握とそのための体制整備の推進と、このように書いてあるんですね。2つ目は、金融機関の破綻時のペイオフ実施を念頭に置いたみずからがとり得る公金預金の保護方策の検討実施ということですね。その次は、やむを得ず損害が出た場合の補完的な公金保護策の構築の可能性ということですね。これは最後の、今収入役が答弁したところであります。

そこで、こう書いてあります。その注として、金融機関の破綻に際して、公金預金の一部を失う結果となった場合、職員の賠償責任等の責任が発生する可能性があるということですね。ここのところは、まことに気の毒なことだと思うんです。

ところが、このことは、1つは、どこで、ペイオフの解禁と連動していわゆる地方自治法と——地方自治法というのは前からありますからね、そういうことに対するいわゆる決めたのが、職員の賠償責任を決めたのは、第243条の2で書いてあるわけですね。それにはこう書いてあります。出納長もしくは収入役もしくは出納長もしくは収入役の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員云々として、そういう職員が故意または重大な過失により、ちょっと飛ばして読みますけれども、その保管に係る現金、有価証券、物品、もしくは占有動産、そういうものを亡失し、または損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないというように書いてあるわけです。次の各号に掲げる行為をする権限云々というようなことで、故意または重大な過失により法令

の規定に違反して当該行為をしたこと、または怠ったことにより　　——怠ったことですよ、ただ単なる行為と違うわけです。当該行為をしたこと、または怠ったことにより、いわゆる不熱心だった、不勉強だったというようなことも該当するのではないかと思うんですね。普通地方公共団体に損害を与えたときもまた同様とするということですね。

この罰則については、その処分については、こう書いてあります。普通地方公共団体の長は、職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対しその事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき期限を定めて賠償を命じなければならないと、こう書いてあるんですね。町長はこれをするわけですね。いわゆる職員が損害を起こしたときには、町長が監査委員に命じて監査して、そしてその額について確定して、いわゆる町長がその賠償を命じると、こういうことですね。

そこで、第1点まず私はちょっと疑問に思ったのは、町の運用基準でこう書いてあるんですね。運用基準の第5の基金の管理並びに運用というその3ですね。3項をちょっと見ていただけますか。ここでは、運用は大口定期預金とすると。ただし基金の保護、利回りの比較、期間、金額などの点で他の金融商品が運用上確実かつ有利と判断される場合は、収入役は町長と協議の上債券での運用ができるものとする、こう書いてあるんですね。そうすると、その処分する者と、この場合に町長と相談して運用して失敗を起こすと、こういうことになった場合、いわゆる処分者と処分される者が相談をしてやっているわけでしょう、この場合は。そういう場合に、これ自己矛盾を来すのではないかというように私はこの文章を読んで思うんですね。そのところは一体どないなんねやと、法的に考えて。みずから最高責任者として事故が起こったときに処分する者が、それがいわゆる事故が起こった案件について相談を受けてその決定をすると、収入役とともに決定をすると、こういうようなことが大体行われてよいのかどうかと。行われた場合に、処分自体が困るのではないかと、責任のとりようがないのではないかとというように私は地方自治法上見たときに思うわけでありましてけれども、その点について尋ねておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君）　中野収入役。

○収入役（中野秀樹君）　現在の資金運用の形について、指定金融機関にまず基本として預金をするという形になっております。そうした中で、指定金融機関に預金をする場合については、これは収入役が独断　　——独断といいますか、収入役が決定をして指定金融

機関に預け入れることができるわけですが、それ以外の運用方法を行う場合には、現在の通達等を見る中では、町長の協議が必要になっていると、そういう形になっております。

それとあわせまして、この基準の中でそうした形で、債券の運用については町長と協議の上債券で運用ができるという形での基準になっております。この債券の運用については、国債での運用ということに限定をされておりますから、債券の運用にかかわって

国債で運用をする中で、公金にそうした損失が生じるということについては、通常

通常といいますか考えられませんので、そうした事態は生じない、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 今の内容も、ちょっと答弁自己矛盾をしているんじゃないかというように思うんですけどもね。いわゆる国債などの場合は収入役はできないということですね、債券についてね。ということは、この法的な関係からいって理解がいかないと。先ほども言うたように、国債が損失が起こればとは考えられないと。これは暴論やと思うんですね。

なぜかと言いましたら、何で日本国債が損失が起これないのかと。例えば皆さんもご承知のように、1つ例を挙げましょうか。「大丈夫かアルゼンチン国債1億円」と、こういう新聞報道がこの間ありました。これは宝塚市の財団が購入したと、99年に。兵庫県宝塚市の外郭団体、市文化振興財団が資金運用の一環で円建てアルゼンチン国債1億円分を購入していたことが26日市議会の代表質問でわかったと。ご承知のように、今この国は破綻状況ですね。アルゼンチンは対外債務の不履行を宣言しており、無価値になりかねない事態ということでしょう。

もう少し言えば、日本の国債はどうかというたら、これは朝日ですよ。朝日はどういふぐあいに書いているかと言うたら、「国債暴落くすぶる不安」とこれだけ大きい字で書いてるわけですよ。これは朝日新聞です。一般のほかの新聞も書いております。最悪のシナリオは日本売りやということですね。格下げ情報で市場は敏感に反応していると。皆さんご承知のように、いわゆる日本の今のデフレ対策についてどうするかということで政府は発表しました。ところが、実際は田中真紀子さんの首を切って、それからさらに鈴木問題が起こってくるというようなことで、ブッシュさんが来て、先に小泉さんに手紙を出して、今のデフレ対策を迫ったと。しかし、表面上は非常に、握手して円満的に、とにかく小泉さんのデフレ対策を支持する、改革を支持すると、こういうことを言いました。ところが

、実際は、その対策自体が発表されると、トリプル暴落というような形が起こったわけでしょう。

そこで、朝日新聞なんかは、国債は日本政府の借金の証文であると。これはまさにそのとおりですね。その信用度を世界の投資家に示す格付けが昨年相次いで引き下げられたと。米国の大手格付け会社ムーディーズは、昨年12月、上から4番目のAA3に1段階下げたと。さらに下げる可能性がある。弱含みと判定したと。主要国では、イタリアを下回る最低のランクやというわけです。

皆さんご承知やと思うんですけども、イタリアというのは長年大変なインフレの国やと。イタリアへ行って1万円札かえたらこれぐらい札束をくれてえらい大金持ちになったような気分になるとかというようなことがよく言われておりましたけれども、それだけ金の値打ちがどつとどつとなくなってしまうと、印刷するということですね。

ですから、朝日新聞は、本当にもう一段の格下げにでもなれば、国債は売られるだろうと、こう言っただけですね。いわゆる債券市場では、国債暴落をあおるのは、オオカミ少年のようなものだが、本物のオオカミが来ないとも言い切れないんですよと、このように大体アナリストは言っているわけです。

ご承知のように皆さん、日本国債がいかに不安定なものであるかということについては、今収入役が言ったような、国債は絶対損をしないんだと、損失は考えられないということは揺らぎつつあるんですよ。これが今の私は経済界の常識だと思うんです、既にね。国債の発行ペースは、何年か経てば借りかえ分を含め現在の1.7倍近い年間150兆円に達すると。金融機関や個人は、それだけの量を引き受けられるだろうか、こう書いてあるんですね。まさにそのとおりなんです。引き受けられるだろうか。

ご承知のように国債というのは、どういうことで発行されるかというたら、ことしは、財務省がもちろん発行するわけでありましてけれども、30兆円発行しますわね。それで銀行などに買ってもらうわけですね。ところが、借りかえ債を発行しないといかんわけですね、もちろん期日が来たというようなのがありますからね。その借りかえ債が、何とことしは69兆円——70兆円、両方合わせたら100兆円ですよ。それで、もちろんその代金でいわゆる公共事業とかそういう政府の一般会計にも充てられるわけでありましてけれどもね。

ところが、銀行などが保有してますわね。それをこの間から買いオペレーションというんですかね、日銀が国債を買い戻すということですね。それを銀行から買ってやっている

わけですね。そして今のデフレ対策として、いわゆる資金を市中に流すと、こういうことをやっているわけですが、なかなかそれが銀行の不良債権の償却のために一般中小企業に回らないと、こういうことで今問題になっておるわけでありましてけれども。

そこで、国債を大体どれぐらいどこが持っておるのかと。財務省が発行した、今700兆円と言われておるわけでありましてけれども。

日本の税収というのは、皆さんもご承知のように年間50兆円でしょう。ことしはさらにそれが低くて48兆円と、景気悪いからね、48兆円しかない。金が足らんから30兆円借りて80兆円の予算を組んでいるわけですよ。ところが、今まで発行してきた国債というのは700兆円近いと、こう言われとるわけでしょう。

そしたら、それは例えば家計にしたらどれぐらいのことになるかと言うたら、これは恐ろしいですよ、実際言ってね。例えば、500万円の収入があって、300万円の借金をして800万円の生活をすると。なおかつ7,000万円の今まで借金した借金があると。7,000万円の借金があって500万円の収入しかない。そして毎年の生活をするのに300万円借り入れないかと、こういう家計で言ったら今国の状態になっておることなんですね。だから、借金返すためにさらにまた借金をせないかと、こういう状況になっておると。だから、ここに恐ろしさがあるわけですね。この家計の規模で考えたら、皆さんは破綻せなしようがないやないかということはずぐわかると思うんですね。

今、その国債は、郵便貯金、簡保、これが67兆円持つとということですね。それから個人投資家が11兆円持つと。生保は28兆円持つと。外国人投資家は21兆円持つと。それから、銀行などは75兆円持っているわけですが、それを日銀がまた買いオペで一部買ってますからね、日銀自体が66兆円も持っている、こんな異常な事態になっているということですね。

ですから、そこで、今度発行しても、必ずや近い将来発行しても消化できない状況になるわね、こんだけ満杯に皆持ってたらね。そうなるでしょう。しかも国債の価格が下げられて暴落するということになれば、だれも日本の国債を買わないと、信用度がなくなつたらね。私はそう思うんです。

ですから、今収入役が言った、日本国債というのは大丈夫なんですという答えは一体どこから来ているんですか。その確信、理論的根拠を教えてくださいませんか。

○議長（小野隆雄君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君）　まず、町の公金の保全にかかわって、まずは我々としては、借入金等との相殺制度を活用する中で運用をしていきたい、そのように考えております。ただ、その中で、先ほどから申されております国債運用についての方法も、この基準の中では入れさせていただいておりますが、国債に運用するに当たっては、先ほど野呂議員がいろいろご指摘をいただいているような部分についても、我々としては十分検討を重ねた上で、国債を買う場合には慎重に対処する必要があることは事実であるというように思います。

ただ、国債で運用する場合にも、新発債で買って満期でもって償還を受けると、中間での売買というのは当然想定をしていないわけですが、そうした中で満期時にも国債が元本の償還がされないというような事態が生じるとしたら、日本の経済と申しますか、日本の国そのものの存亡というようなことになってこようかと思えますし、将来そうした事態が我々としては現在の状況の中では、いろいろ先ほどからご指摘をいただいておりますが、そうしたことを前提で行うということについてはできないというように思っております。

○議長（小野隆雄君）　7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君）　日本のいわゆる最悪の状態ですね、財政の、そういうことが想定できないということでもありますけれども、やっぱり私はその辺をどう勉強するかだと、このことが求められている時代なんだということを感じない限り、今までのいわゆる地方公務員の考えでもう通用しないということだと思えますね。そこをやっぱり頭を切りかえないと、特に今日の金融問題というのは難しい。だれが考えても非常に複雑怪奇と、しかも落とし穴のところがたくさんあるということでしょう。ですから

、よっぽど注意をしないと　――皆さん方がいわゆる金融商品、そういったものに手を出すということは、素人がだまされにいくようなものと言っても過言でないと思えますね。私自身、議員自身でももちろんそうですよ。

しかし、かといって町民の財産を預かるとるわけですから、それをゆるがせにできないということですね。失敗すれば終わりだということなんです。そこはね、個人責任も問われているわけですから、しかもはっきりと、いわゆる自己責任ですよと申すわけでしょう。だから、それがいわゆる研究不足だったですとか、そんなことは知らなかったんですとか、情勢がそこまで進んでいるとはわからなかったんですとかいうことは通じませんよということを言っているんですよ。ですから、私は頭を切りかえないかんし、それとその後でまた触れますけれども、次にページの2では、国債統一基準と国内基準が存在する

と、それぞれ算定方式や必要最低比率が異なることに留意する必要があるということですね。

私は、算定方式、必要最低比率が国債基準と国内基準で異なると、ここをやっぱりよく見ておかないかんと思うんですね。南都は、町のご承知のように指定金融機関と。県下では、南都に聞いたら、2つ自治体が指定金融機関になってないんですね。郡山市と上牧町ということで、ちょっとこれは私はびっくりしたわけでありましてけれども。それはなぜなんかということも、もし知っておれば聞いておきたいんですけども。

それから、銀行の自己資本比率、これがよく言われます。南都は、平成13年の3月期の自己資本比率は、単体ベースで9.95%、連結ベースで10.16%、国内基準である4%を大きく上回っておる、こう言っておるわけでありましてけれども、国内基準というのは、格付けは、日本の格付け研究所、これでは南都はAプラスという格付けやということですね。どれだけのランクがあるかというたら、10のランクがあるんですね。AAAが一番いいんですね。これがまた3ランクに分かれとるんですかね。その次がAAと。これも3ランクにまた分かれとるということだと思っただけなんです、その次に3番目にAなんですよね。これも3ランクに分かれておまして、Aプラスと、それから単なるAと、それからAマイナスというように。南都は真ん中のAということですね。ですから3番目の大きな格付けのその真ん中である、こういうことなわけです。

昨年の3月期では、南都に聞いたら、自己資本比率は9.95%やった。13年の9月末では10.42%と、こういうように言っておったわけでありましてけれども。日本の格付け研究所 —— JCRと言うらしいですけども、南都はAプラスAプラスというように、そういう返答でございました。今のいわゆるAということでしょうね。

ところが、世界の格付けのムーディーズによったらどないやということを知りましたら、ムーディーズはさすがに細かくしてますね。それではいわゆる長期預金格付けはBAA1とこうなっておりますね。短期預金格付けはB-2。それからもう1つあって、財務格付けはDと言っているんですね。財務格付けというのは、どうやらABCDEなんです。ここまでしかないんです、Eまでしか。ということは、下から2番目なんです、南都は、D。財務格付けというのは、自己資本等なのだということらしいんですがね。電話ですからそう詳しいことは聞けませんけれども。

そういたしますと、果たして、南都銀行が十分情報公開をまずはしているかということが問題でありますけれども、一体大丈夫なんかというようなことですね。これについて、

収入役を最高責任者としてこれは研究をしなきゃいけないわけでしょう。調査をしなきゃいけないというように書いてありますね。そういう体制をとりなさいと書いてあるんです。

大事なのは、地方公共団体において、金融機関の経営状況の分析を行うための体制の整備を図る必要があると、こう書いてあるんですね。その第1には、金融機関の知識を有する人材の育成を図る必要があると。それはそうですわね、今までこんなことやったことないんですもんね。やったことある人間おらんのですもん。

例えばというて書いてあるのは、出納部門の職員への研修の拡充、それから金融業務経験者の中途採用の拡充。中途採用をしてでも金融業務の経験者を雇いなさいということ言ってるんですね。それから、専門性の高い人材を育成するための人事政策の立案推進というように言っておるんです。ということは、何十億という金がかかるとるわけですから、これはやっぱり性根を入れて専門家を育成しない限りこれは対応できませんよと、それほどまあ言うたらこの問題は難しいですよと、ペイオフの問題に対応するためのなまじつかな考えで対応できることはできませんよと、こう言ってるんですね。

ところが、この間の総務委員会で私が聞きましたら、ペイオフ対応についてのそのメンバーはだれがやったんやということをお聞きいたしましたら、収入役を先頭に企画財政課長ですか、総務課長か部長か、それから水道部長と、あとだれかおったか知りませんが、5人ほど、しかも庁内だけの。私が見ても、いわゆる今の日本経済、あるいは財政の専門家と言われるような人は全然入ってないと。それらの人が対応して果たして大丈夫なんかと、後で言いわけが立つんかと、事故が起こったときですね。そういうように思うわけです。そういう点について一体どう考えておるのか、対応についてですね、ここまではっきり指摘してあるのに、そういった財政をなおかつ維持していくのか、さらに前向きに検討をして、このペイオフについて積極的に対応をするのか、そこのところもう一度聞いておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中野収入役。

○収入役（中野秀樹君） 金融機関の評価についてでございますが、今専門家というようなことでのお話がございます。ただ、綿密にわたってそうした金融機関の調査を行いまして、それを的確にどうした状況にあるのかということの位置づけまでは専門家であってもなかなか難しいのではないかな、そのように思います。

そうした中で、この基準の中では、それぞれ銀行の資格につきまして、自己資本比率と

株価、それらを基準に定めることとなっております。そうした中で、私どもとしては、株価というのは、先ほどいろいろ申されてますその銀行の財務状況なりすべての部分がある意味では網羅をされているのではないかなと、そうした考え方を持っておりまして、株価については旧額面の4倍以上を維持していることを条件として預金を預けるというような考え方を持っておりますし、自己資本比率につきましては8%以上を基準にさせていただいております。そうしたことでご理解を賜っておきたいというように思います。

それと、奈良県で上牧町と大和郡山市さんが南都銀行以外指定金融機関になっております。上牧町は大和銀行でございます。それと大和郡山市さんは奈良信用金庫が指定金融機関となっております。ただ、どうした条件のもとでそうした指定金融機関を選定されたのかについては、私のほうでは承知をいたしておりません。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 大和銀行が大分悪いということは、これは新聞報道でもされてますわね。外国でも大変な失敗をして何千億円かの失敗をして合併するというような形でありますけれども、それよりは南都のほうがええんやないかというように思うんですけども。

ただ、今、銀行については専門家でもわからんのだと、銀行のすべてをあらわしているのは株価と見ていいんじゃないかと、こういうことを言われましたね。ところが私はなかなかそうではないと思うんですね。例えば雪印の場合、ああいうことがあるわけでしょう。雪印は、恐らく乳製品関係では、森永やそういうところと比べて格段の相違があったと思うんですね。トップ企業やったらしいですね。売上高についても、格段の、倍ぐらい、1兆数千億円あったん違いますか。そういうところが、ああいうことでたちまちにして瓦解してしまうということかあるわけですからね。株価で当時は雪印は森永やそういうところよりも高かったと思うんですね。株価でそれは判断できるかといったら、私はもうそういう時代ではないと思う。いつどないなるかわからんということですね。今、例えばフジタでありますとか、建設会社、あるいはダイエーなんか、よもやあんなになるというのは、私らも予想しませんでした。どんどん事業を拡大して、積極戦法でいって、ほとんど日本のすべてのところに店舗をつくったというものがああいう事態になるわけですからね。

例えば、南都についてどれだけ収入役が知っているのかと。5人のメンバーが知ってい

るのかと。例えば預金量を知ってますか、何ぼか、南都の。それは時間がないから言いませんけれども、聞いたらこんなんすぐわかるわけでありまして、3兆6,103億円ということですね、きのう聞いたら。そしたら、あんたどこ大分損したん違いますかと、損失ね。村本やそごうでどれだけ損しましてんいうたら、書類出してくれますわというようなことを言うて、時間かかるからよろしいわと言いましたけれども、覚えてるそごうだけで12億の損失やったということですね。村本については資料を探さんと古いこっちゃわからんというようなことですけれども。

運用についてどないしてんねんと聞いたら、国債で6,024億円、国債だけですよ、6,024億円。あと有価証券で1兆3,620億円。これは、有価証券ですから、株、社債と地方債やと、こう言うわけですね。あとは民間企業なんかやないかというように思うんですけれども。

そうすると、国債も含めて債券に占める比率、総預金高3兆6,000億円と比較して非常に高い債券比率ですね。今ご承知のように地方債にいたしましても、例えば大阪とかそういうところでは、第3セクターでつくったものが返済不能になっておると。そういうものが、不良債権がどっと出てくると思うんです。そういうことも見たら、この財務内容というのは非常に心もとないものであるというように思うわけです。これは私の考えですから。そういった面だけ、ひとつそういうことも含めて皆さん方ができるんかどうかという点については私は非常に大きな疑問を持っておると。必ず失敗しないような、いわゆるペイオフ後の失敗をしないように、万全の私は努力方を求めている。

そして、なおかつ皆さん方が持っている財産というのはしれております。全部を賠償してもろうたかて、恐らく億単位の金を持っているという人は、これだけ地価が下がった中で賠償できないんですよ。いわゆる損をかけたなら損をかけっぱなしです。そして、退職金だけ提供してもろうてやめてもらわんといかんというようなことでは、これはとにかく責任がとれないんですから、とろうと思うたかて。収入役はしたいと思ってもできないんですから、そこに重さがあると。そのことによって苦しむということですね。これは青森のアルゼンチンかどこかの女性に貢いだ男が14億円ですか、結局はその監督責任であった理事でありますとかね、10何人か20人か知りませんが、返しなさいと言われて、こんなものとてもじゃないけど返せる額やないというて言うるとということが報道されておりましたけれども、まさにそのとおりであります。善意があってもできないということですね。

ペイオフについては、ひとつ本当に大変なことなんだということを再認識していただいで取り組んでいただくことを求めておきたいと思います。

それから次に移ります。

2番目、部課長を初め職員の能力を引き出す人事について、どう考えているのか伺っておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 部課長初め職員の能力を引き出す人事についてというご質問でございます。

本来、職員の人事異動につきましては、公務における継続的な勤務関係において、業務の固定化及び士気、いわゆる物事をしようとする意気込みですね、そういうようなものの低下を防ぐことである。また、公務の能率的な運用を図って、あるいは人材の育成、活用等を図る目的として行うものであると私は考えております。それが、専門的な資格、知識、経験などを全く無視して、異なる部署、分野への異動とか、また生活上著しい不利益をもたらすような異動などは、これは別といたしましても、やはり任命権者は、先ほども申しましたように、常に公務の能率的な運営を確保するため、適材適所の配置、また人材育成の実現を考えながら適切な人事管理を行うことが私は肝要であると、このように思っておるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） これは私見でありますけれども、感想を申し上げますと、今日部課長初め多くの職員の仕事ぶりを見てみますと、やはり覇気や生気が感じられないと言いますか、仕事の意義や目標をはっきりと持てないように感じられるんですね。これは、そうではないと、いや、そうではないんだという反論もあろうかと思いますがね。そして、新しい仕事上の提案などにも欠けているのではないかというようにも思うわけです。

公務員として住民に奉仕する姿勢といいますと、厳しいととられるかもしれませんが、やはり第1は自分の所管の仕事、担当している仕事について、だれよりもやっぱり熟知するということが大事だと思うんですね。住民に対してそれをもって親切に接することができるように、早く一人前の職員、早く仕事を覚えることが大切だというように私は常々思っているわけです。そのためには、新入生や、あるいは配転された方がおります。配転されて、前に入っておっても新しい仕事につくということですね。こういう人には親切、丁寧に教えるシステムをつくるのが大事なんではないかというように思うんです。知

っている者に聞いて見て覚えよというようなことでは、昔の技は盗んで覚えよということと同じになると思うんですね。ですから、そういうシステムの確立が私は人を育てる上でも大事なんではないかというように思うわけです。

今、再任用制度の導入なんかもやりました。要にはワークシェアリングというようなことも大事なんだということでもあります。高齢者の勧奨もしているわけでありましてけれども、異動でそれ以前にやめる者もおるわけですね。また、相当しっかりしとって押しの強いのは、鈴木宗男じゃないけれども、議員をうまく利用して、管理職やのにさらに61歳近くまで勤めると、先達になるというような人もおるわけです。理事者の方針のもとに、働く管理職がこういうことだから、正直者は損をすると、他の者は思うと思うんですね。これでは私は真面目に職員は働けないのではないかというようにも思うわけです。

そこで、私の提案ですけれども、若いうちは3年ぐらいでどンドン動かすと、異動すると。そして3年すれば大体仕事の内容は大筋で私は覚えると思うんですね。そして、5つか6つの課を若い時分に動いておけば、経験させれば、そうすれば後の異動にも私は町側としても楽になるのではないかと、余裕ができるというように思うわけです。もっと多くの課を渡り歩ければそれに越したことはないというようにも思うんですね。それは年がありますからね。

そして、異動時には私はぜひともしたってほしいのは、本人のしたい仕事や能力、希望を聞いてあげてほしいというように思うんです。上から一方的に、上による人事では限界に来ておるのではないかというように私は思うわけです。そして、そういう希望を聞いて人事異動の参考にすると、すべてそれを聞くということは、これはもちろん、たくさんおるわけですからできないことでもありますからね、嫌な仕事でもしてもらわなければならない面はあるわけです。ですから、それは参考にすると。

そして、民間でも最近では言われておるのは、野球で言うフリーエージェント制というんですかね、そういうものを大企業は取り入れておるということがこの間報道されておりました。これはもちろん受け入れ先が、あんたやったら受け入れるということと言わないとできないわけですから、しかし、そういうことが、自分が望むところへいきたいと、そしてそこで働きたいというようなことが受け入れられた場合は、非常に大きな能力を発揮するんだということを企業は言っているわけですね。

私は、さらに部課長も、自分はこういうぐあいになりたいということで、上からの部課長任命やなしに立候補させると、立候補をしてもらおうと。そして、その部なり課の職員が立

候補した者について投票すると。そして3年なら3年その部や課の長をやってもらおうというようなことをすれば、部課長ももっと人を引っ張るという面でも、あるいは斑鳩町の自分の課の仕事をどうしてやろうかというようなことをもっと真剣に考えると、考えざるを得ないというようなことになってくるというように思うんですけども、そういう点を提案をしておきたいと思います。

次に、時間がないので、移ります。

3つ目、ムネオハウスなど鈴木宗男議員の問題や外務省問題につきまして、町長は1つはどう考えているか伺いたいと思います。

2番目は、町職員が町民の利益に照らして行政の誤りや不合理性、不正について内部告発をした場合、正しく町民の利益に大局的に見てかなうなら、容認するのかもしれないのか、伺いたいと思います。

これは、例えば天理市の職員の不正採用がありました。これも恐らく内部告発やと思います。きのうですか、市長が逮捕された後にきのうは教育長が逮捕されてましたね。それから、雪印も、あれも内部告発やと思うていいと思うんです。さらに、鈴木宗男の外務省の問題、これも共産党への内部告発の文書、マル秘文書が届きました。これで追及ができたわけでありましてけれども、庁内でも、人事について私のところへ向いて、いわゆる内部告発だと思っんですけども、ありました、過去に。

そういうことが、いわゆる前進さすと、大局的にみれば、世の中を改造し、会社を改造し、外務省を改革していくと、前進に役立っていると思うんですね。そういうことが起こった場合に、一体そのことを押しつぶすのか、あるいは正しければやっぱりそれを改革に生かすのかということを理事者側に聞いておきたいと思います。

それから、3つ目は、国や地方自治体の仕事を政治家、官僚と結びついた企業を取り、その見返りが政治家に企業献金や賄賂として還流すると。私ども共産党は、企業献金は企業の利益のための政治家への合法化した賄賂と考えております。企業献金の廃止をだから訴えておるわけでありましてけれども、夕べは徳島県知事が逮捕されましたね。まさにこういうことでもあります。

この際、町長に聞いておきたいと思います。

イとして、町長は政治家が企業献金を受け取るのをよいとするのか、だめだという立場をとるのか、聞いておきたいと思います。

ロとして、さらに町長は、町の公共工事、補助工事をしている請負業者から政治献金を

過去もらったことがあるのか。また、現在までもらっているのか、今後はどうするのか、伺っておきたいと思います。これは、後援会等あらゆる町長の関係する政治資金団体についてお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 連日、衆議院議員鈴木宗男さんの問題がマスコミをにぎわしているところですが、政治家が圧力をかけて行政に介入するなどということは、あってはならないことであると考えております。この問題に関しましては、外務省が調査中でありましたが、きのう川口外務大臣が調査結果を発表されました。報告書は、外務省が鈴木氏の圧力に左右されていたということについて、「社会通念上あってはならないこと」と指摘しており、その原因については、「鈴木氏の意向を無視し得ないものと受けとめ、実現する方向に動かざるを得ない雰囲気省内に存在していた」と分析をされています。

今後は、外務省を含めた政府全体で「政と官のあり方」について明確にされ、国政が滞ることのないよう期待するわけでございます。

地方公務員法第34条第1項に、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという規定をされており、職員が内部告発等の秘密を漏洩した場合は、懲戒処分の対象となり、かつ1年以下の懲役、または3万円以下の罰金という刑事罰の対象となります。

ただし、事務処理の違法性や不当性をあばくための内部告発等の秘密の漏洩については、違法性や不当性の高い事案によっては、守秘義務が免除される場合もあります。

しかしながら、職員が事務を執行していく上で不正等になるおそれが判明した場合については、まず上司に報告し、適切な事務の処理を講じていくべきであろうと考えているところであります。事務の違法性や不当性が内部告発等により暴かれるというような事態が起こってはならないと考えておりますし、また起こらないように法令等に照らして適正に事務を執行し管理していく必要があると考えております。

町と請負と、他の特別の利益を伴う契約の当事者である者につきましては、当該選挙に関し寄附をしてはならないと、公職選挙法第199条で規定されておりまして、選挙に関し腐敗を伴いやすい寄附に関しては、選挙の公正を確保する見地から禁止されております。

したがいまして、現在まで、私自身や後援会等が請負業者等から寄附を受けたことはありません。今後においても、そういった寄附を受けることは一切ないと思います。

それからイ、公職の候補者の政治活動に関しまして、企業が寄附をすることは、政治資金規制法第21条で寄附等に関する制限があり、禁止されているところであり、政治家個人が企業献金を受けとることはできませんし、私自身もそのような寄附を受けたことは一切ないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、7番、野呂議員の一般質問は終わりました。

午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時58分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

続いて、8番、里川議員の一般質問をお受けいたします。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） それでは、事前に通告させていただいている順次に従いまして私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目です。JRの問題についてを取り上げさせていただきました。

経営合理化計画を推進しているJR西日本は、奈良県下で大きな影響を与えていますけれども、当町とも深くかかわる法隆寺駅北口の駅員の無配置時間を、これまでの始発から6時30分までに加えまして、朝9時から夕方4時までと拡大し、1日に合計8時間30分以上の無配置の状況となっております。これは3月1日からもう既に実施されております。

当日、9時過ぎに駅北口に行って実際の現場を見てまいりましたけれども、歴史街道という大きなプラスチックの看板がかかっているんですが、その下に、大きさで言えばこの大きさぐらいなんですけれども、これぐらいの紙に無配置の時間になりましたという時間帯、今申し上げました2つの時間帯、そして乗車券、定期券購入の方は南口までお越しく下さいという、それだけのことがこの小さな紙に書かれて張ってありました。そしてその下には、御用の方はインターホンを押してくださいというようなことで、看板も硝子のところに立ててあったわけなんですけれども、非常に突然の感じもありましたけれども、私自身は3月1日から実施されるということは、1月の下旬ごろには承知をしておりました。その時点で町のほうへも、知っているかということで、こういうことが行われるということらしいけれども知っているのかということで、町のほうへも担当のほうにも話をした経過もあります。その時点では知らない、そういうことは知らないというふうに町の職員からも返事はいただいていたというような経過があるんですけれども、その後についてもなん

ですが、こういうことが行われるときに、ＪＲ側から町に対しまして何か事前の協議などあったのかどうかということ。その時点では知らないということだったんですけれども、その後そういう協議があったのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 町に対して事前協議があったのかということでございますが、ＪＲとしては、法隆寺駅に限らずすべての駅を対象に経営の合理化を推進しておりまして、当町への事前協議はございませんでした。一応町のほうにそういう事前の協議というのはなかったということでございます。

○議長（小野隆雄君） ８番、里川議員。

○８番（里川宜志子君） 協議がなかったということについて、町としてはどのようにそれを受けとめておられるのか、またＪＲの姿勢としてそれでよしとしておられるのか、そこは確認をさせてください。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 町といたしましては、法隆寺駅をご利用いただく住民の方々への利便性やサービスの低下につながるのではないかと懸念をしております。そこで町といたしましても、ＪＲに赴き、今後の対応等について調査させていただくとともに、駅員無配置時間の拡大に伴う対応について、例えば北口の階段部分のスロープの設置についても要請してきたところでございます。

今後、大和小泉駅や大和郡山駅には、ＪＲの関連会社に業務委託されると話も聞いております。当町といたしましても、観光地としての特異性もありますことから、委託業務による対応もできないかと、そのことも含めて要請していきたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） ８番、里川議員。

○８番（里川宜志子君） 後ほどこれについての感想についても含めまして、すべて質問が終わってからにしたいと思います。

２点目なんです、「交通バリアフリー法から見てどうか」ということで書かせていただいております。

ご承知のように、２０００年５月１０日に成立、１７日に交付されまして１１月１５日に施行されました。この交通バリアフリー法の関係でいきましても、斑鳩町が２００１年から２０１０年を計画年次としてつくり上げた第３次斑鳩町総合計画というのがございます。ここにこのグレーの付箋ひいてますね。このグレーの付箋のページすべてにＪＲ法隆

寺駅と出てきているんですね。それぐらい非常に斑鳩町とJRの法隆寺駅というのは、斑鳩町の総合計画にもこのぐらい出てこなあかんぐらい密接な関係にある施設であるというふうに私は受けとめているわけなんです。

そのことで、町としまして、先ほど北口の段差の問題も部長少し触れられましたけれども、現況を見る中で、バリアフリー法に基づいてどのような考えをお持ちになっているかということを確認しておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 交通バリアフリー法が制定されたことによりまして、JRでは法隆寺駅をおおむね5年以内にバリアフリー化を図る駅と位置づけされておりました、鉄道業者が講ずべき措置として、旅客施設を新設する際の基準適合義務などが定められているところでございます。

現在、町が進めております駅周辺整備に係る駅舎整備の中で、こういった駅舎のバリアフリー化も含めて平成14年度より検討していこうというふうに考えているところでございます。

駅員等による人的な対応につきましては、今日までも車椅子等の障害者が駅を利用される場合には、駅員による介助等で対応されており、北口の駅員無配置時間の拡大に伴う今後の対応について確認いたしましたところ、先ほど質問者もおっしゃられましたように、北口の改札口へのインターホン設置により、南口に常駐の駅員による介助で対応を行うというふうにJRのほうからは聞いております。

なお、議員もご承知のように、北口の改札口手前には、先ほども言いましたが、階段状になっておりますので、町といたしましてもJRに対して、先ほども申し上げたと思いますが、スロープ等による改善について要請しているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 少なくとも町のほうも、JRのほうがこういうことをするということになりましたときに、いろいろなことを想定して、JRとの協議を私はやっぱり事前にしていただきたかったな。3月1日からされるまでにそういった協議をしていただいて、より交通弱者と言われる高齢者、障害者の方々が、法隆寺駅北口から乗車ができるような形を確保していただきたかった。特に法隆寺駅北口というのは、利用状況を見ておきますと、ほとんど斑鳩町の町民の方であるか、もしくは法隆寺など交通機関を利用して観光に来たという方などの利用がほとんどなわけなんです。ですから、斑鳩町にとっても非

常に大切なことだというふうに考えてます。

今、部長もいろいろおっしゃったんですけど、私も3月1日からそうなるということではいろいろ心配していたわけです。それで1日の日に見に行きました。インターホンありますということは書かれています。けれども、目の不自由な人は、3月1日からそうなったということのを音声で知らせているわけでもないし、じゃ目の不自由な方は駅員さんに聞くにも聞けないし、インターホンを押すにもインターホンがどこにあるかというのを目の不自由な方にお知らせするようにもなっていないという状況なんですね。

そして、インターホンを利用できる方、我々だったら利用できますけれども、少し耳が遠くなられた方であるとか、もともと耳が聞こえない方であれば同時にしゃべれない方もいらっしゃると思いますので、インターホンが使いたくても使えないという方もあると思うんですね。そういうことからいきましたら、そういうことにどう対応していくのかということもやはり町としてもきちっとJRに対応を聞いていただきたいんですね。

なぜこういうことを言うかと言うと、JRの経営合理化案は奈良県下一円で、先ほど部長も言われていたように、駅員を配置しないで子会社に委託をするというようなこととか、完全な無人駅をつくってしまうとかいうことになっているんですね。その中の一つとしてJR法隆寺駅北口の無配置時間の拡大があるわけなんですけれども、でも奈良県全体に及ぶJRの経営合理化問題につきましては、奈良県知事も要望書を提出しているわけなんです、JRに対しましてね。そして、直接関係がない奈良市、郡山市、生駒市なども含めました奈良県の10の市長会でこのJR問題に対しましても要望書を出しているわけなんです。

ですから、こういう動きをしているということも含めまして、斑鳩町としても自分とこの町に直接かかわる大切な問題を抱えているということでは、JRがする、それを黙って見ているということでは私いかんのではないかなというふうには強く思っているわけなんです。

ですから、今私が言いましたインターホン一つとってもそうなんですけれども、それと危険な状況にあるのかないのかということのを監視できるようなモニターテレビなどの設置とか、駅員が無配置のところではJRとしてはそういうことも考えてやってくれてはるのかということとか、いろんな問題が想定できると思うんです。

それと、私調査をさせていただきましたら、北口で1日に切符の買い間違いというのが平均40件あるらしいんです。多いときやったら60件から70件の切符の買い間違いと

というのが発生しているらしいんですね。多分ご高齢の方なんかで、ちょっとわかりにくかったとか、そういうことでそんなふうになっていると思うんですけども、やっぱりそういうことでは、この辺の問題について今後も強く協議をしていっていただきたいと思っているんです。

そして、この協議を、1点目、2点目の質問をさせていただいたわけなんですけれども、町のそういう事前協議もなく、その後もバリアフリー法から見てもどうなんかということでの協議も十分になかなかやれていないというような状況の中で、今回町長の施政方針にも、駅の橋上化の問題でJRと協議していくんやということ、それとこの第3次斑鳩町総合計画、こういったことにも、きちんとこの計画を進めていくんやと、JRと協議をしていくんやというようなことが書かれているわけなんです。けど、今みたいなこんな形で、本当に協力関係なのか、きちんとした協力関係、協議というものができのうかどうかという、私の中には大きな懸念があるわけなんです。

そののところ、3点目になるわけなんですけれども、この橋上化を協議していくときのJRの姿勢としては、このような状況でいいのかどうか。私のそういう心配している、懸念している問題について町のほうとしてはどうお考えになっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 確かに質問者がお述べのとおりでございます。今朝方私も、最近ではJRを利用していないんですが、ちょっと見てきたんですけど、改札のところの窓口小さい紙が張られていた。それは確認してきました。

確かにおっしゃられるとおりなんですけど、前回の委員会等でもほかの議員の方からも、駅舎整備できるまでの間、暫定的なバリアフリー等の対策ができないかのご指摘も受けている中でございます。

町といたしましても、駅舎での改善策等の検討ができないのかJRに申し入れているところでございます。現ホームにおけるエレベーター等の整備は構造的に難しさもありますことから、北口と南口がどうあるべきか、アクセス道路がどうあるべきか、駅舎がどうあるべきか、こういったことにつきまして、これから平成14年度に調査検討を行ってまいります。JRと協議をしていくわけでございます。

それにあわせて、JRに対しましては、今質問者が述べられましたように、問題点、要するに目の不自由な方がインターホンどこにあるかわからへんやないとか、モニタ

ーテレビの設置が必要ではなかろうかと、そういったものも含めまして一応適切な対応を要請していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 先ほども言いました、町の総合計画にこのぐらい関係してくる大切な施設やと私も考えているわけなんです。ですから、十分な協議、そしてJRのほうにも、公共交通機関としてのきちんとした責務を認識していただいて、きちんとした協力関係ということ町としてもちゃんと持っていたらいいと思うんです。

JRは、結局、3月1日から無配置時間を延長するのに地元や利用者に知らせないのか、その駅が廃止されたり無人化になるのではないので知らせる必要はないと、こういうふうな発言をしているわけなんです。これは組合との交渉の中での発言なんです、JR側の発言なんですけれども。そういう割と冷たい姿勢というのを持っているということ、例えば先ほどのインターホンにしたって、社員が直接対応するのか間接的に対応するのかという違いがあるだけでサービスに違いはないというふうに答えているわけなんです。だから、そういう考え方でいってくれたら、斑鳩町としてもこれからのいろんなことを協議していかなあかん中で、本当に十分協力関係が結べるのかな、すごくJRが考えていることと斑鳩町が考えていることが合わないのではないかなというふうな心配をしておりますので、強くそこは私の思いというのを申し上げておきたいと思っております。

そして、もう1つ大切なことなんです、町長の施政方針の中にもあったと思うんです、観光行政のことにつきましてね。去年は、聖徳太子斑鳩宮造営の1400年記念でしたか、いろんなイベントで努力してかなり観光客がふえたというふうなことが書かれておったわけなんですけれども、今年度についてもやはりそういう方向でできるだけ観光客の誘致を図っていききたいということをおっしゃってたと思うんです。私たちもそういう考え方で、せっかくいいものを持っている、いろんな方にたくさんの方に見ていただきたい、斑鳩町へいろんなところから来ていただきたいというふうに思っています。そして、環境の問題もある中で、やはりできるだけ車ばかりではなく、公共交通機関も利用してぜひお越しいただきたいというふうにも思っているんです。

観光客多分減ってきているとは思いますが、町としては観光客がどの程度、何万人ぐらいが公共交通機関を利用して来られているかというのもおおよそは大体つかんではあるんじゃないかなとは思いますが、私は20万人ぐらいなのかなというふうに感じているんですけれども、それぐらいの方が公共交通機関を利用して来ていただいている

んじゃないかなと思うんです。去年は、お客さん、来ていただいた方ふえたというてはりましたけども、ことしもふやしていく努力をするという中で、やはり観光行政の分野から見てこの問題についてもきちんと受けとめていただきたいと思っているんです。このことについて、観光行政の観点から見ても、斑鳩町が今現在どうお考えになっているのかというのも確認しておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 観光行政から見てはどうかということでございます。

J Rの経営合理化、先ほども申しましたように、観光客に対する案内といいますか、の機会が少なくなることから、当然非常に残念なことであるというふうに思っております。観光協会とも協議させていただいて、先ほど申しましたように、観光客の方からも不評を聞かないような形で、J Rのことですのでどこまで町のあれが及ぶかわかりませんが、一応いろんな項目について要請していきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） これは総合計画なんですけれども、ここにははっきり書かれているのはバリアフリーに関してだけなんですけれども、総合計画の100ページにあります。少子高齢社会に対応した福祉社会づくり、これは第7章の重点施策ですね。斑鳩町の総合計画の第7章、重点施策の中の少子高齢社会に対応した福祉社会づくりということで、ここには明らかに書かれているのが、具体的な取り組み例の中で、道路、公共施設、準公共施設、公共交通でのバリアフリーの徹底（事業者への働きかけ）ということが入っています。ですから、ここにしっかりそういうふうには書かれているわけなんです。このことを総合計画で明言されている斑鳩町なんです。しかも、観光行政についても、県とも協力していく、J Rとも協力していく。

そんな中で、いろんな方にいろんなところから来ていただくということを考えたら、今のままでほっとくわけにはいかないというふうに私は思っているんです。先ほども申しあげましたように、よそから来られたら、切符の買い間違いも多く出てくる可能性は高いです。ですから、土曜日、日曜日に観光客がたくさん来られる。何かイベントをやったときに交通機関を利用して来られる。ひょっとしたらいろんな団体が来られる。団体で降りるときはいいですけど、今度乗るときはどうなるのかとか、本当に観光行政の分野からしましても、非常にこのままでほっとけないものがあるのではないかなという思いがあるんですね。

ですから、JRときちんと協議をしていただいて、やはりそれなりの斑鳩町としての、斑鳩町の玄関やというふうに考えているあの駅ですので、何とか、せつかく交通バリアフリー法ができて、観光もがんばっているいろんなことをやって去年からお客さんがふえてきたとかいいながらも、現場が後退しているような状況では困るんじゃないかな。何とか前向いていくべきではないか。そういう状態の中で後退させていくということを斑鳩町として容認しているような状況があるということでは、私は非常に問題が、町としての姿勢も問題があるのでないかなというふうに考えます。

ですから、先ほども申し上げましたように、奈良県の市長会がJRに対しても要望書を出した、柿本知事も出したということ。それと、衆議院議員の森岡さんも、こういった国労の申し入れの中で、国政の場ででも、JR問題に関しましてはいろいろな発言をしていきたいということで回答を国労のほうへ返されています。

そういう中で、斑鳩町は指をくわえてただ黙っているだけではないのではないかな。やはりいろいろな自治体でもいろいろな方がその問題について、特に奈良県は歴史、文化の県、そして斑鳩町は世界文化遺産の町として、これからもたくさんの利用をしていただきたい。そして、斑鳩町にお住まいの交通弱者と言われる方であっても、できるだけ多くの方に社会参加をしていただきたいということは皆さん思っていることだと思うんですよね。私たちも今まで言ってきましたし、皆さんも思っていると思うんです。

ですから、この問題何としてもきちっとJR側と今後協議をしていただきたいと思えます。そして何らかの形で協議をした——結果につきましては、町として限界、JRも企業ですから限界はあると思います。けれども、JRと協議した中で、私が今いろいろ言いました懸念している問題についてどうだったのかというご回答をぜひいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今おっしゃっておられましたことでございます。確かにJRのほうも民営化されまして企業でございます。町の要請がどこまで通るかわかりませんが、今おっしゃっていただいたようなことも含みまして、一応検討をさせていただいてその内容について要請をしていくと。その結果については、報告させていただくということにさせてもらっております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） ぜひそのようにお願いをしておきたいと思います。

私は、この問題については、知事さんもJRのほうへ要望書を出されておりますけれども、奈良県の公共交通政策が不十分であるということもあると思います。そして、鉄道法なども改正されてかなり規制緩和ということの中で、やっぱり地方自治体のほうの負担などの割合などが非常に持たなければいけないような状況、こういった規制緩和がなってきた傾向、こういった国の政策の問題も絡んでいるとは思いますが。けれども、斑鳩町としては、やはり町民の足、観光客の足確保のために全力を挙げて前に向くような形での協議を進めていただけることをお願いいたしまして次の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目なんですけれども、「介護保険について」を挙げさせていただいております。

これまで、保険料の減免や軽減について要望をしまりました。その間町の姿勢は一向に変わることがなく、私としましてもこのことについても今も要望しているわけなんですけれども、今回は利用料のほうに焦点を当てて聞かせていただこうと、考え方を聞かせていただこうというふうを考えまして、「利用料、特に在宅サービスについての軽減について」ということで書かせていただいているわけなんです。

これまでも利用料の軽減というのはやっていると思うんです。その軽減につきましては、ホームヘルプサービスについてやってきていると思うんですけれども、そのホームヘルプサービス以上に県下で拡大をした形で利用料の軽減を行っている自治体もあると思うんですね。さらに今回、また4月からその利用料の軽減の拡大をしようとしている状況を近隣でも聞かせていただいているところなんですけれども、この利用料の軽減について担当としてどのようにご認識をいただいているのか。現在軽減をしている状況について、そして県下の状況なども含めて町の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 議員もご承知をいただいておりますように、昨年8月に介護保険サービスの利用実態調査というのを実施をさせていただいております。この中で利用料の負担感についてお聞きもいたしているところでございます。それで、適当もしくは負担に感じないとお答えをいただいた方が、135人中98人の方にご回答をいただいております。率で申しますと72.6%の方が、適当または負担に感じないにご回答をいただいております。一方、負担が大きいにご回答をいただいた方は、26人の方がおられまして、19.3%となっております。また、別の質問で、支給限度額まで利用してお

られない理由をお聞きをいたしております。利用者負担が大きくなるからとお答えをいただいた方は、90人の中で6人の方でございました。また、現在サービスを利用していない理由を聞いた質問においては、利用料が高いからとお答えをいただいた方は、40人中2人の方でございます。

これらのことから考えまして、利用者負担がサービス利用を抑制するような主な要因とはなっていないのではないかと、このように考えているところでございます。

現在、町のほうで実施をいたしております利用料の軽減の措置についてでございますけれども、保険サービスを利用されましたときのその費用の1割を自己負担するというように利用料につきましてはなっております。低所得者層の方につきましては、これらサービス利用の1割が過剰な負担とならないように、利用額が高度とならないための高額介護サービス費を支給することのほかに、今議員も申されましたホームヘルプサービスの利用料の3%の軽減、それから社会福祉法人等によります利用者負担の減免措置などといった一定の対策も講じているところでございます。

それと、県下の他の市町村の状況ということでございますけれども、議員も申されてますように、近隣の市町村で、14年度から新たに追加をされて取り組もうとされているところもございます。ホームヘルプサービスの利用料を3%に軽減する制度以外で、市町村独自で利用料の減免を実施されている市町村は3市町村があると聞いております。

当町といたしましても、利用料だけではなく保険料につきましても、介護保険制度は国が創設した制度でありますので、以前からも保険料のところでもお答えを申し上げておりますように、特に低所得者対策につきましては、自治体の裁量に任せず、国の責任において、特別対策や措置ではなくて、恒久的な対策が講じられることが一番望ましいと、このように考えております。

このことから、町村会や介護保険制度推進協議会を通しまして、県や国に対して要望も今現在行っているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、介護保険サービス利用実態調査に基づきまして部長のほうからご答弁をいただきました。過日の介護保険運営協議会が行われたときにこの資料が出まして、私は傍聴に行かしていただいております、その協議会が終わりました後この資料のほうを請求させていただいたという経過があるんですけれども、今、国が対策を講じるべきやということで、国がやれと言うたからホームヘルプサービスについては軽減を

して3%にしているということですよ。国がやれ言うたからそれでしている。ほかは国がせえと言わへんから斑鳩町もせえへんというふうに考えているということなんですよ。

今、部長が説明をしていただきましたね、この実態調査なんですけれども、これ見てましたら、介護保険が始まる前は利用してなかったけど始まってから利用したという人かなりたくさんおるのおるんですよ。いはるんです。けれども、逆に、以前は利用していたけれども介護保険が始まって利用していないという方が14人回答してはるんですよ。こういうことは見逃せないんじゃないかなというふうに私は思ってるんです。

そして、先ほども、利用料が高いというふうにお答えになった方が少ないと、大方の方は適当だと答えてくれてはるということをおっしゃってたんですけれども、この調査の中で見させていただきまして、現在サービスを利用している人135人の回答の中で負担が大きいと答えてはる方26人おるわけなんですけれども、その中からさらに限度額以下の利用は何でかということ調査してもらった90人の中で、利用料負担が大変になるので利用をしていないという方が6人出ているんですよ。この利用料負担が大変になるので利用していないという6人、これ介護度別にやっぱり見てみなあかんということで、それもちゃんと見ていただいていると思うんですけれども、要支援から要介護5までの段階にそれぞれ1人ずつはいりますねんね、これ。それぞれ1人ずつが、利用料が負担で大変になるので利用していないんやという方がいはるわけなんです。

要介護度が上がっている、要介護度が高い方で利用料が負担になるからよう使っていないんという方を、町はそのまま見過ごしてしまうのか、ほっとくのかということの心配を私はしているわけなんです。今回利用料についてはこのように出させていただいたのは、そのところを町はどう考えているのかということをきちっと聞きたいというふうに感じたわけなんです。

しかも、この調査の中で、要介護4の在宅の負担が大きい。分析してそう書かれているわけですよ、ここにもね。だから、そういった形で非常に介護度が高い方であっても、利用料の負担感があつて利用できてないという方が、それはわずかであってもいはるということ。そしてわずかな人のことなんですけれども、それが、以前から私申し上げるように、低所得者層の方の何らかの形の救済をせないかんのではないか。制度ができたからといって逆にこの制度が利用できないというような状況に陥ったらあかんということで今まで言うてきたつもりなんです。

先ほど、サービスを利用していない人の回答の中でも、47人、認定を受けてサービスを利用していない47人の方の中で、2人利用料が高いからということで受けてないやという方あるんですよね。それ、下きてこう見ましたら、利用料が高いからサービスを受けてませんという方、ずっと見ていたら要介護3の方と要介護4の方お2人なんですよ。それを見過ごしてて本当にいいんですかという心配を私はしているわけなんです。要支援の方じゃないんですよ、要介護3、要介護4いうたら、かなり介護度が高い方なんですよね。この方が、利用料が高いから利用をしませんということ。それとか、利用はしているものの限度額まで利用してないのは何ですかというたら、利用料が高いからやと、本当に数は少ないかもしれないけどそういう方がいらっしゃるという実態を実態調査でつかんでいるにもかかわらず、やっぱりあくまでも軽減はしない、要介護3の方であっても4の方であっても5の方であっても、利用料高いからよう利用しませんという方はそのままほっとくのかということ、ここをもう一度私は確認をさせていただきたいと思っているんです。

それと、訪問介護につきまして、結局そういう低所得者層にも軽減をさせていただくということの中では、利用がすごく普及してますね。普及している利用数というのは、全然話にならないほどすごく普及していると思うんですよ。現在居宅介護は、町が計画を立てたときの、この間言うてはったん、56%程度やと言うてはったんですかね。居宅介護サービスは、当初の計画の56%までしかいってないということを町のほうもおっしゃってたと思うんですよ。

ですから、何らかの形で使えない方というのはないのか、この制度が始まったために使えない方が出てきているのではないかということについては、利用率が低いということも重ね合わせて、もうちょっときちっととらえて受けとめて考えていただかないといけないのではないかな。要介護度が3、4、5という方が利用料が高いから受けられないというような状況では、ちょっと困った制度ではないかなというふうに心配をするわけなんですけれども、実際今言いました、部長のほうからも答弁がありました。これまでホームヘルプサービスを含めて3つの居宅サービス、軽減をされてました自治体ですね、今年度からデイケアと訪問看護、これを拡大していくという考え方を打ち出していらっしゃるというふうに私も聞いているわけなんです。ですから、合計5つのサービスについて軽減をしよう。それは多分、ニーズはあるんだろうけれども、なかなかそういういろんなことで、低所得者層の方で利用しにくい、利用がなかなか、したらお金高うつくしできないとい

うことで利用していただけない方。そしてそれが、もしかしてそのことがきっかけで危険なことになるのではないかとかいう、そういう心配などがあるからこういうことを広げていこうというふうに、そしてサービスのほうの利用率、その自治体では居宅サービスがどの程度の利用率になっているのか私は知りませんが、斑鳩町の場合56%の利用率であるということから考えあわせても、もう少し介護3、4、5というような方が居宅サービスを受ける、在宅でサービスを受けるということに関しまして、もう少し所得の低い方に関して利用できるような方策をとらなければいけないのではないかというふうに考えるんです。

そして、先日なんですけれども、全国高齢者保健福祉介護保険関係主管課長会議というのが2月12日にございましたね。その会議の報告を当町の担当職員の方、2月28日県のほうへ出向いて会議を受けてこられましたですね。その全国の課長会議で出てきている資料を見させていただきましたら、それは部長の答弁、国がその制度としてやるべきやという考え方を堅持してはるようなんですけれども、でもこの全国課長会議の中では、東京方式と言われる市町村が事業者に補助を出してしまうような形になるという、東京のやり方というのは完全に否定されてます、この会議の中で。

ですけれども、この介護保険制度の運営についてということの中で、介護サービスの利用が低調な場合、そういう低調な状況にあるという中で、市町村が利用者負担というものに着目して直接利用者に補てんする、こういう場合は制度の趣旨を損なうものでない限り、地域の実情に応じた取り組みというふうに考えているというふうにこの全国課長会議でも言われているわけなんです。後はだから町の考え方一つではないかなと思っているわけなんです、私としては。

ですから、こういうことも踏まえまして、今後、そういう制度が始まってうまく制度に乗り移れた方はいいです。けれども、この制度にうまく乗り移れないで谷間へ落ちてしまった人はないのかどうか、その谷間に落ちた人を何とか拾い上げなければいけないのではないかという考え方について、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 我々といたしましては、以前からもお答えをさせていただき、今もお答えをさせていただいておりますように、当然そういう制度としての考え方がございますので、当然国のほうで打ち出されてくるべきものであると、このようには考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） わかりました。その考え方は容認できるものではないですけども、時間がないので次の質問に移りたいと思います。

第3点目なんですけれども、国が創設いたしました緊急雇用対策についてなんですけれども、これまで私は、この事業については、当町は積極的に取り入れて事業展開をしてきたのかなというふうに思っていたんですけども、先般財政課のほうで14年度予算を組むときの考え方としまして、この制度、該当事業についてお伺いしましたところ、14年度については該当事業がないというふうな形でお尋ねをしたところなんです。この事業、まだ15年、16年度と続いていく事業だと思うんですけども、そのことから、私がこれまで思っていたのと今年度と差が、違いがあるもんですからね、ここのところ、なぜそういうふうな形になったのか、そしてまたこれから後、まだ15年、16年と続くこの事業に対して、斑鳩町としてはどういうふうな考え方を持っておられるのかということだけ確認をしておきたいと思うんです。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 質問者もおっしゃっておりますように、平成14年度につきましてはそういった内容になっておるところでございます。

この緊急地域雇用創出特別交付金事業につきましては、国から交付される特別交付金を原資にされて都道府県が基金を造成し、平成14年から16年の3年間にわたりましてこの基金を活用することにより、各地域の実情に応じて緊急に対応すべき事業を実施し、雇用、就業機会の創出を図るというものでございます。

また、市町村が実施しますについての事業採択でございますけれども、新たな事業であること、事業費に占める人件費の割合がおおむね8割以上である事業、失業者の雇入れ割合がおおむね4分の3以上である事業、既存の補助制度の対象になる事業については、交付金事業の対象にしないことというようなことは県の説明会で受けたわけでございます。

この説明のもとにいろいろな当町の事業を洗い出してみましたわけでございますけれども、他に補助制度があるなどの理由から、先ほど申し上げましたとおり、平成14年度取り組みにつきましては、県が実施されます「公立学校社会人活用事業」の活用のみを予定しているところでございます。

今後の関係でございますけれども、平成14年度はそういった状況でございますけれど

も、まだ15、16ということでございますので、この以後につきましても引き続き事務事業の洗い出しを行いまして、県と調整を図りながら必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今の部長の答弁から考えますと、この緊急雇用対策の事業としてとるよりも、これまでの補助事業というような形で考えたほうが有効であったというふうな町の判断もあり、そういう方向で14年度は予算編成をしたというふうに考えてよろしいわけですね。——わかりました。

そうしましたら、次の4点目のほうに移らせていただきたいと思います。

4点目、学校教育についてなんですけれども、いよいよ4月から総合学習、そして完全週5日制がスタートをされることになりました。そのことが影響しまして、先の質問者も出てましたけれども、斑鳩小学校の金管クラブの陳情書なども出てきています。私も、そのことにつきましては、2月の下旬に入ったころだったと思うんです、聞いたのが。非常に突然言われてびっくりした。そして、子どもたちはなくなると聞いて泣いていたとかいうことを聞いているんですけれどもね、そしてバトンクラブがなくなることも非常に残念に思っているというような声も聞いてます。

そんな中で、こういうことが突然出てきた。突然出てきて、保護者や子どもさんたちが納得できてない状態やからこういうふうになってきた。学校のほうの対応についても、各学校の独自性もあると思うんですけれども、私は教育委員会としては新しい制度がスタートするについて、先ほども教育長の答弁ありました、幼稚園から高校までというような言葉も使ってはりましたけれども、高校は別としまして、幼稚園、小学校、中学校、幼稚園は12年から行われてますけれどもね、こういった新しい制度で進むときに、各学校が準備万端にやっぱりスタートを切れる状態になっているのか、そして学校のほうの説明、保護者に対して、子どもに対してきちんとできているのかということなどをつかんでもらっておかないとあかんと思うんですけれども、今回このようなことが出てきたということも含めまして、私ちょっと心配になったわけなんです、ほかの学校の問題につきましてもね。もうこれ以上、何かまだ出てくる可能性あるのかなあと。

ですから、準備の状況についてということで、取りあえず教育委員会のほうのご認識をお聞きしときたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この4月から週5日制が実施されるわけでございます。そうしたことについて、それぞれの学校の準備状況はどうかと、こういうことでございます。

先ほどの質問者にもお答え申し上げますように、それぞれの学校で教育課程を編成するに当たって、定められました授業時間数に合致するように、それぞれの学校で時間割なり指導内容を組んでいるところでございます。

今、特に、今回週5日制の実施に伴いまして、一番大きく変わりますのはやはり総合的な学習の時間であるというふうに思っています。そうしたことから、以前からも申し上げておりますように、子どもたちにやっぱり生きる力を育てると、こういうことでございます。そうしたことで、体験学習なり体験を豊富に持たして、子どもたちみずから考えて生きていく力をつけていくというのが大事だろうというふうに思っています。

学習指導要領の中で、こうしたことで新設されているところでございますが、子どもたちにとりまして真に楽しい、あるいは学びの場となるように、各学校が創意工夫を生かして取り組んでいるところでございます。特色のある教育が行える時間であるというふうに総合学習ではとらえているところでございます。

各教科等の学習で得ました個々の知識を関連づけまして、総合的に働かせることが大切であって ——じゃ、14年度から取り組みます総合学習についての研究をしてきました。そうしたことをもとにして14年度の教育課程の編成に取り組んでいるというところでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 制度のこととか中身、さきの質問者も聞いてはるし、私もわかっているつもりなんです。準備はちゃんとやってもろうてますかと聞いているだけなんですよね。こういう問題いろいろ出てきたんで、準備が十分できているのかということ聞いたわけなんです。

それといいますのも、突然、保護者のほうからびっくりしたとか、そういうことをこれからも聞かんたらん、いろんな声が聞こえてくるということがあつては困ると、学校のほうも十分な説明というのをすべきである。教育委員会もしっかりそういう考え方で学校にも、保護者や子どもさん、生徒さんに、きちんとこの制度が変わることの理解をしていただけるようにして行ってほしい。各自治体でもそういう先進的な取り組みをしているということを私も調査している中で出てきてますので、そのことをきちんとやってくださいということを言いたかったわけなんです。もうその準備がきちんとできてますかということ

を尋ねたかっただけなんですけれどもね。

それと、もう1つ書かせていただいているので、このこともあわせて言います。「学校LAN構築について最大限の活用と大きなメリットを期待していますが、各学校のホームページと情報公開、学校間や教育委員会との情報交換についての可能性について」ということで書かせていただいたんですけれども、せっかく設備投資して子どもたちの学習の環境を整えていただくのは非常に喜ばしいことだと考えています。ですから、それを最大限に活用できるような状況。そしてホームページを立ち上げていろんな情報を公開していく、そういう意味では以前から言っている意味の開かれた学校ですね、そういうものもつくれる。そして、新しい総合学習、完全週5日制になることの改革の中で、いろんな学校や教育委員会との情報交換ができるということが、ものすごく情報化時代、教育の現場で非常に大切なことじゃないかなと思っているわけなんです。このことについてもどういうふうに考えてはるのかということ、簡単に結構ですのでお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 準備につきましては、万全を期して対応をさせていただいております。総合学習等につきましては、広報等でも掲載させていただいて、各学校の取り組みを紹介させていただいておりますし、また保護者会、あるいはPTAの総会等で、各学校長から14年度からの教育の内容について変わるということについては、周知をいたしております。

そうしたことで、今議員がご心配をいただいているように、住民から、あるいは保護者から遺漏のないようにということで対応をさせていただいております。また、教育委員会としてもそのように指導をさせていただいているところでございます。

それから、もう1点LANの関係でございますが、各学校においてホームページの開設というようなことでご質問をいただいております。整備については省略させていただきます。現在、東小学校におきまして、既に13年9月から開設いたしております、学校の紹介、あるいは施設の紹介等、活動の様子を公開いたしております。この公開の中でも、児童の肖像権、あるいは著作権などプライバシーの問題もございまして、児童たちの活動の様子を写真で掲示しないなど、児童のプライバシーについても十分に配慮して行っているところでございます。

また、昨年10月に行っておりました曾爾高原での野外活動の様子をホームページで公開をいたしまして、保護者の反応を知るために、13年の10月17日から3日間フリー

メールによりましてメールボックスを開設いたしております。その中に34人の保護者からメールをいただきまして、活動全体の感想や活動に対します感謝の声が寄せられているところでございます。

保護者の反応は、大変これにおいては好評でございました。また、開かれた学校の一つの展開であるというふうにも考えております。今後も、こういったことで続けてまいりたいというふうに考えております。

他の小学校につきましては、東小学校で実施されましたノウハウを利用しながら、今後のホームページ開設に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 時間がまいりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小野隆雄君） 以上で、8番、里川議員の一般質問は終わりました。

ここで会議時間を18時まで延長いたします。

続いて、10番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最近の国会中継なんかを見て、外務省の内容を見ていますと、あつてはならないことが起こっている、本当に国も地方も一緒やなというようなことをつくづく痛感したわけでございます。

そこで、まず最初に1番目の質問をしたいと思います。

私は、平成12年の9月議会から今日まで、峨瀬自治会集会所建設に関する町行政の事務執行について一般質問をし、その中で知り得た町のずさんな事務執行には驚かされました。そんなさなかに工事を請け負った日本建設から、現峨瀬自治会長宮本勝吉氏に契約不履行として損害賠償を求める内容証明が送られてきました。そして、以前にも、私はこの件につきまして、私が契約不履行の責任は一体だれにあるのかと昨年9月議会でも質問をしたにもかかわらず、ことしの1月19日、日本建設が峨瀬自治会集会所建設工事請負契約不履行で、日本建設と工事請負の契約を交わしていない現峨瀬自治会長宮本勝吉氏に、709万円ものお金を支払えとの訴えを奈良地方裁判所に起こしています。この異例な事態に対する町長の責任を問いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、質問者がおっしゃるように、峨瀬集会所建設に関して、請負

業者である日本建設と峨瀬自治会の訴訟でもあり、町としては今後の動向を見守り、この訴訟については関与できるものではないと考えておるわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 町長は今、町が関与できないということで答弁をされましたが、それではもともとのこの問題を発生した原点に戻って再度質問をしたいと思いますが、今問題となっているこの峨瀬自治会集会所建設用地は、町長が平成12年6月5日に、町有地を土地使用承諾書ということで公文書を交付した結果だと思うんですが、これは何を根拠にだれと交わされたものなんですか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それにつきましては、寄附金1,440万を受けた、そういった寄附の目的が地元の集会所を建てるという目的の関係で、町のほうでその土地を適当な土地を求めてほしいという関係もあったことから、そういう土地を探して、目的がそういったことでございますので、そういう土地のところに建設をしようということで、峨瀬の自治会長さんのほうから申請が出てきたことから使用を許可したということでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今の自治会長というのは、前自治会長だと思うんですが、どなたですか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 前自治会長の東川義則氏でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、施設協力金の地元還元ということで答弁されましたが、施設協力金の地元還元というのは、何を根拠にどの法令に基づく行為なのか、示していただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これにつきましては、当時の総務委員会にもご相談申し上げながら、その当時は適当な土地をデベロッパーのほうで探していただいて寄附を受けるといようなことで予定しておりましたけれども、それが見当たらない、適当な土地が見当たらないということで、施設協力費として1,440万もらったという中で、それはあくまでも地域の集会所を目的とする寄附でございましたので、町のほうで土地を購入し、そ

の目的に供しようということでしたものでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） ということは、法令には何ら基づかない行為であるという答弁だと思うんですが、そこで、私は自治会から集会所建設補助金の要望があることは、これは大いに結構なことですし、その要望を町行政が最初に具体化するための文書というのは、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱の第1号様式であると思います。今回の峨瀬自治会も町として正当な事務執行のあり方だったと、今回までの流れの中でですよ、正当な事務執行のあり方だったと言えるのか、まずこれについて答弁を願いたい。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、監査委員さんのほうからも、今後事務の進め方については改めていくべきものはあるというようなご指摘を受ける中で、いわゆる特段に地元住民のためにした手続であって、特にそういったことでは問題ないと我々は承知しております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、部長言われましたが、監査委員から事務手続の上で不備があったというような部分、具体的にどういうものが監査委員さんから指摘されたんですか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それにつきましては、自治会の名称の字の誤りと、それと直筆でなかった点とか、それと着工が後先になったというような手続の関係だったと承知しております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私はね、一番最初の、もともとの補助金交付要綱の第1号様式、この分が、町の受理判も文書件名簿の番号も記載されてない。平成10年度の、私から言わせたら虚偽の公文書をもとに積算して、そして平成12年度で峨瀬自治会集会所施設建設補助金として1,880万5,000円を予算計上し、そして町長が前自治会長東川氏に平成12年9月6日付で集会所補助金内定通知を出したという事実があります。町長が交付した町有地の土地使用承諾書によって峨瀬集会所建設用地が確保できて、また町長が東川氏に出した集会所補助金内定通知により、峨瀬集会所建設資金のこの資金が確保できたことによって、当時の前自治会長の東川氏は独断で日本建設と平成12年8月6日に

集会所建設工事請負の契約の締結をしたんですよ。私が住民から峨瀬集会所建設に対する相談を受け、平成12年9月議会で初めて一般質問の通告をしたら、なぜか私の一般質問の前日までに、次々と補助金関連の公文書が整備されてきたんです。

そこで、私は、峨瀬集会所建設の着工届を平成12年9月7日に町長は受理していますが、その着工届は峨瀬自治会のだれがその書類を町に提出したのか、また町はその書類を何に基づき精査し受理したのか示していただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これにつきましては、その当時の自治会長さんから提出があり、それを公文書として受理したものでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、町長が着工届を受理した1週間後に工事中止届が出ていますが、峨瀬自治会のだれがどのような理由で集会所建設工事の中止届を提出したのか、詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その当時の自治会長さんから、地域内でのいろいろなまだ整理しなかりゃならん問題があろうというようなことの中で、一たん工事を中止したいというような旨の文書をいただいたわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 地元でいろいろと整理をしなければならない理由というのは何かということを教えていただきたいのと、それとたしかこれは町が指導して中止届を地元へ出さした、この分について委員会での総務部長からの発言もあったと思うんですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その関係につきましては、いろいろ自治会のほうから私どものほうへも言ってこられる方もございます中で、自治会長さんに対しましても、十分やはりこういった関係については、地元のほうで調整をしてもらわなければ困りますという話を言ったと記憶しております。そういった中で、それなら一たん工事を中止すると、そういったふうに努力していくというようなことで出されたと記憶しております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 理解としては、地元からのいろいろな意見があり、町が指導を

して当時の前自治会長から工事の中止届を出さしたということで理解したいと思うんですが、そこで再度、それでは地元と調整をしなければならぬ、工事を中止しますという届け出の一番の理由というのは何やったんですか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これはあくまでも、先ほど申し上げました自治会長さん個人で出されたもんじゃなくして、地元自治会としての総意に基づいて出されたというような我々としては認識しておる中での文書でございます。その中で、やはりそういったことではないような、いろいろなことが聞こえてまいりますので、そういった文にして整理してくださいと、そういったことを十分自治会の中でまとめてくださいというようなことを言ったままでございまして、私のほうから工事を中止しなさいというふうな指導は一切しておりません。そういった中でされたものでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、ちょっと視点を変えまして、今峨瀬自治会につきましては、この集会所建設問題が起こって、不幸なことに自治会が2つに分かれています。それについて、現峨瀬自治会に対して、町がもう一度1つの自治会として地縁団体を結び、基礎工事で終わっている集会所建設を引き続きやってほしいとの申し出があるようなことを聞いているんですが、あるのかなのか、まず確認しておきたいと思ひます。

。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 私のほうからそういったことを申し上げたということではございません。ただ、地元のほうでは、先ほど申しておられますように、訴訟事件も生じておる中で損害賠償という話もございまして、同じ賠償ならば、引き続きその基礎をそのまま利用して建てたいというようなこともあるということも聞いておりますので、そういった中での話だと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、まず聞いておきたいんですが、自治会が2つに分かれるということについて、町は今の話の中でそういう働きかけはしてないというんですが、今峨瀬について自治会がそしたら2つに分かれていますというのは、これは町として当然認めておられる事実なんですね。そのことをまず確認しておきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今の段階では、2つに自治会が分かれたというお話でござい
ません。今、いわゆるいろんな動きを示されている地域につきまして、1つの班として活
動をされております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 部長、そんなおかしな、うそを言うたらあかんわ。第1自治会
いうて分かれて、少なくとも新しい自治会をつくりましたということで町へ申し出された
んでしょ。ところが、総務部長は、そんなんは受けとれませんいうてずっとそのまま引
きずったん違いますの。自治会みたいなん、住民の自主的な団体ですよ。追手でも集会所
の件でいろいろ問題があって、3つに分かれたような自治会がありますやん。自治会が分
かれようが合併しようが、それは地域の住民の方々の自由な判断です。それを、わざわざ
分かれたということであって来ているにもかかわらず行政が、いや、そんなことは認められませ
んと。一体これは、どういう根拠に基づいてそういう行政指導をされるんですか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これについては、あくまでも、おっしゃるとおり、任意の団
体でございますので、我々のほうから分かれたりひつついたりという話は一切言えるもの
ではございません。それは認識は同じでございます。

ただ、申してこられた中で、もともとの峨瀬自治会がある中で、その上に乗って新たな
自治会のエリアを描いておられる。これについては、例えば町のほうから防犯灯のいろん
な面での補助を出している部分でのエリアの整理とか、細かく言えばそういったものが出
てまいります。そういった中で、それらの分を整理していただきたいということで双方に
申し上げておったわけでございます。そういった中で、そういったことさえクリアできれ
ば、何ら問題はないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） そうやなくて、要はあれなんでしょう、今自治会が2つに割れ
るとするのは困るんでしょ、町としては。以前に町有地、財産規則にものつとらんと、
勝手に町長が集会所に使うていいですよという土地使用承諾書を渡した。そんなことは、
少なくとも自治会が2つに分かれてなったりしたら、たちまち町有地を勝手に使用させ
た、そのこと自身が整合性がとれなくなるじゃないですか。

私は、集会所の件で、今町がしていることというのは、以前の服部集会所の補助金のよ
うに、町から補助金が出せないまま、とにかく建物させ建てばそれにかかわった人のメン

ツが立つというような問題解決をしようとしているのではないかと思うわけですよ。服部自治会を見てもわかるように、後々までそういうことが、地域の住民どおしがしこりを残す結果となって、行政として、私は思うのは、だれが何と言おうと、その都度ちゃんと条例や法律に基づいて精査し、事務執行をしていけば、このような不幸な問題は起こらなかったはずなんですよ。

町のほうは精査したと言っているが、先ほど述べましたように、虚偽公文書で予算計上を試みたり、町有地を斑鳩町財産規則に違反して土地使用承諾書を東川氏に許可しただけでも私は問題やと思うんですが、それにもまして、例えば建設費の坪単価75万、常識で考えてもこのような通常の価格よりも高いと私は思いますし、これでも本当に町は精査したと私は言えるのかと思います。もともとこのような不公平がないように、斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱が定められていますし、ましてや土地、建物にそれぞれ上限1,500万円まで町から補助金が出されるのなら、もっと厳しく精査し、各自治会に公平に運用すべきではないのか。

こんな現状の中で、全く責任のない現峨瀬自治会長宮本勝吉氏が、峨瀬集会所建設請負業者の日本建設から契約不履行として奈良地方裁判所に、集会所建設請負代金等請求事件として709万6,960円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで年6分の割合による金品を支払えという内容で訴えられている。このような異例な事態をつくったのは、私は町長以外だれでもないと思うんですが、再度町長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） いろいろと先ほどからご意見を述べておられますけれども、私は服部自治会の問題にしたって、私は総務委員会ですべてのことを申し上げて、やはり出ないものは出ない、あるいはそういうことでいろいろと議論を尽くしてきました。委員長も苦心されて、採決までとられるということやなしに話し合いをしようということでされてきたんですよ。何も峨瀬自治会かて、みんなが円満にいけば、何もこんな問題起こってないですよ。あのときに、地縁団体をしてないやないかというところから地縁団体をしようということで、10月13日に皆寄ったんですよ。寄ったときは、大半が地縁団体をしようということで、あくる日でも地縁団体の手続が、判こを押して役場へ持ってこられるような関係になっただけですよ。それがいつどうなったのか私は知りませんが、やっぱりもう少し峨瀬自治会として真剣に考えなかったら、自分らかて1,500万円とい

うお金、町からもらえる1,500万あっても、それだけの分は出さんなんですから、これから維持管理もしていかならんです。そういうことを踏まえる中で、もう少しみんなが、峨瀬自治会の人、だれが提訴されたとかそんな問題よりも、もっとみんなが真剣に考えていかんと、私はこういう問題は解決しない。

そういうことで、私は以前からずっと総務委員会にも、土地の開発公社の関係等についてもずっと説明申し上げて、自治会用地として相手方に渡しますよという話もさせていただいているわけです。

そういう経過を踏まえた中で、手続上の問題等についていろいろとご指摘があるけれども、町でつくらないかん公民館をその地域でつくっていただくということは、我々としてはありがたいことであるということで努力をしているわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 町長はすぐ地元の問題にすりかえられますけどね、私は言うてますように、行政というのは、皆さん方は法律や条例に基づいて仕事をするんでしょう。地元からそしたらだ一っと要望があったら、いや、とにかく地元の要望があったら私はしますねん言うて、そしたら鈴木宗男と変わりませんかやないか。あんたらは、少なくとも法律や条例に基づいて仕事をする。それが、みんな公平、公正にやる一つの基準ですやろ。

だから、この問題で言うたら、少なくとも土地使用承諾書を町長が財産規則にものつとらんと出したことが建設をできるきっかけをつくったわけでしょう。一番最初にちゃんと財産規則にのっとしてそういうことをしていれば、少なくともこういう建設をすること自身ができなかったわけですやん。私はその部分を言うてるんですよ。そんな地域の賛成や反対や、地域の地縁団体で無責任やどうのこうの。そうやなくて、行政が本来当たり前のことを当たり前にしてほしいと。私が言うても普通の主婦の方が来られても、お年寄りが来られても、条例や法律に基づいて当たり前のことを当たり前にしてほしい、そのことを言うてるだけですやん、私は。

私は、本当に今回はっきり言うておきたいと思うんですが、この峨瀬集会所建設の契約不履行に至らしたその責任は、私は、再度言いますが、財産規則に違反して町有地を集会所用地として東川氏に土地使用承諾書を交付した町長の責任であり、その残骸となった基礎工事は、東川氏と町長で責任を持って撤去し、もとの更地に戻して、町民全体の財産として私はすべきであると、強く指摘しておきたいと思います。

次に、合併問題について移りたいと思います。

町長は、町村合併について推進していきたいと新聞記者のインタビューにも答えておられますし、今回の施政方針でも言うておられますが、これは朝からの同僚議員の質問にもあったかと思うんですが、それを聞いている中でも、なかなか私も具体的にそういうイメージがつかめません。

そこで、再度、具体的にどのようにその合併問題について、住民の気持ちを盛り上げ、あるいは議会の議員の気持ちを盛り上げて進めていくのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今現段階で本町としての合併に向けて具体的にどのように進めていくのかというご質問でございますけれども、先だって、16日にもございましたように、今広域圏の会長は河合町の岡井町長が今リーダーシップでございます。そういう中で、議長さんともいろいろとご懇談をされて、一つの16日のシンポジウムができたと思っております。そういう一つの機運が私は今でき上がってきているのではないかと。特に昨年あたりの議会の視察等を見ましても、やはり合併をされたところ、あるいは現時点で広域市町村圏の議長会の議長さんは、特に上尾あたりも視察をされているというふうに、住民投票では否決をされたところもございましたし、そういうところの関係等について、今議会もすべてそういう形で、合併についてのメリット、デメリット、いろんな関係等について勉強をされている、そういう機運が盛り上がってきたなということは私はやっぱりありがたいことだなと。

いずれにいたしましても、住民の代表であります議会の皆さん方がそういう一つの決断をする時期もまいるわけですから、住民にどう資料を提供していくのか、この関係等については午前中の質問者等にも申し上げましたように、やはりそういうものについては一定の資料等を提示しながら、住民の皆さん方にそういう点についてはご理解いただくような点をしていきたい。そういうものについて、今我々としては、7町の会長である岡井町長を中心に、また広域圏市町村議長会の会長であります平群町の村上議長等ご相談していただいて、できるだけ早く、任意でやるのか、そういう法定の関係等についての協議会を設置する努力をしていきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 先日の広域7カ町のフォーラムでも、住民の関心は高かったように思いますし、生駒郡の議員研修でも合併の講演がありました。

私は、町内を歩く中で住民の方々から聞く話は、これだけ不景気で会社でもいろいろリストラがある中で、議員もリストラしてはどうかという声を聞きます。その中には、財政難ということの中で、それは確かに受益者負担という中では、ごみ袋や公民館の使用料についても、それは時代としてやむを得ないのかもしれない。しかし、そういうことをする前に、まずおたくら議員がもっと、まず血を流してくれやということをお聞きします。

また、7カ町が合併したら、現在108名ほど7カ町で議員がいるわけですが、35～36名程度に削減できるのではないかと。7町になりますと、当然市長は1人ですし、助役も減りますし、収入役も教育長も、あと農業委員やいろんな相当数の人員が削減できると。一説には、1年間で2億円もの人件費が節約できるという試算もあるわけですが、来年統一選が行われるわけですが、私はそれまでに住民の民意を聞くために、直接具体的に率直な住民の声を聞く機会を設けて、そして少なくとも合併の助走段階として、7カ町のとにかく議員定数を幾らかでも削減して、合併を争点にして統一選をやろうと、例えばこういう提案をされたとしたら、いやがおうにも合併についての私は問題が起こってくるのではないかなという考えがあります。これは、住民の方々も同じようなことをおっしゃっておりまして、なるほどな、そういう考え方もあるかというようなことを私も思いましたが、こういう意見について町長どのように思われますか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 西谷議員が踏み切った、域を越えた、合併という初めて出てきたわけでございます。それ以前まで、恐らく西谷議員も、そういう関係については、議会としてはシビアに考えておられたと思います。ただ、やっぱりそういうことを町民から聞くということについて、今真剣にならざるを得ない。みんながそういう関心を持っておられる。

ただ、私はこれは一番大事なのは、木津町でもどこでもいろんな問題のこういう住民発議されてます。発議されたやつは全部否決されているんです。議会が議決機関になるんです。議会は、皆さん方からの代表で選ばれているわけですから、そういうこともここでやっぱり考えなかったら、今西谷議員がおっしゃるように、それはだれだって合理化すれば2億も3億も減ってきます。ただ、議会の機能が、皆さん方の意見が吸い上げられるかという問題も一つの大きな問題であろうと思いますし、私はあえて以前からも、この15年の統一地方選挙はこのままで選挙せざるを得ないだろう。ただ17年の3月の合併について、そういうことについては暫定的にいく旨もあろうと思いますし、だから私が言ってま

すように、朝からの質問者でも、14年度中というのは、あと15年16年、もう2年しかないわけですから、西谷議員のように極端なことは私はでき得ないと思いますけれども、やはり14年度中にある程度そういうことが固められれば、17年の3月の合併には向いていくのではないかと考えております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私はやっぱり、相当それは世の中が不景気であるということも事実でしょうけど、そういう中でやはり住民が非常にシビアに行政も見ておられるし、議会についてもそのように見ておられます。その中では、やっぱり、一議員にとったらそのまま何もなしでいくということは、ある意味では一番それは楽なことでしょうけど、斑鳩町のために役立つやということで議員それぞれが議員に立候補して通ってきているわけですから、町の将来を考えた場合に、本当にこれでいいのかなというようなことを、私もここ最近改めて合併については思いました。以前には、合併もそういうのがあるかなあと程度の認識ではありましたが、だんだんといろんな住民の方からの話を聞き、あるいは切実な住民の行政に対する不信感。

それと、私は思いますのは、こういうことが進むことによって、議員は議員なりに議会に緊張感を持たれますし、職員自身の方につきましても、7カ町が合併になる。そういうことになると、今の職員自身の地位がずっと安泰であるというようなことはないわけですから、そういう面では、お互いがそれぞれのいい意味での緊張感なりを持って仕事を進めていく上では、非常に住民にとっては結果としては私はプラスになるんやないかということを思います。

だから、ぜひとも町長として、少なくとも住民が合併問題を話し合えるような材料の提供、情報の提供をしていただくとともに、早急に生の声を聞く。それは単に町が聞くんやなくて、我々議員も一緒になって住民の生の声を何度も聞いて、その中で、本当に住民が望んでいるのか、それとも望んでないのかということも含めまして、そういう住民の生の声を聞く機会をぜひともつくっていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

次に、3番目に移りたいと思うんですが、以前にもちょっと質問をしたんですが、白石畑のNTTドコモの電波塔の設置について、地元住民に電波障害の被害があるということを以前に質問いたしました。その後町のほうから、白石畑の住民の方々に、行って対応をされているのかどうか、まずその点を聞いておきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 住民の方直接というよりも、NTTドコモのほうに対しまして、そういうことで地元のほうからもこういう問題提起がされているんで対応するよというということで交渉をさせていただいた経緯もございますし、住民一人一人の方に対応するんじゃないし、自治会長さんにつきましても、そういう形で、NTT関西のほうにもこういうことで対応するよというということで申し入れをしておりますので、自治会長さんのほうからもNTTドコモのほうへ連絡をとっていただいて、そういう形で対応してくださいということでは対応をしてきた経緯がございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 地元の対応としては、今白石畑の本当に真ん中にぽつんと、ど真ん中に電波塔が建っているんですが、それをもともとの計画のとおり山の方へ移設をしてほしい、そういう形での交渉をされているんですか。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 我々は、一応被害等があるということでおっしゃっており、人体とか電化製品ですね、そういうことがあるということ聞いておりましたので、そういうことの対応についてNTTドコモに、こういう要請があるからということで依頼をする中での対応ということになっております。

それともう1点、9月のときにもお答えをさしてもらっておるんですけども、総務省の近畿総合通信局の電波管理部のところにも、町のほうからも、そういう電波の関係について調査をしていただけますかということも問い合わせを行う中で、そういうことで調査は行ってもよいですよという返事もらっております。そういうことも自治会長さんにもお伝えする中で、NTTドコモと協議をさせていただいて、いつ実施するかという日程調整をしていただきたいということでもお願いをいたしているところです。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 町としているんなそういうことをされているというのはわかるんですが、私は基本的に電波障害について、住民から見れば、ある日突然電波塔が建って、そして今までなかったような現象が起こる。あるいは、どうも頭が痛くなって、あれができてからずっと天理よろず病院へ今通うてるんやというようなことも聞きます。そういうことを考えたときに、行政が苦情を聞いて、こういうふうやってます、やってますというのは確かにわかるんですが、そうやなくて、住民のそしたら視点に立ってこの問題を

考えるとしたら、住民は少なくとも目の前にあるあの電波塔を移設してほしいというのが住民の願いやと思うんです。それで少なくとも自分たちの健康を害されてるんやとしたら、私は行政は、電波の調査をするんやなくて、とにかくアンテナを移設してほしい、そういう部分について私は全力でそういう交渉を少なくともすべきやないのかな。

行政が行政として対応をする中で常に心がけないかんのは、困っている住民の目線で、その立場でその問題を考えること、これが第一ではないのかな。それが、逆に言うたら、困っておられる住民の方々の安心を得る、信頼を得ることになるのではないかなと思うんですが、この件につきましては再度NTTと十分に協議いたしまして、住民が心

配しているようなそういうものについては _____ ももとは、話を聞きますと、あんな村の真ん中に建つんやなくてもっと山手のほうへ建ててほしいというのが当時の話みたいやったのが、いつの間にかそういう形になったという話も聞いてますので、もう一度その辺のところはNTTにかけ合ってくださいまして、行政として十分な働きかけをしていただきまして、一日も早く白石畑の方々が安心して暮らせるような環境にさせていただきたいことを要望しておきたいと思います。

次に、それでは最後の質問をいたしたいと思います。

町道401号線、通称服部道にある用水路についてなんです、これは町としてはだれのものであると理解されておられるのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 町といたしましては、平成12年度より交通安全対策ということで、地元の役員さんと町道の南側水路の位置づけについて確認を行ってまいったところでございます。法務局の公図では里道のみであります、地元地域でお持ちの古図等の資料によりますと、溝といった表示がされておまして、服部地区地元役員さんと南側水路部分について、公図と古図の相違点等の説明及び水路の位置づけについて協議を行ってきたところでございます。役員だけでは水路の位置づけは決められないということで、ことし1月19日に服部自治会の総会時に水路の位置づけを協議していただくことになっておりましたが、水路の位置づけについては、地元での結論が得られなかったというふうに聞いております。だから、今現在ではまだはっきりしておらないということになります。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 法務局の図を見たら分筆もされてないし、ちゃんと本人の、地

権者のもんやと私は思うんですが、服部の古図の中にはあったと。通常の事務の中で、例えば法務局にある公図、それと古図というのがあって、それがそご、違う場合ですね、こういう場合には、具体的にはどういう形でそしたら行政としては提示されるんですか。一般的な実情、その古図にあるのと、少なくとも法務局の分筆公図と違う場合に、どのような感じでそれを整合されるのか、まずお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 確認の仕方といいますか、ということでのお尋ねだと思いますが、なるほど古図とそれから公図と食い違いが出てきておりますので、地元の自治会長、水利組合長、その方々と一応協議していかないと、はっきりとは定まらないということでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） そしたら、地元の自治会長や少なくとも水利組合長と協議をして、これはだれだれのものであるということ確定するわけですが、当然その中には土地所有者も含まれるわけですか。としたら、少なくとも土地所有者の同意が得られなかったら、それは最終的にはこの人たちのもんやということに通常はなるんやないですか。違うんですか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 確かにおっしゃるとおりでございますけれども、一応個人の方にも当然ご説明は行いまして協力をお願いする必要があると思っております。位置確認についても当然お願いすることと思っておりますが、水路が個人地なのかにつきましては、先ほど申しあげましたように、当地域の自治会長及び水利組合長との立ち会いも必要となります。当然地域でお持ちの資料も、さっきも申しあげましたように、確認してもらわなければなりませんので、その位置的なものの確認をするために、まず地域の自治会長さんや役員さんに声をかけさせていただいて、それで全体の中で図っていただいたというような形になっております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 何でこういうのを聞いたかと言いますと、今言われたように、例えば古図と法務局の図面が違うということの中では、まず町としては、この土地が果たして土地所有者のものなのか、それとも古図にあらわれているもともとの水路という部分なのかということをおそらく自治会に確認してほしいということで多分依頼をされたと

思うんですが、ところが実際地元へ回ってきた話の中では、水路にふたをして歩道にすると、これについて賛成か反対かという形で書類が回ってきた言われるんですね。そしたら当然土地所有者の人は、何で勝手にそんなものうちの土地にやな、歩道をつけるのに村の賛否をとらんなんねん、これは当然、僕はその方々の立場になったら当然やと思うんですがね。

だから、私は行政が、例えば前々からあそこについては、少なくとも狭いし歩行者も危ないということで水路を歩道にするということで、行政として地域にやるんやったら、今言われているような形で、どっちか判断できへんねんいうのやったら、少なくともその地権者に行政が集まってもらって、こういう話があんねんけどということで、まず行政が表に出て土地の所有者なりに対応すべきやないのか。逆に行政が、いや、これ地元任せねん、地元任せたら、自分らの土地やと思うてる地権者、聞くところによりますと、ほとんどあれは我々の土地であるということを皆さんが言う。ところが、全然関係のない人が、あれは国の土地や言われて非常に憤慨されている話を聞く。

行政として、まず最初に、事業を本当に進めるんやったら、行政が地権者のところへ私行ってそういう話をするというのが一番違うのかな。順序が逆に変わったことによって、余計な混乱を行政が住民に招いたような気がするんですが、その点はどうですか。今になってどのように考えておられますか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、平成12年の11月21日から服部自治会長、交通安全対策として待機所等が可能かどうか協議を行うということで、いろいろとこういう安全対策については12年、その以前からも話があるわけです。だれが見たって危険な箇所ですから、それは当然協力するところは協力していこうということで、恐らく自治会長さん、当時の自治会長さんいろいろとご苦勞なさって、何遍も町へ赴かれて、しかしそれが公図と古図とが違うということもございます。

ただ、やっぱり私は、状況が水路ですから、当然そういうことは、皆さん方が、村の人が判断をさせていただいてしなかったら、これまた町がどうかというところで、これは俺のものやないかとなってたらなかなかできませんし、やっぱり協力するところは協力していただくということでしていかなかったら、なかなかそう簡単に私はこれはできないと思いますし、ただ賛成か反対か、そんな問題じゃないと思うんですよ。ずっとあった流れの中で、自治会長さんは1年で交代されますから、自治会長さんは大変なんですよ、やっぱ

り。毎年自治会の新年のあのお伺いしますけれども、自治会長さんはこの問題を解決したいということです。現時点の藤川自治会長さん、その前の南自治会長さん、あるいはそういう方々が何とか、現実にはまっている人を見たら、服部の村でこういう事故が起こっているということは大変やと、しのびがたいと、何とか水路を、天端でもちょっと出して歩道でも待機できるようなどこでけへんかなというのは、それは切実な願い。我々としてもそういう気持ちを持っておるわけですので、そういう点については、服部の自治会の皆さん方を中心として、水利組合とかいろいろと皆さん方その関係者の方に寄っていただいて、当然そういう点については前向きに検討をしていくということが一番大事じゃなからうかなと私は思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 私は、賛成とか反対じゃなくて、手法として、所有がわからへんのやったら、町が安全対策とするねんやったら、逆に言うたら、そういうところを町が買うてでもやっていくんやということに私は最終的になるんやないかなと思うんですが、その中では行政がもっと積極的に、そういう地権者の整理については、仮に話し合いせいと町長言われるけど、話し合いせいと言われても、本当にその土地は自分のもんや思うてはる人と、いや、こんなもの国のもんやと言うてる人の中で、何ぼやってもなかなか平行線で、いや、そないみんな言うねんからそしたら国のもんやろかということにはなかなかやっぱりならんやないかな。その中で、行政が主導権を握って進めていく以外ないんかなと思いますんで、ぜひとも、確かに地域の問題やという部分も一面ではありますが、行政として交通安全対策の中でやっていくということになるなら、もう少し行政が積極的に地元へ入って、地権者なり、あるいは地域の方々の説得に当たっていただきたいなということをお願いいたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 以上で、10番、西谷議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明6日は休会、7日は予算審査特別委員会の開会を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後5時5分 散会）

